

令和 3 年度～6 年度実施

自己点検・評価報告書

〈第九巻〉

中央学院大学

第九期自己点検・評価実施委員会

自己点検・評価報告書（第九巻）の刊行にあたって

本学に対する第3期認証評価（評価対象期間：2015年4月～2022年3月）の結果、2022年3月に大学基準に適合していると認定された際に、是正勧告として、「基準10 大学運営・財務」の項目について「①大学運営に関する大学の方針が定められていない」「②副学長が設置されていない」「③研究科長の権限に関する包括的な定めがない」「④規程に基づかない組織運営や改廃規定の不備、重要な会議体の会議録が作成されていない」という点が挙げられました。また、改善課題として、「基準2 内部質保証」の項目について「⑤内部質保証について定期的な点検・評価を行っているとはいいがたい」「⑥改善・向上のプロセスが明確でなく内部質保証推進組織が十分な役割を果たしているといえない」、また「基準4 教育課程・学修成果」の項目について「⑦法学部・現代教養学部・商学研究科につき教育課程の実施に関する基本的な考え方が示されていない」との提言がありました。

2022年4月に設置された第9期自己点検・評価実施委員会が中心となり、それらのは是正勧告及び改善課題についてそれぞれ以下のような対応を行いました。すなわち、上記①については「中央学院大学大学運営に関する基本方針」を2022年6月に策定しました。そして、市川仁前学長から学長を引き継いだ私も改革に加わり、上記②については「中央学院大学副学長規程」を2022年7月に制定し、10月に内部質保証と地域連携を担当する初代副学長が就任しました。上記③については、「中央学院大学大学院学則」を2022年7月に改正し、研究科長の権限を包括的に定めました。上記④については、経営会議の議事録を整備するなど規程に基づく運営を推進しました。上記⑤については、「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正を行うなどして、定期的に点検・評価が行われる体制を整えました。上記⑥については、「大学質保証会議」を設置しこれを中心に内部質保証体制を強化するとともに、自己点検・評価に基づく改善要望書が自己点検・評価実施委員会から大学質保証会議を経て学長に提出され、学長から改善等の指示を行うという形で改善・向上のプロセスを明確にしました。上記⑦については、「中央学院大学の3つのポリシー」を策定するとともに各学部・研究科の3つのポリシーの見直しを通じて全学との一貫性・整合性をはかりました。

以上のように、大学基準協会からの指摘をもとに、単にそれに応えるというだけではなく、大学としてより積極的に内部質保証体制の充実をはかるべく、常に前向きに検討と対応を続けてきております。

今後、2028年度における第4期認証評価の受審に向けて、全学をあげ、学部・研究科が綿密に連携して本学の内部質保証のさらなる充実に努めてまいります。その究極の目標は、学生に充実した学びの場を提供し、学生が自らの成長を実感できるような教育を実現することにあります。各学部・研究科の強みを最大限に活かしつつも、大学が全体として（学士課程の学生に対して3つの学部が一体となって学びをサポートし、あたかも「総合単科大学」のように）学生に寄り添い、“STAND BY YOU”というスローガンに裏打ちされた質の高

い教育を提供し続ける存在でありたいと考えます。

あわせて、我孫子という地域に支えられ、逆に我孫子という地域に貢献できる大学として、ますます存在感を高めていきたいとも考えます。

今回も、この自己点検・評価報告書の作成には、大学質保証会議や自己点検・評価実施委員会の構成員の皆様をはじめ、学内の多くの教職員の皆様がそれぞれの立場から参加され、ご尽力いただきました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。また、学外からの貴重な声を届けていただいた外部評価委員会の皆様にも深く感謝いたします。

2025年9月
中央学院大学
学長 大村芳昭

目 次

I 自己点検・評価報告書

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	15
第3章 教育研究組織	25
第4章 教育・学習	35
第5章 学生の受け入れ	61
第6章 教員・教員組織	71
第7章 学生支援	81
第8章 教育研究等環境	91
第9章 社会連携・社会貢献	101
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	113
第2節 財務	121
終章	125
資料	127
II 外部評価報告書	135
III 大学質保証会議	159
IV 第3期認証評価改善報告書	179

【事務組織改編に伴う部署名の変更について】

中央学院大学では、2025（令和7）年4月1日より事務組織の改編を実施しました。

自己点検・評価報告書第9巻においては、2025年4月以前の旧組織・部署名で記載されている部分もありますが、下記の対照表を参考に読み替えてください。

【変更後】

総務財務部	庶務グループ
	経理グループ
	管財グループ
企画政策部	企画戦略グループ
	社会連携グループ
学事部	教務グループ
	学生・国際交流グループ
	就職グループ
	研究支援グループ
	学生相談室
	保健管理室
入試広報部	入試グループ
	広報グループ
情報システム部	情報メディアグループ
	図書館グループ

【変更前】

総務部	総務課
	人事課
財務部	経理課
	管財課
学長企画部	企画課
大学評価・IR推進室	
社会連携・研究支援室	
学事部	教務課
	学生課
就職部	就職課
社会連携・研究支援室	
学生相談室	
保健センター	
入試広報部	入試広報課
情報システム部	情報メディア課
	図書館事務課



序 章

序章

1. 第9期自己点検・評価実施委員会の位置づけと役割

本学は、2021（令和3）年度に大学基準協会による大学評価（認証評価）を受け、2022（令和4）年4月1日から2029（令和11）年3月31日までの7年間にわたり「大学基準に適合」と認定を得た。しかしながら、4項目において課題が指摘され、大学として早急な対応が求められた。

これを受け、第9期自己点検・評価実施委員会は、次期大学評価までの7年間の前半3年半を任期とし、2021（令和3）年度の大学評価により指摘された「是正勧告」ならびに「改善課題」に関わる課題解決の基本方針を策定する責務を担った。指摘を受けた4項目については、改善状況の中間報告が求められており、本学は2025（令和7）年7月末に大学基準協会へ「改善報告書」を提出した。

第9期自己点検・評価実施委員会では、指摘された事項を当然改善すべき重要課題と位置づけ、計画的に改善を進めてきた。さらに、2021（令和3）年度の大学評価において問題点と指摘されなかつた事項に関しても自己点検・評価を怠ることなく実施し、学内の潜在的な課題を積極的に掘り起こし、改善を図る取り組みを進め、内部質保証のための点検・改善サイクルを着実に確立しつつある。

2. 前回大学評価の内容確認

2021（令和3）年度の大学評価において大学基準協会から受けた指摘は、「是正勧告」1項目、「改善課題3項目」の4項目である。

[是正勧告]

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針が定められていない。また、学則において、副学長を置くことが定められているが、これまでに置かれたことがなく、規程と実態に齟齬があり、研究科長の権限についても包括的に定められていない。さらに、規程に基づかない組織運営や、改廃に関する規程の不備が見受けられるとともに、「経営会議」や「学部長会議」は組織における重要な会議体でありながら、その会議録が作成されていない等、適切な大学運営を行っているとはいがたいことから、組織の基盤を十分に整備し、適切に大学運営を行い、定期的な点検・評価およびその結果をもとにした改善・向上に取り組むよう、是正されたい。

[改善課題]

- ② 「自己点検・評価実施委員会」を責任主体とする内部質保証体制を構築しているものの、定期的な点検・評価を行っているとはいがたい。また、点検・評価の結果に基づく改善・向上のプロセスが体制上明確でなく、内部質保証推進組織が改善・向上に向けた運営・支援の役割を十分に果たしているとはいえないことから、「自己点検・評価実施委員会」のもと、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められ

る。

- ③ 法学部、現代教養学部および商学研究科修士課程の教育課程の編成・実施方針において、教育課程の実施に関する基本的な考えが示されていないため、明文化するよう改善が求められる。
- ④ 「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準を推移しており、教育研究活動の安定的な遂行と必要な財政基盤の両立が十分に確立されているとはいえない。事業活動収支差額比率は改善傾向にあるが、教育研究経費比率の減少が要因となっていることから、教育研究環境の維持・向上の観点に留意しつつ、財政基盤の確立に向けた取り組みの具体化、実行が求められる。

3. 第9期自己点検・評価実施委員会の取り組み

大学評価を受けて、まず、大学運営に関する基本方針の見直しから開始した。本学では従来、学長を中心に関係法令や規程に則り運営を行ってきたが、新たに「中央学院大学大学運営に関する基本方針」を制定し、運営体制をより明確化した。特に、学則で定められていたもののこれまで設置されてこなかった副学長について「中央学院大学副学長規程」を制定し、副学長を任命した。これにより、副学長を議長とする「大学質保証会議」が新たに設置され、あわせて自己点検・評価実施委員会の規程も改正され、大学質保証会議と自己点検・評価実施委員会の役割分担を明確化することで、内部質保証システムの再構築を進めてきた。

自己点検・評価実施委員会では規程改正に伴い、各部会も規程改正を行い活発な点検・評価を行ってきた。2022（令和4）年度からは、各部会が作成した年次報告書を、各部会の主査を中心とする全学検証委員会が点検・検証し、「自己点検・評価に基づく報告・改善要望書」として大学質保証会議に提出している。大学質保証会議はその内容に対して自己点検・評価実施委員会に回答し、大学運営における成果や課題を適切に把握した上で改善につなげる仕組みを整えた。こうした流れにより、PDCAサイクルを明確化し、大学基準協会から指摘を受けた課題の改善にとどまらず、自律的に学内課題を洗い出し、解決に取り組むことが可能となった。

こうした一連の活動を踏まえ、各部会での自己点検の結果を自己点検・評価実施委員会が全学的視点で検証し、これまでの3年半にわたる取り組みを総括する形で「自己点検・評価報告書 第9巻」としてまとめたものである。

第1章 理念・目的

第1章 理念・目的

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

中央学院大学の建学の精神は「公正な社会観と倫理観の涵養」であり、その教育理念は「少数教育を通じて公正な社会観と倫理観を涵養し、人権感覚や共生意識を育むことにより、複雑化する現代社会を生き抜くための実力と創造力を備え、社会に貢献できる有能な人材を育成する」である（資料1-1【ウェブ】）。大学の前身である日本橋簡易商業夜学校の創始者の一人である高楠順次郎は、「誠実に謙虚に生きよ 温かい心で人に接し奉仕と感謝の心を忘れるな 常に身を慎み反省と研鑽を忘れるな」と説諭し、人格形成と人間教育の重要性を説いたと伝えられている。高楠のこの言葉は、法人創設時の精神を表すものとして今日まで受け継がれており、その精神が上記の建学の精神と大学の理念に集約されている。「公正な社会観と倫理観」をもつためには、社会における組織や人間の役割を理解する能力や、望ましい社会の在り方を探求する姿勢、自らを律し行動する態度を身に付けることが必要不可欠であり、中央学院大学の教育の目的は、こうした能力、姿勢、態度を身に付けさせる教育を行うことにある。

また、各学部・研究科の教育研究上の目的は、この大学の建学の精神と理念から導き出されている。

商学部は1966年の開学以来の学部であり、教育理念は大学の理念の趣旨と同一で「徹底した少数教育を通じて、公正な社会観と倫理観を涵養し、実力と創造力をそなえた有能な社会人を育成すること」を目的としている（資料1-2【ウェブ】）。大きく変化している現代社会において真に実力と創造力をそなえた有能な社会人を送り出すためには、単に商業人としての能力を身に付けているだけではなく、望ましい社会のあり方を見据え、社会規範に基づき自らを律し行動する態度を養う、人間形成を土台とした実学教育が必要になる。建学の精神を継承し、大学の理念を現代社会において実践することが、商学部の目的である。

法学部の教育理念は、建学の精神に基づき、また、現代社会に求められる法学部教育のあり方を踏まえて、「人権感覚の育成と共生意識の確立とをめざし、専門教育と人間教育のバランスのとれた全人教育を施すことにより、法的素養と良識とを備えた有能な社会人を育成すること」を目的としている（資料1-3【ウェブ】）。大学の建学の精神にある「公正な社会観と倫理観」を身に付けるためには、社会におけるあらゆる利害対立の場面で、各々の利害関係人固有の人権および利益を尊重し、敵対を乗り越え共存共栄をはかるうとする姿勢が必要となる。また、少子高齢化への対応、「内なる国際化」への適応、自然との共存、「事

前規制・調整型」から「事後監視・救済型」社会への転換など、構造改革を推し進めざるを得ない現代社会を賢く生き抜き、かつ社会に貢献できる人材となるためには、専門教育・人間教育を含めた教育の中で、基本的人権を尊重することの本当の意味を理解し、自己決定・自己責任を全うすることや、自律の精神に富み、かつ他者を尊重・共生する力を身に付けさせることが、法学部の目的である。

現代教養学部の教育理念は、「公正な社会観と倫理観をそなえた自立した個人の育成をめざし、現代を生き抜くための教養教育を通じて、地域や社会、政治や経済との関わりの中にある自己を深く知り社会参画や社会貢献ができる市民を育成すること」を目的としている（資料1-4【ウェブ】）。建学の精神に掲げられている「公正な社会観の涵養」は、社会における組織や人間の役割を理解し、人間にとて望ましい社会とはどのようなものかを探求する力の養成であり、「公正な倫理観の涵養」とは、物事の善悪や正義を探求する力や、市民の義務と責任を自覚し社会規範に従う自己管理能力の形成と捉えることができる。この意味で「公正な社会観」と「公正な倫理観」は一体の概念であり、時代の要請する市民像の基本的な理念となるものである。現代教養学部における「現代教養」とは、大学の建学の精神である「公正な社会観と倫理観の涵養」を基盤とする教養、すなわち、現代社会を生きる市民がそなえるべき教養を意味する。価値観の多様化や国際化に対応できるよう、異文化を理解するとともに、他者との適切なコミュニケーションを通じて、社会参画や社会貢献できる力を養うことや社会規範の在り方を考えることにより、自らを律し社会のルールに従つて行動できる態度を身に付けさせることが、現代教養学部の目的である。

商学研究科の教育理念は、「公正な社会観と倫理観の涵養」という大学建学の精神に則り、「徹底した少数教育を通じて、公正な社会観と倫理観を涵養し、実力と創造力をそなえた有能な社会人を育成すること」を目的としている（資料1-5【ウェブ】）。20世紀の商学は、利益最優先という企業側の論理に立脚した業態研究や流通研究が中心であった。しかし、21世紀は地球環境問題を踏まえ消費者側の論理が重視されるようになり、経営倫理や企業関係者のコンプライアンス（法令遵守）やコーポレート・ガバナンス（企業統治）を学修する必要性が高まっている。また、グローバルな視点のみならずローカルな視点が強く求められている。かような社会情勢の下、本学の生涯学習センターを中心とした長年の地域貢献が評価され、地域振興に不可欠な商学研究機関を本学に設置する要望が我孫子市を中心に出されたこともあり、2006年に本研究科が設立されることとなった（資料1-6）。社会環境の変化の中で、社会の要求に対応できる会計や経営の専門職業人の養成は各方面から求め続けており、商学研究科は、このような「商学」変革時代の要請に応えるべく、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人として専門職業人等の養成を行うことを目指している。

以上のように、中央学院大学の理念と目的は、建学の精神や創始者の言葉を具現化する形で成文化されており、大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしている。

- ・ 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

中央学院大学の理念と目的は、中央学院大学学則第1章総則の第1条に、中央学院大学

大学院の理念と目的は、中央学院大学大学院学則第1章総則の第1条の第1項と第2項に、それぞれ明示されている（資料1-7、1-8）。中央学院大学学則は、建学の精神である「公正な社会観と倫理観の涵養」を「国家的・社会的要請」に応じて実現しようとする意志の表明であり、中央学院大学大学院学則も、建学の精神に則り、文化の進展に寄与することをその使命として明文化したものである。

また、商学部の教育理念は中央学院大学学則第1条第2項、法学部の教育理念は同第1条第3項、現代教養学部の教育理念は同第1条第4項に定められており、各学部の理念と目的も学則において明示している。

大学や各学部・研究科の理念と目的の周知に関しては、それらを解説した各学部長・研究科長の挨拶文が大学ホームページ上に掲載されており、大学案内や入試ガイド等の刊行物と併せて、オープンキャンパスや学校説明会にて高校生やその保護者、地域の人々等に向けた情報発信がなされている（資料1-2～5【ウェブ】、1-9～10【ウェブ】）。また、特に大学の構成員である学生と教職員に向けては、入学式における学長式辞および配付資料や、各学部・研究科の学生要覧、新任教員を対象とした研修、FD活動等の機会に、理念と目的の周知が行われている（資料1-11【ウェブ】）。

なお、建学の精神や大学の理念、学則等の趣旨を学生や高校生がより具体的に把握できるものとするため、2016年2月以降、「STAND BY YOU」というスローガンを含む「本学の目指すべき『理想像』」を作成している（資料1-12）。

以上の通り、大学の理念、各学部・研究科の目的は全て学則で定められており、外部に対しては大学ホームページや入試ガイド等の刊行物で、内部においては入学式の式辞や学生要覧、新任教員への研修やFD活動等の機会に周知が行われている。大学ホームページ上で公開することで情報は入手しやすくなっている。また、学部長挨拶において各学部の教育目的を平易な表現で解説したり、「本学の目指すべき『理想像』」を設定することでより具体的なイメージを喚起させたり、分かりやすいものとなるよう様々な工夫が施されている。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

＜評価の視点＞

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

2021年3月に「学校法人中央学院 中・長期計画 第2期中期計画」（以下、「第2期中期計画」）が策定された（資料1-13）。この「第2期中期計画」中、大学に関する中期計画は、学長を委員長とし、各学部長、研究科長、各学部教員、研究科教員、事務局から選出された委員により構成された「中央学院大学部会」が策定を主導した。2021年度から2030年

度までの 10 年間の長期ビジョン「CGU VISION 2030」とそのテーマ「変化と多様性の時代にあって、自ら考え、未来を切り拓いてゆく人材の育成」を決定し、前半の 5 年間にあたる 2021～2025 年度の「第 2 期中期計画」を各学部教授会および研究科委員会における意見聴取を経て策定したもので、以下のような 9 つの取り組みについて、数多くの施策を掲げている。

1. 教育活動の充実に向けた取り組み（「三つの方針」の定期的な見直しと改善、アクティブ・ラーニングへの転換、学修成果・教育効果の把握・可視化、FD・SD の推進、教学 IR 体制の確立等）
2. 研究活動の充実に向けた取り組み（全学的な研究発表会の定期開催、外部資金獲得へ向けた全学的取り組み、プロジェクト研究の促進、コンプライアンス教育の徹底等）
3. 社会連携・社会貢献活動の充実に向けた取り組み（自治体・企業等との包括的連携の推進、生涯学習センターを中心としたリカレント教育の充実、社会システム研究所の地域貢献の推進等）
4. 学生支援活動の充実に向けた取り組み（学生支援体制の充実、多様な学生支援等）
5. 学生受け入れの充実に向けた取り組み（アドミッション・ポリシーに基づく多様な入試制度の検討・実施等）
6. 財政基盤の安定化に向けた取り組み（資金計画、施設設備整備計画等）
7. 組織・運営体制の充実に向けた取り組み（点検・評価結果を活用した全学的教学マネジメント体制の構築、SD 活動の継続実施、事務組織の機能向上、危機管理等）
8. 内部質保証システムの整備（中期計画実現のための検証システムの確立と学外者の参画、教育情報・学修成果の可視化等）
9. ブランディング戦略の推進

これらの施策の取り組み状況および実現性については、以下の通りである。

1. 教育活動の充実に向けた取り組み

文部科学省によりアクティブ・ラーニングの導入が推奨、学習の可視化が求められている。本学においては、2023 年度に大学および各学部・研究科における 3 つの方針（ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」、カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施の方針」、アドミッション・ポリシー「入学者受け入れの方針」）の見直しが行われ、全学的にも統一されたものに改定された（資料 1-2～5【ウェブ】）。また、アクティブ・ラーニング教育を推奨し、シラバスへの掲載も実施し、学習成果の可視化の観点においてもベネッセ i-キャリアによる GPS-Academic の利用が推進され、本学のポータルサイト（CGU ポータル）に学習成果を可視化するシステムが追加された。3 つの方針に基づく大学教育の質向上に向けた PDCA サイクルを適切に機能させるためには、学生の学習成果を可視化し、取り組むべき目標の設定、目標と状況のギャップを測定、目標の到達に向けた既存のカリキュラムや教育手法の見直しなどに適切に活用することが必要となる。このように本学では、3 つの方針が統一化され、学習状況の可視化やアクティブ・ラーニング導入が行われており、さらに教学マネジメントに関する PDCA サイクルを回すことで教育活動の充実が図られている。

2. 研究活動の充実に向けた取り組み

本学では、科研費獲得のために、外部機関の協力を得て教員を対象に研修や面談が行われ、科研費獲得につながる取り組みが行われている。さらに、学内においてプロジェクト研究の公募が行われており、学内における研究費の補助が行われている。また、コンプライアンス研修が（2023年を基準にみると）3年に1回のペースで全教員を対象に行われており、あわせて研究倫理の啓発活動が学長発信により年4回行われている。科研費の応募状況や採択状況は増加傾向にあるものの、外部研究費への応募数自体が少ないのが現状である。学内資金には限りがあることから、研究活動を充実させるためには外部資金の獲得が必須であり、2025年4月の事務組織の改編により、学事部の研究支援グループに教員の研究活動支援業務が集約され、教員の研究をバックアップする体制が整えられた。一連の施策により教員の研究意欲の向上にむけて取り組みを続けてゆく。

3. 社会連携・社会貢献活動の充実に向けた取り組み

本学は学生数3000人規模の小規模大学であり、地元に密着し、地域で活躍できる人材の育成が期待されている。そのため、本学が所在する我孫子市とはこれまで緊密な連携が図られてきたが、新たに、2023年には「地域連携カイギ」が活動を開始するなど、教員や学生の地域イベントへの参加やボランティア活動が増加している。さらに、2024年度より、「中央学院大学の学生が、我孫子市に関する施策について企画検討・提案することにより、地域社会への愛着と関心を深め、我孫子市の発展に寄与することを目的」として「大学生による我孫子の施策提案」制度が開始された。これは「我孫子市の魅力アップ」をテーマとするものであり、2024年度は「我孫子スカイランタン」が金賞に選ばれ、我孫子市市制施行55周年のイベントとして実施されることとなった（資料1-14【ウェブ】）。今後も、生涯学習出前講座への講師派遣やリカレント教育の実施に向けた社会人学生の受け入れの検討など、地域との連携を深め、社会からの要請に応えてゆく。

4. 学生支援活動の充実に向けた取り組み

GPS-Academicの活用法のひとつとして、学生との面談での利用が各教員に推奨されている。面談は担任となる教員により実施されるが、全学生と面談が可能なのは、全学年でゼミが必修の現代教養学部のみであって、商学部や法学部での幅広い活用は今後の課題である。また、GPS-Academicの受検結果にもとづいて、初年次にドロップアウトするおそれのある学生を抽出する、という対策が開始された。

2021年6月の障害者差別解消法の改定により、2024年4月から、全ての大学等において障害のある人への障害などを理由とする不当な差別的取扱いの禁止および障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。これに伴い、本学でも障害を持つ学生が入学してきた場合にどのような対応をとるべきかを理解するために、FD・SD研修を行い、障害がある人への理解を深める取り組みを行っている（資料1-15）。事務組織改編により、学生サポートセンター業務は学事部学生・国際交流グループに統合されたが、学生相談室とも協力し、障害のある学生へのサポート体制を構築している。また、現代教養学部の卒業論文作成の一環として学内のバリア調査を行い、そのデータを基に作成した車椅子用のバリアフリーマップが大学ホームページ上に公開された（資料1-16【ウェブ】）。

5. 学生受け入れの充実に向けた取り組み

18 歳人口は、1992 年には約 205 万人に上ったが、2024 年は約 106 万人になり、2025 年には 109 万人となるものの、進学率を考慮すると大学進学者数は 60 万人程度になるとされており、入学者の確保が大変厳しい状況となっている。

このような状況のなか、本学の 2025 年度入学生における定員充足率は、商学部:101.7%、法学部:70.8%、現代教養学部:64.0%、全体で 85.3% となっている（資料 1-17）。

一般選抜（1 期、3 期）においては、2025 年度入試から英語の外部試験を利用した入試を導入、また、外国人留学試験として新たに中国・南京市での現地入試を実施した（資料 1-18）。さらに、2026 年度入試においては、一般選抜の 1 期・3 期に加え、大学入学共通テスト利用選抜においても英語の外部試験を利用した入試を導入、総合型選抜試験においては課題探求型の入試を新たに開始することとなった（資料 1-17）。外国人留学生試験においても、新たにモンゴル国・ウランバートル市での現地入試実施のための準備を進めている。

また、学部の魅力発信を行うために特色ある授業においては、大学ホームページ、YouTube や Instagram、X、Facebook といった、SNS を用いた発信にも力を入れる一方で、オープンキャンパスでの取り組みや学部ごとの入試対策を強化し、高校生に選ばれる大学を目指している。特に、学部の基礎教育の共通化や各学部のカリキュラム改編を行っており、本学の教育環境の改善を実質的なものとして目に見える形でアピールできるようになる。今後も大学進学者数は減少が見込まれ、学生数を確保することが難しくなっていくことから、法人では 2025 年 4 月より入試コンサルタントを導入して戦略的な対策に取り組むこととなったが、大学を挙げて学生確保に関する対策を強化する態勢が整いつつある。

6. 財政基盤の安定化に向けた取り組み

財政基盤を安定させることは基本的には法人の課題であるが、大学に関してみた場合、その収入は学生が納入する学費によるものが大きい（資料 1-19【ウェブ】）。このため、大学としては学生を安定的に確保することが必須である。他方で、支出に関しては、経営上の課題として収入を意識しつつ、目的をはっきりとさせた運営をしていく必要がある。

7. 組織・運営体制の充実に向けた取り組み

教学マネジメント体制においては、2022 年度に大学質保証会議が設置され、その議長となる副学長も任命されたことにより、自己点検・評価実施委員会と連携し、課題に取り組んでいく体制が整ったところである。また、2025 年度から事務組織が改編され、部課制からグループ制に変わり、学内事務組織の明確化が図られたことから、業務の効率化が期待される。さらに学部運営として、教員採用については、2025 年 3 月に学長より「今後の教員補充採用に関するご協力のお願い」が出され、教員ポストが空いた場合、同一科目を担当する教員を直ちに補充するのではなく、教員の補充はカリキュラム全体での必要性に基づいて検討していくことが示された。カリキュラム改革においても、科目のスリム化や学部間乗り入れなどの協力体制をとることにより、大学の財政負担を軽減していくことが求められている。

8. 内部質保証システムの整備

内部質保証体制の強化という観点から、副学長規程が2022年6月に制定され、副学長を議長とする大学質保証会議が設置された（資料1-20）。この会議が中心となり、本学の内部質保証を推進している。自己点検・評価実施委員会の各部会からは統一フォーマットによる所定の各種報告書が提出され、自律的・継続的な点検・評価が行われている。これによって、大学基準協会から指摘を受けた課題のみならず、自律的かつ主体的に本学の内部質保証に関する課題を洗い出し、それを改善していくという、いわゆるPDCAサイクルが動き始めた。また、自己点検・評価実施委員会は、毎年、「自己点検・評価に基づく報告・改善要望書」を大学質保証会議に提出し、大学質保証会議においてそれらの改善要望を検証したうえで、学長から各部会に対して改善指示を行う形態をとっている（資料1-21）。さらに、学外者からなる中央学院大学外部評価委員会を組織し、毎年外部評価を受けている。

また、大学の質保証の根幹として、学習成果の可視化が前提となることから、学習成果をディプロマ・ポリシーに紐付けて考えられるように、本学ではCGUポータルにて可視化するシステムを2025年度6月から導入した。これにより、学生は卒業までに身に着けることが求められている力をどれだけ満たしているかをグラフで容易に確認でき、学習者自身がどの能力が不足しているのかを判断した履修学習計画が可能となる。

9. ブランディング戦略の推進

本学の目指すべき「理想像」は、2016年に、「学生が人生の目標を見出し、自立して考え、行動できるようになる大学」、「笑顔にあふれ、楽しくて、いつまでも居たくなる魅力ある大学」、「地域とともに育ち、地域に恩返しのできる大学」と定められた（資料1-22）。これらの理想像は、10年前の自己点検・評価実施委員会による調査を元に定められたものであり、「学校法人中央学院中・長期計画第2期中期計画」（2021年4月1日策定）に謳われている。しかしながら、この目指すべき理想像は定められて10年が経とうとしているにもかかわらず、今日、学内外に浸透しているとは言い難い状況にある。それゆえ、変化の著しい現代社会の動向を踏まえ、その内容を再び吟味し、適切な修正を行い、本学のアイデンティティを再確認する必要があると言えよう。また、前回の自己点検・評価作業において、当時の学長である市川仁前学長は、「自己点検・評価報告書（第八巻）の刊行にあたって」において、本学が我孫子という地域に密着した小規模な大学であることの重要性を明確に知るに至った、と述べている（資料1-23【ウェブ】）。すなわち、本学のあるべき姿として、小規模であるということを生かした教育を実施していくことが重要であり、この点を自覚することで、社会からの要請にも現実的に応えてゆくことができるのではないかと思われる。こうした方針の下で教育内容をなお一層充実させ、社会貢献できる力と意欲を持った質の高い人材を育成していくことこそが、本学の使命であろう。やや具体的に述べるならば、現在の社会では数理・データサイエンス・AI教育が重要となっており、データ分析やAIの活用といった能力を備えたうえで地域に密着して活躍できる人材を育成していくことも本学の使命のひとつと言えるのではないか。また、スポーツ分野での学生のこれまでの活躍が本学の存在感を大きなものとしている、という事実もある。これを踏まえて本学のブランディング戦略を再確認していく必要がある。

以上のことから、これらの取り組みのうち、1、2、3、8に関しては取り組みが進められ、

具体的な結果も出ている。今後の状況により、見直し作業は必要となる可能性はあるが、対応を続けていくことで実現の可能性が高い。

4については、教育データに関する活用が不十分であり、今後データの活用方法を検討することで、よりよい対応が可能となる。

5については、少子化の影響が大きく、受験者が減少している。現状では、他大学の入試制度を調査・分析しつつ、新たな入試制度の導入を検討している。しかしながら、問題の性質上、結果の予測は容易ではない。しかし深刻な少子化という社会状況を踏まえるならば楽観的で甘い見通しは立てるべきではないであろう。大学の規模縮小などの対策について十分に情報を集め、分析しつつ検討し、状況の変化に備えておく必要がある。

6については、法人の問題としての要素が強いが、入試の状況に作用される要素でもあることから、学部の入試対策として入学者数を増加させることを目的に学部改革を行っていく必要がある。

7については、大学質保証会議が設置され、大学内での役割の明確化が図られたところであり、さらに事務組織の改編も行われたところである。全体として組織、システムが稼働し始めたというべき段階であり、具体的な成果は今後生み出されるものと思われる。

9については、3つの方針が掲げられ、スポーツ分野でのブランディングは共通化されているものの、大学の役割について共通のイメージを結ぶことができていないのが現状であり、大学全体のアイデンティティの確認と、ブランディングイメージの統一が課題である。

・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

大学全体の2021年度から2030年度までの10年間については「CGU VISION 2030」において目標が定められ、その前半の5年間については「第2期中期計画」でより具体的な取り組みが設定されている。今後については、2026年度から2030年度までの第3期中期計画が策定される予定である。

また、各組織において内部質保証に関する部会が組織され、年度ごとに報告書をまとめ、自己点検・評価実施委員会へ報告が義務づけられている。この報告書を全学検証委員会にて確認し、自己点検・評価実施委員会は年次報告と改善要望を大学質保証会議に提出し、大学全体で定期的に検証されている。

商学部においては、2020年2月に制定され、2022年に一部改正された「商学部内部質保証会議規程」に基づき、商学部内部質保証会議における重点課題の検討内容を、自己点検・評価実施委員会の商学部部会が商学部教授会に報告し、学部での情報と意識の共有を図っている（資料1-24、1-25）。また、より具体的な個々の課題に関しては、10月末に各分科会と委員会から提出される中間活動報告を自己点検・評価実施委員会がまとめ、全学委員会に学部内の内部質保証推進状況の詳細として報告している。なお、各分科会と委員会の活動報告は、2月までの活動をまとめた年度末報告として再度集めて『商学部長年次報告書』として冊子にまとめることで、内外で内部質保証の進捗や達成状況が確認できるようになっている（資料1-26）。

法学部においては、2019年に制定され2022年に一部改正された「中央学院大学法学部内部質保証推進委員会規程」に基づき、法学部内に内部質保証推進委員会を設置している（資

料 1-27)。この委員会は、法学部長補佐を委員長とし、自己点検・評価実施委員会法學部委員、法學部教務委員会委員長、法學部學術委員会委員長、法學部教育充実委員会委員長、法學部各コース委員会委員長、全学入試委員会法學部主査で構成している。法學部内部質保証推進委員会では毎年度、教務委員会をはじめとして個々の短期・中長期目標を担当する委員会などでの審議や改善計画の実施などを求めるとともに、審議や改善計画の実施状況などについて報告を受けることによって、短期・中長期目標に関する進捗状況を確認している。また、法學部長補佐が自己点検・評価実施委員会法學部会の部会長となり、検証の結果について全学自己点検・評価実施委員会に報告するとともに、法學部教授会でも報告を行っている。

現代教養学部においては、少数の教員からなるという学部の特性上、内部質保証委員会を構成するメンバーの多くが他の委員を兼務していることから、学部長が学部特別委員会を構成し、これに学部に関する自己点検および質保証を担わせるという方針がとられた。2021年度は、現代教養学部が2020年度に設置認可の完成年度を迎えたことから、「『現代教養学部中長期計画 第2期中期計画』策定委員会」が設置され、2023~2025年における第2期中期計画の具体化を行い、完成年度までに浮き彫りとなった課題についての検討および見直しを行った。2024年度においては「将来を見据えた現代教養学部のあり方検討会」が設置され、学部の魅力向上およびカリキュラム改編、今後の教員補充をも含めた学部の運営方針が検討された。特別委員会で検討した内容は教授会で協議・報告され、教員のあいだに周知され、情報共有を図っているとともに、改善のためのフィードバックも行われている(資料1-28)。

商学研究科においては、2023年4月に制定された「大学院商学研究科内部質保証に関する規程」に基づき、内部質保証に関する検証、改善等を行っている(資料1-29)。現状は、特任教授を含む商学研究科所属教員全てが内部質保証に関する検証、改善等について協議できる環境が整っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、高楠順次郎の「誠実に謙虚に生きよ 温かい心で人に接し奉仕と感謝の心を忘れるな 常に身を慎み反省と研鑽を忘れるな」という教えを受け継ぎ、「公正な社会観と倫理観の涵養」を建学の精神とし、「少数教育を通じて公正な社会観と倫理観を涵養し、人権感覚や共生意識を育むことにより、複雑化する現代社会を生き抜くための実力と創造力を備え、社会に貢献できる有能な人材を育成する」ことを教育理念として掲げている。これらは、地域や社会に貢献できる人材育成を目的とすることと、そのためには単なる知識の習得にとどまらず、全人格教育が必要であることを述べたものである。建学の精神から導き出された教育理念とその目的は、1966年の開学から変わることなく脈々と受け継がれてきたものである。また、2012年度からは、「STAND BY YOU」というスローガンを用い、学生一人ひとりに寄り添い、支える教育を心がけるというメッセージを様々な形態で伝え続けてきた。このメッセージは大学構成員に浸透してきたが、さらに学外にもひろくアピールしてゆくべきものである。特に、高校生・保護者、近隣地域住民に対してもアピールを怠るべきではない。

前回の認証評価結果において、3つの方針に基づく教育活動に対する定期的な点検・評価

を実施しているとは言い難いという評価を受け、2023 年度に改定を行い、新たな 3 つの方針を大学ホームページや学生要覧など様々な形での周知・公表を行った。しかしながら、まだ全大学構成員に十分に浸透しきれていないと思われる。特に、学生において、3 つの方針のうち、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの理解が乏しい傾向が見られる。自己の学習計画においては、卒業要件を満たすことが目的となっており、これらのポリシーを十分に理解した上で学習計画を行っている学生が少ないと考えられる。

本学においては、2021 年 3 月に学長を委員長とし、各学部長、研究科長、各学部教員、研究科教員、事務局から選出された委員により構成された「中央学院大学部会」の主導により、「第 2 期中期計画」が策定された。この計画は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間の長期ビジョン「CGU VISION 2030」と 2021 年度から 2025 年度の「第 2 期中期計画」からなり、「教育活動」、「研究活動」、「社会連携・社会貢献活動」、「学習支援活動」、「学生受け入れ」、「財政基盤の安定化」、「組織・運営体制」、「内部質保証」および「ブランディング戦略」の 9 つの項目を策定している。大学の設定した 9 つの項目を受け、各学部・研究科をはじめとした各部会において独自の中期・長期計画が策定されている。これらの計画の進捗状況は、各部会において年度ごとに確認され、その結果を自己点検・評価実施委員会に報告することとなっている。各部会からの進捗報告を受けた自己点検・評価実施委員会は、内容を確認し、結果をまとめるとともに、改善要望を取りまとめて年次報告と改善要望書を大学質保証会議に提出する。大学質保証会議は、自己点検・評価実施委員会からの年次報告と改善要望書を受け、計画の進捗状況を把握し、改善要望書の内容を議論した上で関係部会と連携して大学の質保証を行う。この教学マネジメント体制は、2022 年度に大学質保証会議が設置されたことにより整ったところであり、学内における役割の明確化が図られた。さらに、2025 年度からは、学内事務組織の改編も行われ、学内業務においても役割の明確化が図られた。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

高楠順次郎の言葉に基づく建学の精神や大学の理念は、全人格教育と社会や地域に貢献する人材の育成という特色を持ち、そこから導かれた各学部・研究科の目的も、それぞれの設置の背景を踏まえつつ、その特色を現代に受け継ぐものと言える。また、「STAND BY YOU」というスローガンのもと、大学の理想像を、大学ホームページや SNS、刊行物を通じて広く大学内外に示してきた。それらは今や学内に浸透してきたと言えるであろう。今後、高校生とその保護者、地域の人々にも建学の精神と教育理念をいっそう浸透させるように努力してゆく必要がある。

しかし、3 つの方針が浸透していないという問題もみられた。現在は、魅力ある大学へ改革すべく、各学部においてカリキュラム改編が進められているところであり、さらなる方針の見直しが行われる可能性もあるが、このカリキュラム改編においては全学の基盤教育の統一化も含まれている。この中で教育の一環として本学の方針を理解するための教育を行っていくことも有効となる。さらに、現在検討されているカリキュラムツリーを整備することにより、学習する科目のつながりがより明確となり、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーの理解につながるものと考えられる。また、2025 年度より CGU ポータルに学

習状況を可視化する機能が追加されることにより、ディプロマ・ポリシーをどの程度達成しているかを確認できるようになる。この機能と GPS-Academic の受検結果を用いて、個別指導を行うことも重要となる。このことから、担任制を確立していくことも今後の課題となることが予想される。

2021 年度から 2030 年度までの長期ビジョン「CGU VISION 2030」とその前半の 5 年間にあたる「第 2 期中期計画」は、大学と法人の主要な責任者からなる部会や協議会がその策定に当たっており、策定の手順も内容の包括性にも大きな問題は見受けられない。これまでには自己点検・評価実施委員会が内部質保証の中心となり、課題の進捗状況の確認を行っていたが、新たに副学長を議長とした大学質保証会議を設置し、この会議が中心となり、本学の内部質保証の PDCA サイクルを回し始めている。これにより、自己点検・評価実施委員会においては、各部会から提出された年次報告書を通じて自己点検・評価に基づく報告・改善要望書を作成・提出し、大学質保証会議においてそれらの改善要望を検証した上で、学長から各部会に対して改善指示を行うことになっている。現在進められている第 2 期中期計画は、2021 年度から 2025 年度であり、今年度中に期限を迎える。この計画により進められている政策における達成状況を精査し、「CGU VISION 2030」の後半にあたる第 3 期中期計画策定をする必要がある。

第 2 章 内部質保証

第2章 内部質保証

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

学長補佐体制および内部質保証体制の強化という観点から、副学長規程が2022年6月に制定され、副学長を議長とする大学質保証会議が設置された。この会議が中心となり、本学の内部質保証のPDCAサイクルを回し始めている（資料2-1）。各部会からは統一フォーマットによる所定の各種報告書が提出され、自律的な点検・評価が行われている。これによって、大学基準協会から指摘を受けた課題のみならず、自律的かつ主体的に本学の内部質保証に関する課題を洗い出し、それを改善していくというPDCAサイクルが動き始めている。自己点検・評価実施委員会は、毎年、「自己点検・評価に基づく報告・改善要望書」を大学質保証会議に提出し、大学質保証会議においてそれらの改善要望を検証したうえで、学長から各部会に対して改善指示を行うことになっている（資料1-21、2-2）。

大学の将来構想の基軸となる中・長期計画や大学運営に関する基本方針として、「中央学院大学ガバナンスコード」が2022年4月に制定された（資料2-3【ウェブ】）。「第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）」において、「学長の責務」（役割・職務範囲）および「学長補佐体制」（副学長・学部長の役割）を明記し、大学としての組織基盤の着実な整備と適切な大学運営を行っている。

- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか

2024 年度に「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」を一部改正し、教学マネジメント体制の中核を担う会議体としての大学質保証会議の役割を明確にした（資料 2-4）。特に、大学質保証会議の役割を定めた第 5 条を、「大学質保証会議は、全学の 3 つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を踏まえた教育の企画・運用及び検証・改善を中心として、本学における内部質保証システムを有効に機能させる責任を負う。」とし、教学マネジメントの司令塔的な役割を大学質保証会議に担わせることにした。大学質保証会議を中心として、自己点検・評価実施委員会および各部会が、各組織の自己点検・評価及び内部質保証の検証を行い、検証の結果を自己点検・評価実施委員会が大学質保証会議に報告し、大学質保証会議は学長に報告したうえで、学長が改善のための指示を各部会に対して行うことになっている。

・ 3 つの方針の策定の調整・支援

大学質保証会議のもとに設置されたワーキンググループ（副学長および各学部長補佐から構成）が、各学部の内部質保証組織と密接な連携を取り合いながら、建学の精神と教育の理念にもとづく全学の 3 つの方針（ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」、カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施の方針」、アドミッション・ポリシー「入学者受け入れの方針」）およびカリキュラムマップを 2023 年に策定した（資料 2-5【ウェブ】）。2024 年度の各学部の『学生要覧』にはカリキュラムマップが掲載され、これにもとづいて学生に対して体系的な履修指導を行うことができるようになった。

ディプロマ・ポリシーは、「1. 幅広い知識と教養、2. 専門的学識、3. 問題発見力・解決力、4. 多様性の理解とコミュニケーション能力、5. 汎用的な能力、6. 地域連携・社会貢献」の 6 つから構成され、これらに対応させる形で、各学部のディプロマ・ポリシーの明文化を行った。これによって、全学および各学部のディプロマ・ポリシーが一貫性・整合性を有することになり、教育の質保証に係る検証基準の一貫性が図られることになった。カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーに関しても、大学質保証会議と各学部の内部質保証組織の相互調整によって作成され、全学および各学部の 3 つの方針は、時代状況や大学教育をめぐる環境変化を踏まえ、不斷に見直していくことにしている。

・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援

これまでカリキュラム改編について各学部でそれぞれ取り組みがなされてきたが、全学的な対応が必要となり、副学長を主査とし、各学部の学部長補佐を委員としたワーキンググループが設置された。ここでは、大学としての方針を統一することが目的であり、各学部における 3 ポリシーの見直し、カリキュラムマップおよびカリキュラムツリーの作成および見直しを行っている。さらに、現在は 3 学部における基盤教育をそれぞれの学部で行っているが、現在の学生確保状況や財政状況に鑑みると、将来的には基盤教育を共通のプラットフォームで実施してゆくことが望ましいとの認識が生まれており、現在、外国語教育、情報教育（データサイエンス教育を含む）、キャリア教育、初年次教育などの諸ジャンルについてその実現に向けた検討・調整を開始したところである。

- 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援

現在、学内においてアクティブ・ラーニングの実施に向けた取り組みが強化されており、各授業のシラバスへの明記が行われている。さらに、大学教育の現場では、コロナ禍によって遠隔授業の実施が必然となり、これを契機として情報ツールが導入され、大いに普及したが、その後、その積極的活用が教育上非常に効果的であるということが明らかとなった。今後においてもこの方向性には変化はないということが共通認識となっていると言えよう。本学においては、学生の学習を支援するためのツールとして CGU ポータルおよび Microsoft Teams および Webclass により授業情報が提供されている。また、Microsoft Teams も授業の中で活用できるように整備されている。これらのツールに既存のアプリケーションなどを組み合わせることによってハイブリッド授業を容易に行うことが可能となる。先進的に取り組んでいる教員により、情報システムの活用方法に関するノウハウについて学習するための全学規模の研修もすでに行われている。

- 学習成果の可視化に向けた調整・支援

本学は 2021 年度よりベネッセ i-キャリアが提供する GPS-Academic を導入し、学生のスキルを可視化し、これを主体的な学びにつなげるという取り組みを行っている。GPS-Academic は毎年受検することが可能であり、これによって、学力では測れない思考力・姿勢・態度・経験等の学生の成長度合いが確認できる。また、近年ではポートフォリオを示すことが求められていることから、それを可能とするツールの導入が検討された。その結果、現状のシステムとの整合性や機能の十全性を考慮したうえで、2025 年度からは既存の CGU ポータルに、学習成果を把握できる機能を追加することになった。この件は重要な問題であり、今後も望ましいシステムのあり方を模索するとともに、ツールの検討を継続する。

- 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

自己点検・評価の成果をより効果的にフィードバックするためには、ひとつには担任制を整備するということが有効な対策として考えられよう。担任制は、学生のドロップアウトを防止するための仕組みとして、今日多くの大学において導入が進められており、重要度が増している。この流れを受けて、各学部・研究科において次のような取り組みがなされている。

商学部においては、1 年次の必修科目「プロゼミナール」において GPS-Academic の受検指導とその結果に基づく個人面談を行っており、2 年次以降は演習の担当教員が同様に、受検結果に基づく面談を実施している。

法学部においては、1 年次の必修科目「基礎演習 I」において、GPS-Academic の受検指導をするとともに、個人面談などによって受検結果の活用に関する指導も行っている。2 年次以降は基礎演習 II などの演習科目の担当教員が同様に、受検指導や結果の活用に関する指導を実施している。

現代教養学部は、全学生がゼミに所属することが必修とされており、担任制が実質的に実現している。ドロップアウト対策として、GPS-Academic のデータを利用したゼミの学生と

の面談が行われている。

商学研究科においては研究指導担当教員が入学時より履修指導、段階的な研究指導を行っており、その中でドロップアウト対策が図られているといえる。

- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

大学全体の自己点検・評価は自己点検・評価実施委員会においてなされ、年次報告書が作成され、3年半ごとに自己点検・評価報告書として結果がまとめられ、公表されている。年次報告には自己点検・評価で明らかになったことが集約されており、大学に対する改善要望もこれにもとづいてなされている。さらに外部評価については、大学基準協会による認証評価の他、本学独自に外部評価委員会を構成し、年度ごとの自己点検報告に対して学外委員による評価を毎年受けている。以上から、本学は外部からの評価に対して大学として真摯に対応し、改善に取り組んでいると言える。特に、教育に係る各学部においては以下の取り組みがなされている。

商学部においては商学部内部質保証会議が、5月・10月・3月の年間3回開催されている。年度当初の第1回では、当年度の重点課題選定と担当部署・改善計画が定められ、10月の第2回では、経過報告と、担当部署や改善計画の微調整がなされ、年度末の第3回において、当年度の到達状況の確認が行われている。なお、毎回の協議内容は、自己点検・評価実施委員会商学部部会が商学部教授会で報告し、学部全体で共有する仕組みになっている。

法学部においては、「中央学院大学法学部内部質保証推進委員会規程」に基づき、法学部内に内部質保証推進委員会を設置している。法学部内部質保証推進委員会では毎年度、教務委員会をはじめとして個々の短期・中長期目標を担当する委員会などの審議や改善計画の実施などを求めるとともに、審議や改善計画の実施状況などについて報告を受けることによって、短期・中長期目標に関する進捗状況を確認している。また、法学部教授会でも報告を行っている。

現代教養学部においては、内部質保証委員会の構成メンバーが重複していることから、学部長により特別委員会が設置され、カリキュラムの見直しや授業における指導方法について検討・改善策の提案がなされている。点検の結果は教授会で協議・報告され、必要に応じて手引としてまとめられ、学部内で情報共有される。これに基づき各教員は教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

商学研究科においては2023年4月に制定された「大学院商学研究科内部質保証に関する規程」に基づき、内部質保証に関する検証、改善等を行っている。現状は、特任教授を含む商学研究科所属教員全てが内部質保証に関する検証、改善等について定期的に協議できる環境が整っている。

- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

本学で行われた自己点検・評価については、各学部・研究科において、毎年、外部評価委員会による評価を受けている。また、学生満足度調査を実施し、学内における学生の不満を具体的に把握したうえで改善策が検討され、対応がとられている。2025年度より、学長と学生自治会の意見交換会が開始されており、学生の意見を教育課程等の改善に反映させる仕組みづくりに取り掛かっている。また、アセスメントテストのアンケート部分の回答内容から、学生の全体的な傾向、問題点、課題を把握している。それらに対してどのような対策をとるべきかはFD等によって検討されている。

- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学は、2021年度の認証評価の結果を踏まえ、その改善・向上に努める全学的な基盤整備を行い、2028年度の認証評価の受審に向けて、自律的かつ恒常にPDCAサイクルを回すことのできる内部質保証システムの構築に努めている。大学基準協会から指摘を受けたために改善するという受動的な姿勢ではなく、本学の教育活動全体が学生本位の視線にたって展開されているかどうかという積極的な観点から改善に向けた取り組みを行っており、副学長を2022年に任命し、大学の中長期計画や内部質保証を担当させることによって、学長を中心とする教学マネジメント体制の強化を図った。また、責任主体としての自己点検・評価実施委員会による定期的な点検がなされておらず、改善・向上のためのプロセスが体制上明確ではないという指摘に対して、2022年に全学レベルでの内部質保証に責任を有する大学質保証会議を設置し、副学長がこの会議の議長を務め、商学部長、法学部長、現代教養学部長、大学院商学研究科長、大学事務局長、自己点検・評価実施委員会委員長から構成され、内部質保証システムの有効性に関する改善指示を行う司令塔的な組織として位置づけた。そのもとで、各部会が個々の組織に内在する課題を洗い出し、自己点検・評価実施委員会がそれらの課題が改善されているかどうかの点検・評価を行っている。2021年度の認証評価結果に対する改善報告書は7月に大学基準協会に提出済みであり、すでに次の第4期認証評価を見据えた取り組みを進めており、商学部・法学部・現代教養学部および大学院商学研究科修士課程で連携を図り、全学的に内部質保証の推進に努めている。なお、認証評価を担当していた大学評価・IR推進室は、2025年度に、企画政策部に統合された。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務についての情報発信は、年3回発行される『学

報』と大学ホームページで行っている（資料 2-6【ウェブ】）。本学のホームページは、2023 年度まではパソコンでの閲覧を想定したものであったが、2024 年度に社会の実情に合わせ、スマートフォンでの閲覧も想定したものにリニューアルを行い、閲覧しやすくなっている。

教育研究活動に関わる大学の情報は、大学ホームページのトップで紹介されている。また、Instagram、X や Facebook などの SNS を活用した発信もなされている。

なお、大学ホームページ上の発信情報は、担当各セクションで原稿が作成されるが、最終的に学長企画部企画課において二重にチェックされて公開されており、財務情報についても法人部門の責任の上に掲出されているもので、信頼性の高い公式情報といえる。これら情報発信業務においては、事務組織改編により 2025 年度から入試広報部広報グループに集約され、大学ホームページをはじめとした、大学全体の広報活動を行う部署となった。

教員による研究活動に関しては、各学部等が刊行している紀要（『商経論叢』『法学論叢』『人間・自然論叢』『中央学院大学現代教養論叢』『社会システム研究所紀要』）がある。紀要是公刊され、他の教育機関などに送付されているほか、オンライン化されて学術リポジトリとして外部に公開されている（資料 2-7【ウェブ】）。また、教員の著作、成果物は、大学ホームページ内で「CGU の教員図書紹介」として情報を公表している。教員の研究業績に関しては、researchmap の情報を大学ホームページの教員一覧にリンクさせ、閲覧可能としている（資料 2-8【ウェブ】）。

また学内での教学活動の動向については、商学部の場合、1994 年度より毎年『商学部長年次報告書』を発行している。この報告書には、各年度の商学部の学部運営、教育活動等の概要が記載されている。全ての委員会および分科会の活動記録が示されるとともに、学部の理念・目的・教育目標をはじめ教育内容、教員組織等に関する総括、今後の展望も記されている。報告書は、商学部の専任教員だけでなく、非常勤教員を含む全ての教職員が閲覧できるようになっており、必要に応じて、その内容は外部にも公開できるようになっている。

自己点検・評価結果については、3 年半ごとに『自己点検・評価報告書』を冊子体として刊行し、学内に配布しているほか、2021 年の第 8 巻は大学ホームページにも掲載して外部からも閲覧できるようになっている。前回の認証評価結果についても、外部からの閲覧アクセスに応えている（資料 2-9【ウェブ】）。

財務状況の公表は、前述した『学報』の 7 月号に毎年「財務情報」を掲載し、在学生保護者宛への送付、本学ホームページへの掲出、学内設置でのラックでの配布を行っている。内容は前年度決算に関する資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録（抜粋）、当年度予算に関する資金収支予算書、活動区分資金収支予算書、事業活動収支予算書である。このほか、大学ホームページに「情報公開」の項目を設置し、事業報告とともに財産目録、貸借対照表、収支決算書を法人関連の情報として掲出している（資料 2-10【ウェブ】）。

- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

各学部において、教員が外部から招聘した講師による講演や課外授業などを実施しているが、こうした学生が参加するイベントは、教務課、企画課などの協力を経てホームページ

で紹介されており、また、担当する教員自身がSNSやブログなどの形で隨時発信しているケースもみられる。また、本学の特徴として、所在する我孫子市との各種の連携を推進しており、その成果は隨時公表している。より具体的には次のような例がある。

商学部では、毎年「商学部優秀論文表彰式」を行っており、3~4名の受賞論文のテーマは大学ホームページ上で公開されている。また、2024年11月23日に開催された「第1回大学生による我孫子の施策提案発表会」では商学部から4グループが出場している。

法学部では、コースごとの特徴的な学習実態について大学ホームページ上で発信している。具体的には、基礎演習Ⅰでの外部講師の特別講演会、模擬裁判などの体験型学習、他大学とのジョイントセミナーを利用した問題解決型学習、フィールドワークの実践などである。また、学習成果に関わる情報としては、警察官などの公務員採用試験の合格状況を大学ホームページで公表している。なお、「第1回大学生による我孫子の施策提案発表会」では、法学部のチームが金賞を受賞したが、法学部の学習実態の一つを表すものとしてわかりやすい形での大学ホームページにおける公表とはなっていなかった。

現代教養学部では、ゼミ活動において我孫子という地域の特色を取材し、活動を通じて学習上の成果を「Abiko magazine」という冊子にまとめ、学内だけでなく市内でも配布している。また、ボランティア実践の授業においては、我孫子市役所や社会福祉協議会の職員の協力を得て、ボランティアを企画し体験を通じて、地域の実情を知り、地域の人々と交流する機会が多く作り出されており、新たな発見へつながっている。また、卒業論文の成果として学生が取りまとめ、作成したバリアフリーマップは、大学全体における障害者対策として重要な情報であることから大学ホームページで公表された。また、卒業論文の作成において、我孫子市職員の協力を得ることにより、我孫子市への施策提案等もなされている。

商学研究科では、修了院生の修士論文は付属図書館において公開され、院生の学修、研究実態、学習上の成果を公表している。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

評価項目②で述べたように、2024年度に「中央学院大学の内部質保証に関する規程」を一部改正し、本学の内部質保証の推進と教学マネジメント体制の強化という観点から、大学質保証会議の役割を明確にした。これによって、自己点検・評価実施委員会や各部会との役割分担が明確になり、PDCAサイクルが有効に機能するようになった。また、2025年4月、大学事務組織が再編され、大学評価・認証評価と結びつけた内部質保証に関する業務が大学

評価・IR 推進室から企画政策部企画戦略グループに移管され、内部質保証の推進を大学の戦略として位置づけ、各事務組織との機動的連携を図る体制が整えられた。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

副学長規程が 2022 年 6 月に制定され、副学長を議長とする大学質保証会議が設置された。この会議が中心となって内部質保証の PDCA サイクルを回している。この PDCA サイクルの内容を具体的に示すと、学長を委員長とした「中央学院大学部会」が主導して策定した方針（「CGU VISION 2030」）に基づき、各部会で詳細な計画を設定する。各部会は作成した計画を実行し、年度ごとに報告書を作成し、自己点検・評価実施委員会に提出する。自己点検・評価実施委員会は、各部会と共に各組織の自己点検・評価および内部質保証の検証を行い、検証結果と改善要望書を大学質保証会議に報告する。大学質保証会議は、学長に報告した上で、学長が各部会に対して改善のための指示を行う。そして、各部会は学長の指示に従い、改善策を講じる。この一連の手続きが本学の内部質保証の PDCA サイクルを構成している。2022 年度以前は、自己点検・評価実施委員会が内部質保証の中心的な役割を果たしていたが、教学マネジメント推進の中核を担う組織として大学質保証会議が設置され、自己点検・評価実施委員会がその進捗状況を確認するというかたちで役割が明確化された。これによって内部質保証システムはより機能的に整備された。

これまでカリキュラム改編においても各学部がそれぞれに取り組み、学部ごとに改編が実施されてきたが、この点が改められ、今般設置された大学質保証会議から各学部のカリキュラムを大学として統一してゆく方針が示された。これに伴い、副学長を主査とし、各学部の学部長補佐で構成されるワーキンググループにおいて、3 方針の見直し、カリキュラムマップの作成およびカリキュラムツリーの検討が行われている。さらには、将来的に基盤教育を共通のプラットフォームとすべく検討を進めている。なお現状では、副学長および各学部の学部長補佐に大学及び学部における主たる業務が集中する状態となっている。特に、現代教養学部は専任教員が少なく、学部長補佐の業務負担が目立っている。

コロナ禍を経たことにより、ICT を活用した教育が増え、アクティブラーニングの導入により、教育方法も多様化してきているが、本学においては設備が古く、こうした動向に十分な対応ができるとは残念ながら言い難い。

教育研究活動、自己点検・評価の結果、財務状況、その他の諸活動の状況については、年 3 回発行される『学報』と大学ホームページにより情報公開を行っている。特に、教育活動や部活動については、高校生へとリーチすることを目的として Instagram、X および Facebook といった SNS、および YouTube 上の動画により発信を行っている。多くの情報が大学ホームページに掲載されており、学内、学外を問わず、誰もがそれを自由に閲覧することができるようになっている。このように情報公開の仕組みを整備することにより、社会への説明責任を果たしている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学における内部質保証システムは、2022 年より大学質保証会議が設置され、この会議

を中心に内部質保証に関する PDCA サイクルを回している。しかし、当初のこの体制では役割が明確化されていなかったため、2024 年度に「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」が改正され、教学マネジメントの中核を担う会議体としての大学質保証会議の役割が明確化された。これによって内部質保証システムが有機的に機能するようになつたが、それは具体的には次の点に現れている。まず、年度ごとに各部会からの年次報告書に基づいて計画の進捗状況が確認され、計画・施策の見直しが行われている。さらに、これまで各学部が独自に作成していた 3 つの方針や個々に取り組んでいたカリキュラム改編に関しても、大学の統一した方針に従うように調整が進められている。すなわち、副学長と各学部の学部長補佐からなるワーキンググループにおいて学部間での意思統一が図られ、大学の方針に基づいた改編を行うようになっている。現状では業務の適切な配分に課題があるが、必要な修正を行い、全学的な取り組みにつなげてゆく。

社会情勢に対応すべく、本学においても ICT を活用した教育が進められているが、本学の ICT 設備には改善の余地がある。むろん設備投資に関しては財政的な問題を顧慮する必要があるが、適切な設備投資によって環境の整備を行い、より充実した教育を提供できるように改善を進めてゆく必要がある。

また、先に述べたように、第 4 期認証評価に向けて、学修者本位の教育づくりのために学生の意見を教育課程に反映させる仕組みの整備が進められているが、現状ではまだこうした仕組みが完全に確立されているとは言い難い。内部質保証のため、さらに学内の体制を整えていく必要がある。

本学からの情報発信については、先述のように、本学の情報にアクセスできる者は大学構成員に限定されておらず、学外の人々も必要に応じて本学の情報を閲覧・入手することが可能な体制が整えられており、本学は社会への説明責任を果たしていると言える。

以上のように、本学の内部質保証システムは、学内の体制がこれまで順次整備されてきたが、いまそれらが連携して動き出したところである。今後は、このシステムが十全に機能することで、年次ごとの様々な取り組みの有効性・適切性の点検・評価が行えるようになるであろう。そして、様々な問題への対応が可能となり、課題が改善されてゆくであろう。

第3章 教育研究組織

第3章 教育研究組織

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

中央学院大学は、商学部商学科の1学部1学科の大学として開学以来、教育研究の充実に努め、現在では3学部3学科、大学院1研究科1専攻の他、図書館、社会システム研究所、生涯学習センター（アクティブラーニングセンター）、国際交流センター、学生サポートセンター等を組織し、小規模ながらも本学の理念・目的を達成するための組織が整備されている。

本学の学生数は全学で3,000人程度と大学の規模としては小さい部類に属するが、少人数の学生をきめ細かな指導により、教養と実践力を備えた社会人として世に送り出すという教育理念を実現するうえで、適正な規模といえる。キャンパスも一箇所に集中していることから、教職員も学生も互いに顔の見える関係を築ける環境にある。本学のスローガンである「STAND BY YOU——学生に寄り添う大学」も、このような小規模な大学だからこそ掲げることができるものであり、教育理念実現のためにふさわしい組織規模であるといえる。

また、小規模大学として、学生と教職員が相互に顔の見える関係のもとで教育・研究に取り組んでおり、「STAND BY YOU——学生に寄り添う大学」を実のあるものとするため、本学には図書館をはじめ生涯学習センター、学生サポートセンター、国際交流センター、保健センター、学生相談室など学生が安心して学業に専念し、かつ多様な可能性を伸ばすために必要な組織を設けている。さらに、教育研究の高度化を目指す附置研究所として社会システム研究所を配置するなど、教育研究の充実を図る上で必要な組織を整備している。同時に、我孫子市をはじめとする近隣の行政組織や商工会議所等とも人的交流等の連携を図り、地域社会に開放された教育研究組織としての役割を果たしている点にある。

上記に掲げた各組織の設置については、各学部、大学院、図書館、社会システム研究所、生涯学習センターは「中央学院大学学則」、学生サポートセンターは「中央学院大学学生サポートセンター規程」、国際交流センターは「国際交流センター規程」、学生相談室は「中央学院大学学生相談室規程」で定められており、「中央学院大学組織規程」と別表の「中央学院大学管理運営組織図」では、各組織の位置付けが明示されている（資料1-7、3-1～5）。また、2020年度には「中央学院大学における教育研究等環境の整備に関する基本方針」を定め、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善に努めることを規定した（資料3-6【ウェブ】）。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

各学部・研究科ならびに各組織は、それぞれの理念・目的に基づいて、次の様に、複雑化する現代社会や学生のニーズに対応するため、定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいる。

(1) 商学部

商学部は、「公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人を育成する」ことを目的としている。2025年度時点においては、商学総合コース、経営コース、国際ビジネスコース、会計コース、経済コース、情報コース、スポーツキャリアコースの7コース制をとっているが、2024年6月よりコース編成検討特別委員会の再編案を教授会で審議する形式で再編の検討が進められ、2025年2月の定例教授会では、企業マネジメントコース、会計コース、地域経済コース、情報ビジネスコース、スポーツビジネスコースの5コース制に再編されることが承認された。また、各コースでは、当該コースで得られる就業力を明示するべく、コースの特徴、目指す業界、目指す職種の3点を改めて精査し、その教育効果を実現するために最適な科目編成の検討が進められている。商学部では、この5コース編成に基づく新カリキュラムを2027年度入学生から導入することになっている（資料3-7）。

(2) 法学部

法学部は、「人権感覚の育成と共生意識の確立とをめざし、専門教育と人間教育のバランスのとれた全人教育を施すことにより、法的素養と良識とを備えた有能な社会人を育成する」ことを目的としている。学部では、学生の多様な学修ニーズに応えるとともに、多様な人材を社会に輩出できるように、5つのコースを設けてきたが、2024年12月教授会において、学生の選択の自由度を高めて主体的な学びを促すため、コース選択を原則2年次からとするとともに、法律コース、公務員・行政コース、スポーツマネジメントコースの3コース制にするコース再編案を決定し、2026年度入学生からの導入を目指して新カリキュラムの審議を継続している。

(3) 現代教養学部

現代教養学部は、「公正な社会観と倫理観をそなえた自立した個人の育成をめざし、現代を生き抜くための教養教育を通じて、地域や社会、政治や経済との関わりの中にある自己を深く知り社会参画や社会貢献ができる市民を育成する」ことを目的としている。学部では、「公正な社会観と倫理観」を身に付けるために、「現代社会と人間文化系」、「異文化とコミュニケーション系」という2系列4科目群からなる教育課程を編成している。

(4) 商学研究科

商学部を基盤として 2006 年 4 月に設置された商学研究科では、学部で学んだ基礎知識を土台として、複雑化する現代社会に適応するため、さらに高度な商学理論、専門知識等を修得する研究の場を提供している。大学院構成全教員参加の大学院内部質保証委員会において、定期的に研究組織と運営に関する事項について点検・評価を行い、改善・向上にむけての取り組みを行っている。

(5) 図書館

図書館は、教育研究支援機関として教職員・学生等の利便性を図るとともに、広く学外にも公開し、地域にとっての公共施設としての機能も果たしている（資料 3-8【ウェブ】）。教育研究支援としては、毎年、教員選書及び学生選書を行い、教育研究に適した新刊を補充し、充実を図っている。教育支援としては、毎年、1 年生を対象に図書館ガイドランスを実施し、図書利用の促進を図っている。研究支援としては、学内で発行している 9 種類の紀要について、図書館のウェブ上で公開している（資料 2-7【ウェブ】）。定期的な点検・評価としては、毎月、定例のスタッフ会議を開き、問題点の共有や利用状況の把握を行っている。また、毎年、教職員・学生等へのアンケートを大学のポータルサイトを利用して実施し、要望を分析し、運営方法の改善に繋げている（資料 3-9）。

(6) 生涯学習センター・社会システム研究所・国際交流センター

1990 年に設立された生涯学習センターは、資格講座と公開講座を中心に活動を重ねてきており、資格講座は生涯学習センターが主体となって、学部が提供するカリキュラムにとどまらない学びをサポートする枠組みとして開講している。対象は本学の学生と学外の一般市民である。また、公開講座は大学の知の資産を地域の市民に還元するための中心的な役割を担っており、我孫子市や香取市と共に催あるいは連携するものなども含め、各種の講座を開催し、30 年に及ぶ活動の中で講座に参加登録した市民は約 1 万人に達する。2024 年度からは、文科省のガイドラインに沿った履修証明プログラムを立ち上げるべく準備を進め、2025 年度に向けて受講者を募集する段階に至った。ただ、広報期間が短く、内容が十分周知できなかったことにより、残念ながら開催定員に達しなかった。次年度に向けては広報の充実化とともに、さらに別の履修証明プログラムを走らせる計画を立てている。

大学の附置研究所である社会システム研究所は、学問の再編成を学術的に行う研究所として 2000 年 4 月に設立された。2020 年からは、新たにプロジェクト研究「グローカルデザイン」を発足させ、ニセコ町、那須塩原市、太田市、我孫子市、出雲市と連携しプロジェクト研究を開始した。グローカルデザインとは、日本のあらゆる地域が本来持っているグローバルなつながりに着目し、それを生かしながら、地域固有の歴史・文化・産業・自然環境などの資源を活用し、将来の地域社会の目標を描き、実現していく手法を意味している。本プロジェクト研究では、少子高齢化と人口減少の進展によって活力ある将来像を描くことが難しくなっている地域社会の現状に対し、地域のグローバルな潜在力を体系的に把握するとともに、それを踏まえて、グローカルデザインを実践し、ローカルでありながらグローバルなつながりを生かした活力ある地域社会の将来像を描くことを目指している（資料 3-10）。

2021 年度からは、社会システム研究所運営委員会を発足させ、翌 2022 年度からは学内からプロジェクト研究を公募し、学部・研究科の教員が研究所の活動に参加する機会を拡大した。社会システム研究所は、本学の研究組織の中心として、社会科学の分野を主軸とする新

たな社会システムの構築を目指した学際的研究を行うことにより、実用的な政策ないしは創造的理論を構想することを目的に掲げ、各種の研究に取り組んでいる。また、地域密着型の大学として、我孫子市をはじめとする近隣行政機関等とも各種の連携をはかるなど、広く学問の動向や社会的要請、変化する大学を取り巻く社会環境等に対応する組織としての役割を担っている。

国際交流センターは、外国人留学生が充実したキャンパスライフを過ごせるよう各種奨学金の手続きや生活面の相談のほか、日本文化を理解するための実地研修や日本人学生との交流会等を開催している。また、台湾の淡江大学や韓国の京畿大学等の姉妹校との交換留学制度や、日本人学生の海外留学の支援なども行っている（資料3-10）。

（7）保健センター

保健センターは、看護師の資格を持った専任職員が1名常駐するほか、看護師の資格を持つ派遣が専任職員の不在時などに対応しており、応急処置、健康相談、年1回の定期健康診断などを行っているほか、学校感染症への対応や、入試・オープンキャンパス・大学のイベントの際は、救護待機をしている。（資料3-11【ウェブ】）。

（8）学生相談室

学生相談室は、臨床心理士と大学カウンセラーの資格を持った専任カウンセラーが配属されており、学生や教職員からの相談やカウンセリングの業務を行うとともに、障害学生支援やハラスメント防止との関係でも、学生などからの相談を受ける等の役割を果たしている（資料3-12【ウェブ】）。また、学生が参加できるワークショップやコミュニケーション・サポート・プログラムを実施し、交流を促す機会を設けて、学生の人間関係の構築にも貢献している。さらに、学生対応の手引きとなる「教職員対象・学生対応ハンドブック」（2014年発行、2017年、2022年改訂）の作成も行っている（資料3-13）。

学生相談室と学生サポートセンターは、本学がスローガンとして掲げる「STAND BY YOU—学生に寄り添う大学」を実践し、「寄り添い方」に関しても助言・教示を行う部署であり、本学の理念・目的に不可欠の組織である。「中央学院大学学生サポートセンター規程」において「学生の学習及び生活全般の相談を通じて学生生活での学びに具体的達成目標を持たせ意欲的な取組を導き出すこと」が設置目的として示されており、修学・生活の両面からの相談や指導を通じて学生の意欲を引き出すことを任務としている。学生相談室、学生サポートセンター、学生課、学生委員会、就職委員会などの教職員をメンバーとする学生サポートセンター運営委員会が年2回開かれ、体制や業務内容などの点検・評価を行い、今後の計画や課題の確認・検討を行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

従来、本学における教育研究組織の構成・適切性等に対する点検・評価は、学長、学部長、各センター長、事務部門の長等を構成員として毎月開かれる拡大学部長会において行われてきたが、2019年度に点検・評価の体制・方法を大きく改めた。すなわち、大学基準協会の内部質保証システムを構築するための条件である「検証結果の活用システムの構築－PDCAサイクルの推進」に沿ったものとするべく、全学的に関連規程を刷新した。内部質保証の制度的基盤として、「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」を制定し、内部

質保証の推進に責任を負う組織として、自己点検・評価実施委員会を設置した（資料 2-4）。同規程第 7 条では、自己点検・評価実施委員会のもとに商学部部会、法学部部会、現代教養学部部会、商学研究科部会、入試部会、図書館部会、学生サポートセンター部会、国際交流センター部会、生涯学習センター部会、社会システム研究所部会、事務局部会を設け、第 10 条において各部会が定期的に自己点検・評価を実施する旨、規定している。2022 年度より学長と自己点検・評価実施委員会の間に大学質保証会議が設置され、各部会が定期的に実施する自己点検・評価結果の報告を承け、全学的な観点から教育研究組織のあり方や運営の適切性を検証する体制を確立し、関係規程も整備された。大学質保証会議は、2022 年 10 月に就任した副学長を中心として内部質保証の推進をけん引しており、自己点検・評価実施委員会の各部会の自律的・継続的な PDCA サイクルによる点検作業から上がってきた要望や課題を検証し、対応策を検討して学内関係部署に改善指示を出す司令塔の役割を担っている。

この体制の下、各学部・研究科ならびに各組織は、PDCA サイクルを機能させ、点検・改善へつなげるために、次のような分析を行った。

(1) 商学部

5 コースへの再編においては、各コースで身に付けられる就業力をより明確に打ち出すことで、1 年次生や高校生が各コースでの学びをイメージし易いように整えられている。ただし、7 コース制において認められたコース間の ST 比の不均衡（2.67～40.00）は、コース再編後にただちに是正されることは期待できず、コース編成検討特別委員会の中間報告では、今後、特にスポーツ系コース等の教員の補充が不可欠になると指摘されている（資料 3-14）。

(2) 法学部

法学部では、中長期計画において公務員 100 人構想を掲げ公務員試験合格者を増やすための取り組みを重ねてきたこともあり、目指す目標や学習内容が理解しやすくなるよう行政コースを公務員・行政コースと改組することなどを決めている。また近年、公務員合格者が増える一方で、民間企業への就職者も多数を占めていることから、司法コースを法律コースへと改組し、民間志望者向けの学びにより対応できるような教育改革などの検討が行われている。

(3) 現代教養学部

多くの専門科目が開講され、多様な学びを求める学生のニーズに応えることができている。また、少人数のゼミが開講されており、学生へのきめ細かな指導がなされている。卒業論文が必修であり、学生の学びに明確な目標が与えられている。

しかしながら、2017 年の学部創設から、完成年度を迎えたのちさらに数年が経過しており、この間、学部の立ち上げに関与した多くの専任教員が退職する時期を迎えており、当初の設定から大きな変更がなされていないカリキュラムの見直しが課題となっている。

(4) 商学研究科

商学研究科では、院生の専門的学識を高めるために、科目の充実、科目担当教員の補充、拡充が必要になると考える。教育組織の年齢構成等にも十分配慮すべきであるが、大学院という高度かつ専門的学識の教育のため、必要な学識を備えた教員の採用を優先することになる。

(5) 図書館

毎年、教員選書及び学生選書により、要望を踏まえた新刊の補充が行われている。また、定例のスタッフ会議及び教職員・学生等へのアンケートにより、運用面での改善を進めている。しかし、学生の本離れも影響し、図書館の利用者数が伸び悩んでいる。

(6) 生涯学習センター・社会システム研究所・国際交流センター

生涯学習センターは受講者の希望や動向に応じた資格講座・公開講座の見直し、改廃を常に継続しており、毎年度少しづつ設置講座が変化している。その意味では社会的要請を敏感に受け止めて講座内容の改善を続けていると評価できる。新型コロナウイルス感染症の蔓延で一時は完全にストップした講座も、その後は元の状況に復し、受講生数も概ね回復してきた(資料3-15)。

社会システム研究所では、組織体制の刷新や新規プロジェクト立ち上げなどを積極的に行い、その研究活動は近年活発になっている点が評価できる。2020年度から開始されたプロジェクト研究「グローカルデザイン」は、社会科学を横断する学際的プロジェクトであり、本学教員の研究を広く包含する枠組みとなっている。さらに、2023年度からスタートした「プロジェクト研究公募制度」は、本学の専任教員による研究を活性化する目的で設けられた。プロジェクト研究を学内公募して研究助成を行い、教員の研究力を向上させゆくには科研費等の外部資金を獲得できるように支援を行うものである。今後は、社会システム研究所における研究成果を本学の研究面での一大成果として学内的にも学外的にアピールしていくことが課題といえる。

国際交流センターについては、本学に入学してくる留学生対応や本学学生の留学などを業務の柱にしていたため、世界情勢に大きく左右される面がある。特に韓国・台湾・アメリカ・カナダなど世界各地の大学との連携については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を大きく受けた。現在はその面での懸念はほぼ払拭されたものの、今度は記録的な円安の影響などにより、留学を希望する学生の減少が問題となっている。ただ、足元の地域を対象にした留学生を通しての活動、地域連携に関しては、我孫子市国際交流協会へのボランティア派遣などで役割を果たしている。今後はその参加者をさらに増やしていくことが必要である。

(7) 保健センター

保健センターの年間利用件数は、学生が約1,100件・教職員が約400件である。感染症の流行時期は、電話対応などにも追われたが、特別出席扱(公欠)の届出を保健センターが担っており、病状の把握や回復の確認が出来るので、保健センターの役割は大きい。ほぼ、毎日、一人対応なので、利用者が重なった場合、煩雑になってしまう事があり、改善課題となっている。

(8) 学生相談室

学生相談室のカウンセラーは、前述のように相談だけではなく、イベントの企画・運営、学生対応への助言・支援、障害学生への対応の検討など多岐にわたる業務をこなしている。ワークショップ、コミュニケーション・サポート・プログラムを実施し、学生の交流を促す機会を設けているほか、ハラスマント関連の事案の窓口にもなっている。単に話を聞くといった業務だけでなく、相談を受けて個別の事案に対しどのようにすべきなのかを専門的見地から判断し、適切な対応につなげている点は高く評価できる点である。また、以前は学生同士の交流を促すために開催していた茶話会を、昨今の学生たちのニーズから効果的では

ないと判断してワークショップやゲームの会に変えるなど、学生の現状に向き合いながら、よりよい方向性を模索している。

最近では、学生に加えて保護者の相談も増えてきているほか、障害学生への支援も積極的に行っている。障害学生への就職支援としてキャリア・ガイダンス、自己理解ワークショップ等の実施、就労パスポートの作成、卒業後の相談先の案内などを行っている。

しかしながら、2023年度から2024年度にかけて連携している学生サポートセンターの4名の職員が定年や急遽の自己都合で退職した。また、2023年度までは月1回精神科医の来学があり、「こころのドクター相談」も実施されていたが、2024年度からは精神科医の来学・相談はなくなっている。職員の退職に伴い、業務の引継ぎはされ、退職者のうち1名は学生支援担当の非常勤職員として再雇用した。しかし、一部業務への支障が見られることから、一人ひとりの学生の問題に熱意をもって真摯に向き合うためには、体制への不足を感じられる。

なお、2025年度から、事務組織の改編により、学生サポートセンターの事務業務が学生課に統合・移管され、現在は、学生課課員も兼務で業務にあたっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

これまで述べてきたように、本学の教育研究組織は、大学の理念・目的に対して適切に設置されており、また学問の動向や社会的要請、さらには大学を取り巻く国際環境等にも十分対応したものになっている。首都圏に隣接する我孫子市という立地環境に恵まれた本学は、少人数の学生に対して教職員一人ひとりが実直に向き合い、教養と実践力を備えた学生を育てるために必要な組織を整備してきた。ただし、各組織の運営面に目を向けると、上記の分析において示したように、今後取り組まなければならない課題も残っている。

したがって、各学部・研究科ならびに各組織は、PDCAサイクルを機能させ、点検・改善へと繋げるために、次のような改善方針を打ち出している。

(1) 商学部

7コースから5コースへの再編が単なる選択肢の削減と捉えられないように、前述の「答申」では、各コースが新たに就業力等の育成を促進するプログラムを策定する旨の提案が示されている。2025年度以降は、新たなコースと新設のカリキュラム特別委員（仮称）が中心になって各コースの学びを一層明確に打ち出すことが求められる。

(2) 法学部

今回の法学部でのコース再編と教育課程の改革の一つの目的は、必修科目を削減し、学生的自由度を高めて主体的な学びを促すことである。しかし、科目選択の際、履修者の裁量を一方的に高めるだけだと、何を選択してよいか分からず学生が困惑するおそれもある。主体的で効果的な学びの成果がもたらされるよう、民間志望者も含めて履修モデルを積極的に活用できる体制整備が求められている。また、コース再編や教育課程の改革にあたっては、カリキュラム・ポリシーなどで、3コースごとに将来の目指すべき進路なども示しつつ、実現したい進路に相応しい必修科目や選択科目を適切に配置していくことが引き続き要請される。

(3) 現代教養学部

2024 年度は学部長の指示の下「現代教養学部の方検討委員会」が設置され、様々な課題が検討された。現在、上述のように専門科目が 2 系列 4 科目群に区分されているが、この方式は履修上の制約が多く、学生からはより自由度の高いカリキュラムへの変更の希望も出ている。また、近年、他の多くの大学でデータサイエンス等の情報系の分野が強化されていることから、当学部においても情報系の科目群の強化が必要ではないか、という意見が出された。具体的には、従来の 4 科目群を 1 領域に一本化し、それに並置するかたちで情報系の 1 領域を新設する案がまとめられ、教授会にて協議された（資料 1-28）。

(4) 商学研究科

現状、外国人留学生の入学が日本人の院生よりも比較的多い状況ではあるが、税法を中心に日本人院生の入学も増加しつつある。さらに日本人の院生の入学を増加させる取り組みがなされるように教育研究組織の構築、運営に取り組む必要があり、この問題意識、改善意識を改善方針としている。

(5) 図書館

図書館の利用者数を増やす対策として、新たに学生が主体的に図書館の運営に参加できるようにライブラリースタッフを組織し、学生の図書館利用を促進するためのビブリオバトルや、学外の人を対象に図書館を紹介する図書館見学ツアー等を企画・開催している（資料 3-16【ウェブ】、3-17【ウェブ】）。また、レポートや卒論作成での図書利用を促進する一環として、レポート・小論文の書き方講座および卒論セミナーの開催を始めた（資料 3-18【ウェブ】）。

(6) 生涯学習センター・社会システム研究所・国際交流センター

地域との連携が大学に大きく求められるようになった現在、生涯学習センター・社会システム研究所・国際交流センターいずれにおいてもその役割を果たすことが求められていることは十分自覚している。生涯学習センターは地域の一般市民への知の開放の窓口として、社会システム研究所はグローカル研究などの研究面で研究対象地となる各地域との繋がりという面で、国際交流センターは留学生を通じた相互理解を社会に拡大させる意味で、それ重要な役割を担っている。規模の小さい本学としては、それぞれの組織の使命を自覚し、地道に着実な活動・研究を進めていくことが最も必要なことと認識している。

国際交流センターは全学的な組織再編によって廃止となり、2025 年度からその業務を国際交流委員会と担当事務組織が担う形となった。この組織変更の成否がどのように出るかは未知数であるが、生涯学習センターはこれまで不足してきた学内学生へのセンター自体の周知および様々な講座（特に資格講座）の広報を強化する必要がある。また、社会システム研究所も、研究に参加し、関わる教員を増やし、関わりを深めていくことが求められる。

(7) 保健センター

保健センター利用者は、授業の前後や休み時間に利用するため、一度に何人もの学生や教員が来室する。応急処置は、待ったなしだが、健康相談や手続きは、受付時間を決めれば、もっと丁寧な対応が出来ると考える。

(8) 学生相談室

業務量の多さを考慮し 2025 年度からは非常勤カウンセラー 1 名が増員となった。また、2025 年 9 月から、新たな学習支援の取り組みとして学習支援デスクを図書館内に設置することが決まった。学習支援デスクでは、学業に関する悩みや勉強の仕方、レポートの書き方

やまとめ方、資料の探し方や情報検索の仕方、発表やプレゼンの準備・練習等々、「読む」「書く」「話す」「探す」についてサポート、アドバイスを行うことになっている。一方、学生の相談や困りごとの内容が多様化していることから、学内の各部署や教員、外部組織との調整の必要性も高まっている。

本学に設置されている教育研究組織の設置状況については、概ね適切であると判断される。それぞれの組織の点検・評価に関しては、2019年度に全学的な内部質保証推進規程（「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」）に基づき、各学部や研究所、センター等においても内部質保証に関する規程を制定し、現在では定期的な自己点検の実施を規程に盛り込んでいる。従来の組織改善の取り組みが、内部質保証推進の動きによって意識化されるようになり、その過程における議論を通じて、これまで述べてきたように、本学が抱える教育研究組織としての課題が発見されるという成果が得られている。

そして、上記の課題を自己点検・評価実施委員会で取りまとめ、副学長が中心となって大学の改善を図る大学質保証会議に対して、報告・改善要望書を毎年提出している（資料3-19）。そして、大学質保証会議で実際された改善策についても、次年度にて自己点検・評価実施委員会が検証しており、大学全体としての内部質保証に係るPDCAサイクルが構築されている。ただし、自己点検・評価実施委員会の委員からは、実施された改善策とその状況について分かりづらいといった意見も出ており、また、大学質保証会議としては、全ての要望に対して改善策を実施できないといった事情もあり、自己点検・評価実施委員会と大学質保証会議の情報共有をより密にして、さらにPDCAサイクルを促進していく必要もある。

第4章 教育・学習

第4章 教育・学習

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

中央学院大学は、2022年度末に大学としての学位授与方針（以下「大学 DP」）で修得すべき学習成果として 6 種の能力等を設定し、2023 年度は全学の方針に基づいて各学部・研究科の学位授与方針との整合性を検証し、書き直す作業を行った。

大学 DP では、学位授与の要件として、建学の精神と教育理念から導かれた以下 6 種の能力等を明示している。

<大学の学位授与方針>

1. 幅広い知識と教養

人間・自然・文化に関する幅広い知識と教養をもった市民として、社会において幅広く活躍できる能力を身につけている。

2. 専門的学識

専門的知識と論理的な思考力を有するとともに、高い見識をもって社会で活躍できる能力を身につけている。

3. 問題発見力・解決力

問題を発見し、必要な情報を収集し、整理・分析して解決してゆく能力を身につけてい る。

4. 多様性の理解とコミュニケーション能力

多様な背景をもつ人間や異文化を受け入れるとともに自らの考えを表現し、他者との協 働を進めてゆく能力を身につけている。また、適切な言語を使用して、異文化圏の人々とのコミュニケーションを図る能力を身につけている。

5. 汎用的な能力

多様な手段を用いて情報を収集・分析し、論理的な判断に基づいて効果的に活用するこ とにより、現代社会の様々な問題に対応できる能力を身につけている。

6. 地域連携・社会貢献

社会や組織の一員としての責任や役割を認識し、人権感覚・共生意識をもって地域社会 に貢献する能力を身につけている。

3学部と研究科は、2023年4月からこの大学DPに基づいてそれぞれの学位授与方針（以下「商学部DP」、「法学部DP」、「現代教養学部DP」、「商学研究科DP」）の書き換えを進め、2023年7月の各学部教授会と研究科委員会で新たな方針を定めた。

商学部DPでは、前文に育成する人物像や活躍が期待される業界を例示し、編入学などの例外を除いて4年以上在籍することと、所定の126単位を取得することに加えて、6種の能力等の修得が卒業要件となることを記している。なお、「専門的学識」については「商学及び関連領域の専門的知識と当該領域において求められる思考力」、「汎用的能力」については「情報通信技術」と具体化し、商学部の特徴を示している。

法学部DPでは、大学の学位授与方針に基づきつつ、法学部として、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしている。一部引用するならば、2. 専門的学識では、法学部の専門科目（法学系科目、政治学・行政学系科目）および各コース独自の科目に関する専門的知識と論理的な思考力を有するとともに、バランスのとれた高い見識をもつて社会で活躍できる能力を身につけていると定める。また、3. 問題発見力・解決力では、法や政治・行政などに起因する社会の問題を発見し、必要な情報を収集し、整理・分析して解決してゆく能力を身につけていると定めている。

現代教養学部DPでは、前文に育成する人物像を示し、編入学などの例外を除いて4年以上在籍することと、所定の124単位を取得することに加えて、6種の能力等の修得が卒業要件となることを記している。なお、「多様性の理解とコミュニケーション能力」に関しては、他者との協調・協働が可能となるよう、メディア・コミュニケーションに対する理解を挙げ、学部の特色を示している。

商学研究科DPでは、修士論文の審査に関しての修士号授与合否基準を具体的かつ明確に示しており、修士論文の執筆においても指針となっている。

教育課程の編成・実施方針に関しても、学位授与方針の書き換えと同時に、大学全体としての方針（以下「大学CP」）と各学部・研究科の方針（以下「商学部CP」、「法学部CP」、「現代教養学部CP」）の間の整合性や学部方針間の共通性と相違点の明示化を考慮して、統一の文章形式に改めている。

大学CPは、卒業認定・学位授与の方針から導き出されたものであることや、体系的な課程を編成すること、講義と演習を組み合わせた授業形態を展開すること、学生の主体的な学びを促す課程編成をすること、評価の方法と評価の基準を客観的なものとし、シラバスに明記することを掲げている（資料2-5【ウェブ】）。

3学部と研究科の方針は、いずれも課程の編成方針と実施方針に分けられており、編成方針では6種の能力等を育成するためにどのような科目群を設置するかを明示する形式、実施方針では授業の形態や方法、評価の基準や方法等を記している。

商学部の編成方針では、6種の能力の育成のために以下の科目群を設置することを示しており、実施方針では、講義や演習（ゼミナール）を組み合わせること、グループワークやディスカッション等の活動を盛り込んで主体的な学びを促すこと、評価基準や評価方法をシラバスに示して客観的な評価を行うことを示している（資料1-2【ウェブ】）。

[商学部のカリキュラム・ポリシーで示されている6種の能力等に対応する科目群]

学位授与方針に示された 修得すべき能力	教育課程の編成・実施方針で 定められた科目群
1. 幅広い知識と教養	人文・自然系列科目
2. 専門的学識	商学系列科目
3. 問題発見力・解決力	演習科目
4. 多様性の理解と コミュニケーション能力	外国語科目、日本語科目、体育科目
5. 汎用的な能力	情報リテラシー、情報処理、AIやデータサイエンスに関する科目
6. 地域連携・社会貢献	キャリアデザインやボランティアに関する科目

法学部の編成方針では、コースごとに法学部の基本的コンセプトと本学部の教育理念を共有した上で、それぞれ独自に、卒業後にふさわしい進路やそのための教育方針・教育体系を持ち、法学系科目や政治学・行政学系科目と各コース独自の必修科目・選択必修科目を組み合わせた特色あるカリキュラムを編成することを示している。実施方針では、講義や演習（ゼミナール）等を適切に組み合わせた授業形態を展開するとともに、模擬裁判など司法制度や法への理解を深める体験学習、政治・行政に関する問題解決型学習（PBL）、実地調査に基づくゼミ論文の作成など、学生が主体的・能動的に学ぶことができるようすることを定める。

また、法学部でも6種の能力等を育成するためにどのような科目群を設置するかを明示する形式をとっており、具体的には以下の通りである。

(1) 幅広い知識と教養

教養系科目において、人間・自然・文化に関する幅広い知識と教養を身につけます。また、大学における学修の基礎を学ぶ第1学年の演習科目を必修とし、大学で学んでいく際に必要となるスキルや考え方、就職支援行事と連携した就職への意識付けのための自己分析の実施など、幅広い知識と教養を身につけます。

(2) 専門的学識

コース必修科目、コース選択必修科目、演習科目、および社会科学系科目を5コースごとに設置します。これらの科目において、法学部の専門科目（法学系科目、政治学・行政学系科目）および各コース独自の科目に関する専門的知識を学修するとともに、論理的思考力やバランスのとれた高い見識を養います。各コースとも、第1学年に基礎的な学修内容を学びます。第2学年以降は学年が上がるとともに、より専門的に学びを深めます。

(3) 問題発見力・解決力

コース必修科目、コース選択必修科目、演習科目、および社会科学系科目を5コースごとに設置し、これらの科目において、法や政治・行政などに起因する社会の問題を発見し解決する力を涵養します。

(4) 多様性の理解とコミュニケーション能力

演習科目、学部共通必修科目（日本語科目）、外国語科目、および体育科目において、多様性を理解し他者との協働を進めてゆく能力や態度を身につけるとともに、コミュニケーション能力を向上させます。学部共通必修科目（日本語科目）や体育科目は第1学年の必修科目などとして学びます。外国語科目は第1学年と第2学年の必修科目などとして学びます。

(5) 汎用的な能力

学部共通必修科目（日本語科目）、学部共通必修科目（情報処理科目）、およびAIやデータサイエンスに関する科目において、汎用的な能力を育みます。

(6) 地域連携・社会貢献

コース必修科目、コース選択必修科目、演習科目、および社会科学系科目を5コースごとに設置し、これらの科目において、地域連携・社会貢献の能力を身につけます。

現代教養学部の教育課程の編成方針では、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力や姿勢の修得のため、以下のような体系的な教育課程を編成・実施しており、実施方針では、学修方法に関しては、講義や演習（ゼミナール）等を適切に組み合わせた授業形態を開発するとともに、現代社会の現状とその背景を深く理解するための外部講師を招いた特別講義、異文化を理解するための現地体験学習、ボランティア実習および実地調査等に基づく卒業論文・卒業研究の作成など、学生が主体的・能動的に学ぶことができるようとしている。学修成果の評価方法はシラバスに記載されている。シラバスでは、科目ごとの到達目標や評価方法が示されており、あらかじめ定められた多様な評価方法を用いて、客観的な基準で成績評価を行う。また、成績評価に関する問い合わせの期間を設け、評価の透明性を担保することとなっている。

[現代教養部のカリキュラム・ポリシーで示されている6種の能力等に対応する科目群]

学位授与方針に示された 修得すべき能力	教育課程の編成・実施方針で 定められた科目群
1. 幅広い知識と教養	基盤教育を設置する。学問の基礎を成す必修科目は第1学年および第2学年に、専門分野の基礎知識となる科目は第2学年以降に選択必修科目として配当する。
2. 専門的学識	専門教育を設置する。専門教育は、基盤教育と専門教育の橋渡しとなる「専門基礎」と「現代社会と人間文化系」、「異文化とコミュニケーション系」という2系列4科目群からなる教育課程を編成し、第2学年以降に選択必修科目として配当する。
3. 問題発見力・解決力	演習形態のゼミナール科目を設置する。ゼミナール科目は、第1学年から第4学年まで全ての学年で通年の必修科目として配当する。
4. 多様性の理解と コミュニケーション能力	導入教育（私たちの生活とコミュニケーション、日本語科目）、言語スキル科目、健康スキル科目を設置する。導入教育および言語スキル科目のうち英語基礎科目は第1学年と第2学年の必修科目として、英語上級

	科目は第2学年以降の選択必修科目として、英語以外の言語スキル科目および健康スキル科目は第1学年以降の選択必修科目として配当する。
5. 汎用的な能力	導入教育（日本語科目）、情報スキル科目および自然の理解科目を設置する。情報スキル科目の基礎科目（情報リテラシー、情報処理論の基礎）は、第1学年の必修科目として配当し、情報スキル科目の応用科目（情報処理論、情報表現論）は第2学年から選択科目として、数理・データサイエンス・AIに関する科目は、第1学年から学べる選択必修科目として配当する。また、日本語による論理的思考力、口頭表現力、文章表現力を身につける科目を第1学年および第2学年の必修科目として配当する。
6. 地域連携・社会貢献	基盤教育、専門教育およびゼミナール科目を設置する。

- 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

各学部・研究科が授与する学位とそれぞれのCPとDPで示された学習成果との整合性は、6種の能力等に関する各学部・研究科の記述から確認される。

「学士（商学）」を授与する商学部では、「2. 専門的学識」の項目において「商学部および関連領域の専門的知識と当該領域において求められる思考力」とあり、「3. 問題発見力・解決力」では、「商学および関連領域の知見を用いて課題を見定め（る）」ことが求められている。学修成果として「商学および関連領域の専門的知識（知見）」を修めたものに学士（商学）を授与することが商学部DPにおいて明示されている。

「学士（法学）」を授与する法学部では、上述したように、DPで求めている能力などを、CPで明確に担保している。

「学士（教養学）」を授与する現代教養学部では、大学建学の精神と大学・学部教育の理念に基づいて、公正な社会観と倫理観をそなえ、幅広い知識と教養を身につけ、学び得た知識や教養を柔軟に活用して、市民として活躍できる人材を育成することを目的とする。本学部は、編入学などの例外的な場合を除いて、4年間以上在籍し、6種の能力などを身につけるとともに、「現代教養学部」の科目・配当表に従って124単位以上を修得した者に対して、学士（教養学）の学位を授与する。

「修士（商学）」を授与する商学研究科では、所定の単位を取得し、修士論文の審査に合格した者は、国際ビジネスおよび国際ビジネス研究に必要な専門知識と能力、企業経営を担うために必要な専門知識と能力、税理士を中心とした会計専門職に必要な専門知識と能力のいずれかの能力を身についていると判断したものに修士（商学）を授与することをDPにおいて明示している。

いずれの学部・研究科においても、DPとCPで示された6種の能力等で、それぞれの学部・研究科の専門的学識やそれに基づく問題発見力・解決力が、修めるべき学習成果として示されており、その修得を以て学士や修士の学位を授与することが明文化されている。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

各学部・研究科の教育課程は、それぞれの教育課程・実施の方針に則って編成されており、その編成に沿って実施されている。

(1) 商学部の取り組み

商学部では、商学系列科目（必修 2 科目、選択 191 科目）、人文・自然系列科目（必修 3 科目、選択 64 科目）、外国語系列科目（必修 6 科目、選択 24 科目）、体育科目（必修 2 科目、選択 4 科目）に加え、2024 年度より現代教養学部の「地域ボランティア学」と「ボランティア実践」への乗り入れを開始して、学位授与方針で掲げた 6 種の能力等の育成に資する科目を配置している。また、基盤教育の意味合いを持つ人文自然系列科目や外国語科目、日本語科目、体育科目等を必修科目として 1 年次に配当又は 1 年次から履修可能とし、専門分野の商学系列科目は 7 コースに分かれた 2 年次以降に近い領域の科目を多く配当する等、課程全体としては学習の順次性と学問の体系性に配慮した年次配当となっている。ただし、特に商学系列科目の年次配当に関しては、下級レベルの科目を履修しないまま上級年次に難易度の高い科目を履修することも制度上可能になっており、2023 年 4 月から進められているカリキュラム改編では、この問題が重要な解決課題の一つとして検討されている（資料 4-1）。

各授業科目の位置付けに関しては、基盤教育の意味合いを持つ科目（英語 6 単位、日本語 4 単位、体育 2 単位、「プロゼミナル」2 単位、情報 4 単位）が学部全体で必修科目となっており、2 年次以降は各コースで定められたコース選択必修科目を 16 単位以上修得することになっている。なお、現行カリキュラムでは、4 年次配当のコース選択必修科目の取得が実質的に卒業要件となっており、2023 年 4 月から進められている商学部のカリキュラム改編の検討では、4 年次に実質的な卒業要件となる科目を配置せず、全てのコースの必修科目と選択必修科目を 3・4 年次配当とする方向で調整が進められている（資料 4-1）。

科目の年次配当に関しては、2 年次以降の演習科目の導入と 20 名以下の少人数クラスで大学での学びの基礎を修めることを目的とした「プロゼミナル」と、英語 4 科目（「英会話」、「英語リスニング・スピーキング」、「英語リーディング・ライティング 1」、「英語リーディング・ライティング 2」）、日本語の運用能力向上を目的とした「日本語表現 I」と「日

本語表現Ⅱ」、「情報リテラシー」と「情報処理論」、体育科目（「健康スポーツ実技Ⅰ」と「健康スポーツ実技Ⅱ」）の11科目が必修科目として配当されており、教養や語学、体育、商学の基礎が初年次の必修科目として配当されている。1～2年次に基盤教育の必修科目が多く配当され、各年度の履修単位の上限が48単位（1年次のみ49単位）と設定されていることにより、専門性の高い商学系列の科目は3～4年次に多く履修する仕組みになっている。

なお、商学部では2023年4月の教授会を皮切りに、カリキュラム改編の検討を行っており、2024年8月時点において、2027年度より以下のような教育課程の編成することを計画している（資料4-1）。

- ・人文自然系列科目の余剰単位を商学系列科目として読み替える制度の廃止
- ・「プロゼミナール」を商学系列科目に移管し4単位化
- ・科目を新設せず、現行科目の内容や名称の変更によってカリキュラムをスリム化
- ・商学系列科目に、1年次の必修科目と選択必修科目、2年次のコース必修科目とコース選択必修科目、3～4年次のコース必修科目と選択必修科目の別を設け、学問体系と学修の順序性をより明確化する

（2）法学部の取り組み

法学部では、専門111科目（必修2科目、選択109科目）、教養系31科目（選択31科目）、外国語17科目（選択17科目）、体育6科目（必修1科目、選択5科目）が、教育課程の編成・実施方針に沿って配置されている。また、法学部の各コースとともに、卒業所要単位表にある通り、法学や政治学などのコース必修科目を設置するとともに、演習科目や教養系科目などの分類をして各授業科目の位置づけを明確にし、シラバスにおいて到達目標を明確化している。また、それぞれの科目区分において、順次性に配慮して授業科目を設置しており、卒業所要単位表や履修モデルによって学びの過程を可視化している。学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定については、各セメスターでの最大履修単位数を22単位と設定し、授業期間中に学生の学習時間が過大となりすぎないよう定めている。

（3）現代教養学部の取り組み

現代教養学部においては、カリキュラム改革を含めた学部全体の改革・再編のために、2024年度に「将来を見据えた現代教養学部のあり方検討委員会」が組織された。同委員会では、これまで「現代社会と人間文化系」「異文化とコミュニケーション系」の2系列、前者の下に「現代社会系」「人間文化系」、後者の下に「異文化系」「コミュニケーション系」の4科目群に編成されていたカリキュラム体系の見直しが検討された。従来設置されていた諸科目を「コミュニケーション領域」として一括し、昨今の社会的動向を考慮して新たに「データサイエンス領域」を創設する、というアイディアが検討された。数理・データサイエンス・AIに関する分野の創設・充実がその狙いであり、新規教員補充についても検討された。しかし、全学的なカリキュラム改革と歩調を合わせるため、現状では各所との調整が図られている。また、卒業論文について、その位置づけを見直すための検討がはじめられた。

（4）商学研究科の取り組み

商学研究科は、伝統ある商学部を基盤として存立していることもあり、商学部における課

程編成の議論を取り入れるとともに、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等も検討していくべきだと考えるが、現状、今後の検討課題となっている。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

授業形態、授業方法の適切性に関しては、学部・研究科ごとに教授会、内部質保証推進組織、教務委員会等で検討されている。

商学部の授業形態は、商学部 CPにおいて明示されている通り、科目の特性に応じて講義形式か演習形式で行われる。教員と学生、または学生間のコミュニケーションを通して学生が主体的に学べるよう、英語科目や「日本語表現」等の言語運用に関わる科目や「プロゼミナール」と演習科目のような科目は少人数クラスとし、講義科目に関しては大人数で受講可能にしている。2022年度と2023年度の1授業あたりの受講者数は以下の表の通りであり、講義科目ではクラスあたりの受講者が比較的多いものの、語学系科目や演習科目では少人数教育が実現されている（資料1-26）。

[2022-2023 年度 商学部の 1 授業あたりの受講者数平均]

	2022 年度 春セメスター	2022 年度 秋セメスター	2023 年度 春セメスター	2023 年度 秋セメスター
商学系列講義科目	86.7 名	81.8 名	71.5 名	73.4 名
人文自然系列講義科目	85.5 名	69.7 名	75.1 名	73.4 名
演習科目	6.3 名		6.6 名	
「プロゼミナール」	16.1 名		14 名	
英語科目	20 名	20.1 名	33.4 名	28.6 名
「日本語表現Ⅰ」	26 名	25.8 名	23.3 名	22.9 名
「日本語表現Ⅱ」				

また、商学部 CP では、グループワークやディスカッション、プレゼンテーション等の活動を科目の特性に応じて盛り込むことが明記されており、各科目のシラバスでは、当該科目においてアクティブ・ラーニングの授業方法が用いられているかどうかが示されている。

遠隔授業に関しては、2023 年度以降は原則的に行っておらず、例外的に「商学部卒業講座」の一部と「商学部入門講座」、また 2024 年度をもって離職する教員の担当科目（「経済学Ⅰ」「経済学Ⅱ」「演習Ⅲ」）の 2025 年度実施のみ、「中央学院大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する規程」に基づく教授会審議の結果、オンラインで行うことが認められている（資料 4-2）。

なお、商学部の授業形態、授業方法の効果に関しては、授業評価アンケートやアセスメントテスト結果などに基づいて商学部内部質保証会議等で議論されるが、特定の授業形式や授業方法と教育効果や授業満足度との相関などの詳細な分析までは行われていない。

法学部では、教育課程の実施方針において、学修方法に関して定めており、講義や演習（ゼミナール）等を適切に組み合わせた授業形態を展開するとともに、模擬裁判など司法制度や法への理解を深める体験学習、政治・行政に関する問題解決型学習（PBL）、実地調査に基づくゼミ論文の作成など、学生が主体的・能動的に学ぶことができるよう規定している。

また、学修成果の評価方法は、シラバスのなかに具体的に記載し、シラバスでは、科目ごとの到達目標や評価方法を示しており、あらかじめ定められた多様な評価方法を用いて、客観的な基準で成績評価を行うこととしている。

学習活性化や効果的教育に関する法学部の施策としては、英語教育において習熟度別の 3 クラス編成としていることや、2018 年に「資格対策英語Ⅰ」と「資格対策英語Ⅱ」を公務員試験に特化した科目内容へ変更したこと、情報教育における自己申告による習熟度別 2 クラス開講などが挙げられる。さらに、公務員試験対策を行う公務員特別演習については、学生がより履修しやすいよう、2026 年度から科目数を増やす方向で検討中である。また、アクティブ・ラーニングや WebClass による予習などが推奨されている。

各コース別の学習活性化や効果的教育の例としては、行政コースにおいて、公務員や公務員が担う仕事への興味関心を醸成させるため、公務員論をコース選択必修科目 A として位置付け、公務労働の意義を理解させ公務員志望者を増やすための科目としている。フィール

ドスタディーズコースにおいて、「フィールドワーク実践」、「NPO・NGO論」を必修科目として設けるとともに、「館山合同合宿研修」を行い、地域連携・社会貢献の実践例として非営利団体・組織の活動を詳しく知るための活動が多く取り入れられており、コースの教育目標に沿った科目内容と教育方法が採用されている。

現代教養学部では、第2期中期計画期間内における取り組みとして以下のことがなされた。まず、現代教養学部の魅力の向上のため、カリキュラム内容の見える化による学修活動の活性化、学生にとってわかりやすい履修モデルの提示が検討された。また、異文化社会現地研修の今後のあり方が検討された。また、「現代教養入門Ⅰ・Ⅱ」の見直し、「基礎演習」のシラバス見直しが行われた。また、ゼミナール教育の充実のために、専門基礎演習の募集・選考方法の改善、卒業論文の作成指導、審査のあり方の改善が検討され、実施された。また、少人数教育の継続的実施の方針が確認された。現代教養学部の授業形態は現状では以下の通りであり、少人数教育が実現されていると判断できる。

[2022-2023年度 現代教養学部の1授業あたりの受講者数平均]

	2022年度 春セメスター	2022年度 秋セメスター	2023年度 春セメスター	2023年度 秋セメスター
基盤教育（1年次配当）	44名	50名	43名	50名
社会生活に必要なリテラシー (1-2年次配当)	21名	16名	21名	14名
学問の基礎知識（1-2年次配当）	56名	58名	44名	47名
専門基礎（2-3年次配当）	44名	41名	37名	35名
その他（現代社会系、人間文化系、異文化系、コミュニケーション系） (2-4年次配当)	37名	34名	37名	28名

商学研究科では、修士論文執筆のために必要な知識、技術を適切に身につけることができるような授業形態・授業方法をとっており、必要に応じて、グループワークやディスカッション、プレゼンテーション等の活動を取り入れている。授業目的達成のための指導と対応については、全学共通で定められているものと各学部・研究科ごとに行われているものがある。履修指導、シラバスによる授業内容等の周知、事前事後学習を含めた各科目の学習指導、学生の学習状況の確認は、3学部と研究科共通である。

- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

大学全体の履修登録は、1年次は全学生が教務課のガイダンスとゼミナール担当教員との相談を通して履修科目を決める手順で、2年次は1年次担任教員とのオンライン相談を通して、3・4年次は希望者が教務課やゼミナール担当教員、各科目担当者に相談して決め、各

自分が CGU ポータルで登録することになっている。また、履修指定科目以外は各セメスターの開始 3 週目ごろまで取り消しが可能であり、実際に数回受講した後に当該科目の担当教員やゼミナール担当教員などと相談して自身の履修科目を決めることができるようになっている。なお、履修登録のための資料としては、履修に関する全てのルールが明記されている学生要覧の他、各科目が学位授与方針で定められた 6 種のどの能力の向上に資するものであるかを示したカリキュラムマップが 2024 年 4 月より公開され、主として当該科目がどのような学問体系に位置づけられるのかを示すための科目的ナンバリング、学習の順序性を示すための「カリキュラムツリー」に関しても、3 学部共通フォーマットで 2027 年度より導入すべく、大学質保証会議で準備が進められている。

シラバスも 3 学部と研究科で同一形式が採用されており、学生が他学部の科目を受講する際や、研究科に進学した際に内容が参照しやすいようになっている。3 学部と研究科の全ての科目について、科目名称や単位数などの基本情報の他、【授業の到達目標】、【ディプロマ・ポリシーとの関係】、【授業の概要】、【アクティブ・ラーニング】、【事前・事後学習】、毎回 15 回の学習内容と予習・復習等を示した【授業計画】、【テキスト・参考書・参考資料等】、【学生に対する評価】、【指標と評価割合】、【課題（試験やレポート）に対するフィードバック方法】等の説明が記載されており、大学ホームページ上で公開されている。また、新型コロナウイルス感染症対応として遠隔授業への移行が余儀なくされた 2020 年度 5 月に全学的なシラバスの書き換えがあった他、授業形態や評価方法等に変更が生じた場合は、各科目の担当者がシラバスを書き換え、これを CGU ポータルや教室において全ての受講生に周知することになっている。

授業外学習を促す適切なフィードバックや、量的・質的に適當な学習課題の提示に関するも、全ての科目についてシラバスでの記載が義務付けられており、シラバスの記載に基づいた受講生の指導が、全学のルールとして定められている。また、各科目の学期中の学習指導のツールとしては、CGU ポータルの質問 BOX の他、Microsoft Teams やメール等が用意されており、科目担当教員は当該科目においてどのようにフィードバックを行うかを、シラバスに記載することになっている。

学生の多様性への対応や、単位の実質化を図る措置に関しては、各学部・研究科ごとに検討・実施されている。商学部では、英語科目と情報科目でレベル別にクラスを編成することや、全ての必修科目で再履修者向けクラスを設置することで多様な学生への対応がなされている。また、単位制度の実質化を念頭に、2019 年 12 月には、1 年次の年間履修単位数の上限を 51 単位から 49 単位に引き下げ、2 年次以降の上限を一律 48 単位とすることで、事前・事後学習を含めた各科目の学習時間の確保に努めている。法学部では、前述の通り、英語教育において習熟度別の 3 クラス編成としていることや、2018 年に「資格対策英語 I」と「資格対策英語 II」を公務員試験に特化した科目内容へ変更したこと、情報教育における自己申告による習熟度別 2 クラス開講などが挙げられる。また、単位の実質化のため、規定の授業回数（外国語・体育科目は 15 回の授業で 1 単位、その他の科目は 15 回の授業で 2 単位）を確保すると同時に、出席率の向上に取り組んでいる。例えば、法学部では、2011 年度

から学生の情報を集約した「学生カルテ」を導入し、出席不良学生の早期発見に役立ててきた（2020年度以降はCGUポータルに統合）。2019年度にはICカード利用の出席管理システムが導入され、出席不良の学生をより正確に把握できるようになった。出席不良の学生に対しては、ゼミの担当教員と学生サポートセンターの専任スタッフが連携し、指導を行っている。同様の指導は他学部でも行われている。現代教養学部では、「言語スキル科目」における英語の諸科目、「情報スキル科目」における諸科目は学年ごとにレベル分けがなされ、学生の多様性に対応している。日本語科目は留学生向けの科目が設置されている。単位制度の実質化のためには、現状では明確な位置づけがなされていない卒業論文・卒業制作について検討がはじめられた。商学研究科では、外国人留学生の入学者も比較的多く、高度な日本語運用能力の育成等も特別研究指導の中で行われている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

3学部と研究科は、共通の基準と方法で成績評価と単位認定を行っている。

単位認定においては、15回の授業を3分の2以上出席した受講生に定期試験やレポート等を課し、90点以上のものを「秀」、80点以上のものを「優」、70点以上のものを「良」、60点以上のものを「可」として、所定の単位を付与している。59点以下のものは「不可」となり、単位は与えられない。なお、病気・けが、体調不良や、交通機関の遅延、結婚式・告別式等の理由で試験を受けられなかった学生は、所定の証明書と届けを出した上で「追試験」を受験することができるが、本試験において合格水準に達しなかった学生が再度受験する「再試験」に関しては、教育効果に照らし、2022年度入学者から廃止している（資料4-3）。

成績評価の客観性と厳正性に関しては、以下の例のような表形式で、評価方法と評価の指標、評価の割合をシラバスに示しているが、2024年度のシラバスでは、この欄に記載のない科目も見られた。

[シラバスにおける【指標と割合】の例]

評価方法／総合力指標	総合評価 割合	試験	リポート・ 小テスト	発表・ 質疑応答・ 体験実践等	※その他
総合評価割合	100	50	25	25	
知識・体験を取り込む力	35	50	10		
思考・批判・想像する力	25		5		
発表や伝達する力	20		10	10	
学修に取り組む姿勢や努力	20				

※「その他」の評価（5点以内）

また、自身の成績評価に疑問がある学生は教務課で成績調査申請を行うことができ、評価に誤りがあった場合は訂正されることが各学部・研究科の学生要覧に明記されている。評価の公正性に関しては、障害のある学生が学生サポートセンターにおいて「修学支援申請書」を提出することにより、専門のカウンセラーが本人と相談の上、各科目担当者に合理的な配慮の検討を要請する仕組みを整えている。

卒業・修了要件は、個々の学生がCGU ポータルで隨時確認でき、自身がこれまでに取得した単位に加えて、さらにどの区分で何単位以上修得しなければならないかが一目で分かるようになっている。なお、1 年次終了時点において修得単位数が 20 単位に満たない学生に対しては「警告」、2 年次終了時点において 41 単位に満たない学生には「厳重警告」を書面で送付している。3 学部の該当学生は以下の通り。

[令和 3-6 年度 単位僅少者]

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
商学部	1 年終了時 20 単位未満	50	43	46	43
	2 年終了時 46 単位未満	33	45	36	36
法学部	1 年終了時 25 単位未満	27	27	21	13
	2 年終了時 45 単位未満	17	18	18	9
現代教養学部	1 年終了時 21 単位未満	3	5	4	3
	2 年終了時 42 単位未満	11	3	7	4

以上のように中央学院大学の成績評価と単位認定は、全学共通のルールに基づいて行われているが、各学部・研究科ではより客観的で公平な仕組みづくりの検討も進められている。商学部では、2024 年 7 月臨時教授会において、同一科目ながら担当教員によって評価の平均値が大きく異なる科目があることが問題視され、少なくとも受講するクラスが事前に自動的に割り振られる科目に関しては、GPCA（成績評価のクラス平均値）を学部全体で注視し、ある程度の平準化する仕組みを導入する方向で検討が始まっている（資料 4-4）。

- 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

編入学や転学部の学生がこれまでに修めた単位の換算に関しては、当該学部の教務委員会が、個々の科目の性質を精査した上で認定する単位を定め、教授会や研究科委員会でその是非を審議する。編入学に関しては、学部は 30 単位を上限として、当該学部の卒業所要単位に充当することができる事が定められている（資料 1-7）。大学院においては入学前大学院において修得した単位のうち 10 単位を超えない範囲で当大学院の単位に充当することができる（資料 1-8）。

- 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

学位授与に関しても、各学部・研究科の規定に従って厳正に行われている。学部については、4 年間在籍し、全ての必修科目と所定の選択必修科目を修得し、これらに自由選択科目を加えて所定の単位（商学部は 126 単位、法学部は 127 単位、現代教養学部は 124 単位）以上修得した者に対して学士の学位が授与される。このことは学則に規定されている他、入学時に配布される「学生要覧」にも記載されている（資料 1-7、1-11【ウェブ】）。また、個々の授業科目における成績評価と単位認定の基準については、シラバスに記載されている（資料 1-11【ウェブ】）。大学院商学研究科では、2 年間在籍して、22 単位を履修・修得した上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して修士（商学）の学位が授与される（資料 1-11【ウェブ】）。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

- 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

中央学院大学は、2023 年 12 月の大学質保証会議においてアセスメント・ポリシー案を策定し、2024 年 2 月の各学部の教授会で、学習成果把握のための指標の案を共有した。カリキュラム・ポリシー (CP) に則って学習が進められているかどうかを示す指標として、<GPA 分布状況>、<単位修得状況>、<休学率・退学率>、<授業評価アンケート>、<アセスメントテスト>、<学生生活満足度調査>、<図書館利用状況>、<資格取得状況>、<インターンシップ参加状況>、<留学状況>、<各科目の成績評価>の 11 項目を設定し、ディプロマ・ポリシー (DP) を満たす人材になったかを示す指標として、<卒業率>、<就職率>、<進学率>、<アセスメントテスト>、<卒業時アンケート調査>、<卒業生アンケ

ート調査>、<就職先アンケート調査>、<資格取得状況>、<公務員採用試験合格者数>の9項目を設定している（資料4-5）。

- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

学習成果を把握する指標の適切性に関しては、大学質保証会議において検討されており、これら以外の指標として、ラーニング・ポートフォリオの導入が俎上に上がっている。

商学研究科における学習成果の把握は、GPAと研究科委員会における大学院生の修士論文計画書の検討、公開の中間報告会の実施、修士論文の最終審査としての口述試問、修了判定と段階的、継続的に学習成果の把握を行っている。

学生の学習成果に関する情報の活用例としては、主に、GPAを踏まえた特待生・奨学生の選定と、GPAに基づく成績不良学生への注意・勧告の送付、GPAを参考情報としたゼミナール選抜、演習科目におけるアセスメントテスト結果の個別面談の4点が挙げられる。全学学生委員会では特待生や奨学生の選考においてGPAや単位取得状況を参照している。逆に、GPAに基づく注意喚起も行われており、1年次終了時点において修得単位数が20単位に満たない学生に対しては「警告」、2年次終了時点において41単位に満たない学生には「厳重警告」を書面で送付することになっており、毎年3月の教授会では「警告」と「厳重警告」の送付対象者が確認されている。また、GPAは各学部のゼミナール選抜の参考情報としても用いられており、希望者の多いゼミナールでは、1年次の春セメスターのGPAが選抜の基準の一つとなることもある。1年次のアセスメントテスト結果は、各学部の演習科目担当教員が個々の学生のテスト結果を個別面談等でフィードバックする仕組みになっており、上級年次はゼミナール担当教員が個別指導の資料として用いている。いずれも、GPAやアセスメントテストの結果を大学と学生本人が共有し、個人や学生全体の現状把握とそれに基づく目標設定の資料として活用されている。

- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

<GPA分布状況>と<単位修得状況>に関しては、個々の担任教員がポータルサイトから担当学生の状況を確認することや、学生委員会が奨学金受給候補者を選定する際に学事部から情報提供を受けることはあるが、学部や大学のレベルで全体的なデータを分析する場は限られており、毎年3月の教授会で取得単位の少ない1・2年次生に成績不良の警告文書を送付する際等に限られている。2021年度から2024年度までのデータは、以下の通り。

[令和3-6年度 単位僅少者]

			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
商学部	1年終了時	20単位未満	50	43	46	43
	2年終了時	46単位未満	33	45	36	36
法学部	1年終了時	25単位未満	27	27	21	13
	2年終了時	45単位未満	17	18	18	9
現代教養学部	1年終了時	21単位未満	3	5	4	3
	2年終了時	42単位未満	11	3	7	4

<休学率・退学率>は、学事部で取りまとめられており、2021年度から2024年度の実数は以下の通り。

[退学者・除籍者・休学者]

	2021年度				2022年度				2023年度				2024年度			
	商	法	現教	小計												
在籍者	1755	1248	396	3399	1756	1236	384	3376	1691	1194	357	3242	1601	1079	306	2986
退学者	82	35	17	134	77	35	7	119	71	27	10	108	69	25	7	101
除籍者	9	7	6	22	16	5	7	28	8	4	2	14	11	6	0	17
休学者	10	4	2	16	15	10	2	27	19	8	5	32	10	5	3	18

※在籍者数は4月1日現在

<授業評価アンケート>は毎年教育充実委員会と教務課によって実施されており、学部ごとに設定された9つほどの質問項目への回答結果が毎年大学ホームページ上で掲載されている。2021年度から2024年度の総合評価の結果は以下の通り。

[令和3-6年度 授業評価アンケート総合評価]

		2021年度		2022年度		2023年 前期		2023年 後期		2024年 前期		2024年 後期	
商学部	履修者数	14565		14317		16224		15129		15592		14052	
	回答者数	5415		5307		5902		5596		6074		4537	
	総合評価	4.41		4.48		4.42		4.51		4.45		4.55	
法学部	履修者数	12040		12010		5980		10386		8165		9305	
	回答者数	6040		5661		2807		4302		3781		3455	
	総合評価	4.39		4.37		4.31		4.45		4.38		4.51	
現代教養学部	履修者数	3270	3073	2979	2734	2690		2459		2194		2063	
	回答者数	1469	1110	1417	1287	1460		1314		1286		1010	
	総合評価	4.04	4.15	4.05	4.17	4.11		4.17		4.47		4.41	

※2021-2022年度は現代教養学部のみ年間2回実施（商学部と法学部は年度末のみ）

※現代教養学部の2021-2023の総合評価は、全設問の平均値

<アセスメントテスト>は、コンピテンシーを含む総合的な学習成果の把握のため、ベネッセ i-キャリアの GPS-Academic を 2020 年度から全学年を対象に受検を推奨している。しかし、IR 推進室と大学質保証会議が定期的に全学の演習科目担当者に案内を送ってゼミ生に受検を促すよう依頼しているものの、4 月の入学時に受検する 1 年次生に比べ、2・3 年次生の受検率と 10 月に受検する 4 年次生の受検率が低く、学生の学習到達度を経年で把握する上での大きな課題となっている。3 学部のアセスメント受検率は以下の表の通り。

[商学部のアセスメントテスト受検率の推移]

年度 学年	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
	在籍数	受検者数	受検率									
1年生	427	353	82.7%	439	383	87.2%	383	325	84.9%	374	360	96.3%
2年生	420	264	62.9%	406	240	59.1%	420	207	49.3%	362	141	39.0%
3年生	407	133	32.7%	407	225	55.3%	392	196	50.0%	403	143	35.5%
4年生	449	15	3.3%	457	79	17.3%	453	60	13.2%	435	52	12.0%
合計	1,703	765	44.9%	1,709	927	54.2%	1,648	788	47.8%	1,574	696	44.2%

[法学部のアセスメントテスト受検率の推移]

年度 学年	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
	在籍数	受検者数	受検率									
1年生	298	260	87.2%	309	262	84.8%	278	219	78.8%	192	177	92.2%
2年生	309	188	60.8%	297	172	57.9%	295	149	50.5%	272	94	34.6%
3年生	293	137	46.8%	294	155	52.7%	285	170	59.6%	285	143	50.2%
4年生	325	12	3.7%	311	61	19.6%	320	33	10.3%	315	59	18.7%
合計	1,225	597	48.7%	1,211	650	53.7%	1,178	571	48.5%	1,064	473	44.5%

[現代教養学部のアセスメントテスト受検率の推移]

年度 学年	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
	在籍数	受検者数	受検率	在籍数	受検者数	受検率	在籍数	受検者数	受検率	在籍数	受検者数	受検率
1年生	84	80	95.2%	79	72	91.1%	74	74	100.0%	49	49	100.0%
2年生	112	84	75.0%	81	74	91.4%	79	75	94.9%	75	67	89.3%
3年生	97	54	55.7%	100	81	81.0%	80	78	97.5%	77	67	87.0%
4年生	96	4	4.2%	119	43	36.1%	120	42	35.0%	98	43	43.9%
合計	389	222	57.1%	379	270	71.2%	353	269	76.2%	299	226	75.6%

<学生生活満足度調査>は、2022 年、2023 年に実施しており、2023 年の 7 月 5 日から 8 月 3 日の期間に行った web アンケートでは、998 名から有効回答を得て、総合的には 61% の学生が満足していること（「とても満足している」が 16%、「ある程度満足している」が 45%）、2022 年度の 5 割強からやや上昇していること、学年別には 1 年生の満足度が 64%

と相対的に高いこと、「成長を実感している」と回答した学生ほど満足度が高くなっていること等が確認されている（資料4-6）。

<図書館利用状況>は、以下の通り。

[図書館利用者数]

※学生数:5/1時点の学部生+大学院生の人数

年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
学生数	3389人			3327人			3179人			2969人				
	開館日数	入館者数	一日平均											
4月	20	2896	145	20	3,354	168	23	3301	144	25	3602	144		
5月	18	343	19	18	3,174	176	23	4126	179	23	4506	196		
6月	23	1895	82	23	4,826	210	26	5279	203	25	4590	184		
7月	23	1206	52	28	5,493	196	27	6264	232	29	5913	204		
8月	18	480	27	19	915	48	18	756	42	19	761	40		
9月	23	289	13	24	1,577	66	23	1606	70	24	1620	68		
10月	21	1551	74	25	3,856	154	26	4270	164	28	4385	157		
11月	20	3576	179	24	3,595	150	25	4014	161	24	3529	147		
12月	19	3168	167	22	3,138	143	24	3543	148	22	2982	136		
1月	15	589	39	16	3,064	192	18	3524	196	19	2876	151		
2月	17	168	10	20	850	43	20	960	48	19	957	50		
3月	23	206	9	22	355	16	21	364	17	21	373	18		
	240	16,367	68	261	34,197	131	274	38,007	139	278	36,094	130		

<資格取得状況>は、大学ホームページのアクティブセンターの資格取得講座のページで毎年4月に公表されている。

<インターンシップ参加状況>は、令和3年度から6年度までに就職課を通して企業のインターンシップに参加した学生数が以下の状況になっている。

[令和3-6年度 インターンシップ参加状況]

年度	全学	商学部	法学部	現代教養学部
2021（令和3）年度	28	5	18	5
2022（令和4）年度	43	4	28	11
2023（令和5）年度	30	1	27	2
2024（令和6）年度	39	5	34	0

<留学状況>は、以下の通り。

[令和3-6年度 交換留学プログラム受け入れ状況]

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
全体	0	0	3	4
商学部	0	0	1	1
法学部	0	0	0	0
現代教養学部	0	0	0	1
商学研究科	0	0	2	2

[令和3-6年度 交換留学プログラム派遣状況]

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
全体	0	0	1	1
商学部	0	0	1	1
法学部	0	0	0	0
現代教養学部	0	0	0	0

また、DP を満たす人材になったどうかを把握する資料として、2021 年度から 2024 年度の<卒業率>は以下の通り。

[卒業者数・卒業率]

	2021年度				2022年度				2023年度				2024年度			
	商	法	現教	小計												
4月在籍の卒業予定者 (留年者含む)	449	324	96	870	457	311	119	887	453	320	120	893	435	315	98	848
卒業者	335	289	66	690	356	271	87	714	371	277	93	741	360	273	85	718
入学者数 (卒業予定者の1年次 入学者数)	455	329	111	895	454	314	110	878	441	317	117	875	424	296	83	803
規定年卒業者	307	253	65	625	317	254	78	649	321	255	78	654	315	244	73	632
入学者数に占める 規定年卒業者の割合	67.47%	76.90%	58.56%	69.83%	69.82%	80.89%	70.91%	73.92%	72.79%	80.44%	66.67%	74.74%	74.29%	82.43%	87.95%	78.70%
留年卒業者	36	28	1	65	39	17	9	65	50	22	15	87	45	29	12	86
卒業生に占める 留年者の割合	10.75%	9.69%	1.52%	9.42%	10.96%	6.27%	10.34%	9.10%	13.48%	7.94%	16.13%	11.74%	12.50%	10.62%	14.12%	11.98%

<就職率>と<進学者数>は以下の通り。

[令和3-6年度 就職状況]

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
全体	卒業者	690	714	741	718
	就職希望者	580	608	647	643
	就職者	566	593	635	618
	内定率	97.59%	97.53%	98.15%	96.11%
商学部	卒業者	343	356	371	360
	就職希望者	293	304	328	333
	就職者	285	297	322	323
	内定率	97.27%	97.70%	98.17%	97.00%
法学部	卒業者	281	271	277	273
	就職希望者	236	230	239	237
	就職者	232	224	235	226
	内定率	98.31%	97.39%	98.33%	95.36%
現代教養学部	卒業者	66	87	93	85
	就職希望者	51	74	80	73
	就職者	49	72	78	69
	内定率	96.08%	97.30%	97.50%	94.52%

※次年度5月1日時点の状況

[令和3-6年度 進学状況]

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
全体	8	15	7	5
商学部	4	10	4	4
法学部	3	3	2	1
現代教養学部	1	2	1	0

<卒業生アンケート調査>のデータの分析と活用は今後の課題であるが、2022 年度から 2024 年度の<卒業時アンケート調査>の総合評価は以下の通り。

[R4-6 商学部卒業時アンケート（主要項目抜粋）]

	2022 年度卒業生 (176 名回答)	2023 年度卒業生 (152 名回答)	2024 年度卒業生 (225 名回答)
自己評価（幅広い教養）	3.33	3.37	3.38
自己評価（専門知識）	3.28	3.45	3.36
自己評価（社会貢献の姿勢）	3.26	3.38	3.43
満足度（カリキュラム）	3.27	3.32	3.4
満足度（授業の進め方）	3.27	3.34	3.46
満足度（成績評価）	3.31	3.35	3.35
満足度（施設・設備）	3.23	3.24	3.33
満足度（教員の対応）	3.16	3.33	3.43

[R4-6 法学部卒業時アンケート（主要項目抜粋）]

	2022 年度卒業生 (171 名回答)	2023 年度卒業生 (126 名回答)	2024 年度卒業生 (185 名回答)
自己評価（幅広い教養）	3.21	3.18	3.32
自己評価（専門知識）	3.18	3.2	3.31
自己評価（社会の一員としての態度・指向性）	3.21	3.13	3.29
満足度（カリキュラム）	3.25	3.22	3.41
満足度（授業の進め方）	3.29	3.25	3.45
満足度（成績評価）	3.27	3.33	3.49
満足度（施設・設備）	3.13	3.03	3.26
満足度（教員の対応）	3.2	3.2	3.43

[R4-6 現代教養学部卒業時アンケート（主要項目抜粋）]

	2022 年度卒業生 (74 名回答)	2023 年度卒業生 (49 名回答)	2024 年度卒業生 (62 名回答)
自己評価（幅広い教養）	3.35	3.41	3.52
自己評価（問題解決能力やジェネラリストとしての能力）	3.26	3.24	3.55
自己評価（他者と協調・協働して社会を改善していく力）	3.32	3.45	3.61
満足度（カリキュラム）	3.26	3.29	3.42
満足度（授業の進め方）	3.2	3.31	3.42
満足度（成績評価）	3.19	3.43	3.4
満足度（施設・設備）	3.14	3.18	3.31
満足度（教員の対応）	3.32	3.33	3.53

※自己評価の欄は<4.満足 3.ある程度満足 2.やや不満 1.不満>の平均値

※満足度の値は、<4.身についていた 3.ある程度身についていた 2.あまり身につかなかった 1.身につかなかった>の平均値

<就職先アンケート調査>は、2023年度は28社、2024年度は39社から回答を得ており、中央学院大学卒業生の採用・離職状況や大学に対する意見を記述式で回答してもらっているが、就職関連部署での共有に留まり、各学部での詳細な分析などは行われていない。

<公務員採用試験合格者数>は、以下の通り。

[令和3-6年度 公務員関連合格者数]

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
全体	43	57	73	77
商学部	5	9	18	11
法学部	36	44	50	63
現代教養学部	2	4	5	3

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

各学部・研究科の教育課程に関する点検・評価は、それぞれの自己点検・評価実施委員会（商学部部会、法学部部会、現代教養学部部会、商学研究科部会）が行い、点検結果に基づく施策の策定と実施は、それぞれの内部質保証推進組織（商学部内部質保証会議、法学部内部質保証推進委員会、現代教養学部内部質保証会議、商学研究科内部質保証委員会）が行っている。このことは、それぞれの学部・研究科の内部質保証に関する規程に定められており、各学部・研究科の委員会と内部質保証推進組織の議事録は学内で共有されている（資料1-24、1-27、1-29、4-7）。

- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

教育課程点検のための適切な情報の収集は、3学部共通で、外部試験のアセスメントテスト（ベネッセ i-キャリアの GPS-Academic）、教育充実委員会と教務課による授業評価アンケート、学生委員会と学生課による学生満足度調査、就職委員会と就職課による就職率と就職先業界の割合等を用いており、全学で収集したデータを各学部の教授会や内部質保証推進組織、各学部の所管の委員会で共有している。また、学部ごとの情報の参照としては、商学部においては、入試区分と単位取得状況の相関を示すデータ、法学部においては警察官、消防官、市役所行政職などの公務員試験の合格者数等が俎上に上がっている。

教育課程に対する自己点検・評価の客観性担保の工夫としては、外部評価委員会による報告書や全学の自己点検・評価実施委員会が年度末にまとめて大学質保証会議に提出する「自己点検・評価に基づく改善要望書」の他、各学部の内部質保証推進組織における授業評価アンケート結果の分析、学長による学生意見の直接ヒアリング等が挙げられる。

- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

以上のような仕組みに基づく全学的な取り組みとしては、全学共通フォーマットによるカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目のナンバリングの導入が挙げられる。カリキュラムマップは、各科目が、大学 DP で定められた 6 種の能力等のうち、特にどの項目の育成に資するものであるのかを簡易的に示すため、大学質保証会議主導で進められ、既に 2024 年 4 月に 3 学部の現行カリキュラムで導入されている。カリキュラムツリーと科目のナンバリングは、科目の階梯性や学問の体系を示すことを目的として、大学質保証会議でフォーマット案が準備されている。また、2024 年 6 月の全学 FD では、学長より 3 学部の教育課程とコース編成の再検討依頼が示され、各学部において最適なコース編成とそれに基づく新たな教育課程の検討が進められている。

なお、全学で定められた自己点検・評価のあり方に従って、各学部・研究科の中でも、それぞれの教育課程、教育内容、教育方法の検討が独自に行われている。商学部では、全ての委員会と分科会が、11月末の「中間報告」と 2 月中旬の「年度末報告」で当該部署の活動の記録と学部や大学への要望を報告する仕組みをとっており、自己点検・評価実施委員会の商学部部会がこれをまとめて当年度の学部課題の到達状況を点検し、教授会と商学部内部質保証会議に報告している。教育課程に関わる課題としては、2023 年度末の点検において、以下の 7 項目の推進状況が、2024 年 4 月教授会と 2024 年 5 月の第 1 回商学部内部質保証会議で報告され、2024 年度の両会議にて継続的に検討されている（資料 4-8）。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 3 つのポリシーの定期的な見直しと周知 | → 当年度は達成 |
| (2) カリキュラムツリー、マップ等の導入を念頭において
カリキュラム改編 | → 進行中 |
| (3) アセスメントテスト結果の活用 | → 進行中 |
| (4) GPA 制度の活用 | → 全学の方針待ち |
| (5) キャリア支援の充実（キャリア支援科目の新設の案等） | → 進行中 |
| (6) 地域連携・地域貢献活動の充実（ボランティア科目等） | → 進捗なし |
| (7) IR 活用制度の整備 | → 進行中 |

また、2024年7月臨時教授会では、複数のクラスで開講される同一科目において、担当教員によって評価の平均値が大きく異なるケースがあることを学部長が取り上げ、少なくとも受講するクラスが事前に割り振られている科目に関しては、GPCA（成績評価のクラス平均値）を学部全体で注視し、ある程度の平準化する仕組みを導入する方向で検討することが確認されている（資料4-4）。なお、商学部では2023年4月教授会よりカリキュラム改編の検討が進められており、現行の7コース制で2026年度より新たな教育課程を導入することが決められていたが、2024年6月の学長による教育課程とコース編成検討の要請を受け、コース編成の検討を優先させ、2027年度より新たなコース制での教育課程導入に予定を変更している。

法学部では、2024年6月にコース再編特別委員会を設置し、学生が学習する目的や将来目指す職業がより明確になった段階でコース選択ができるよう、出願時にコース選択をさせていた仕組みを止め、1年次の第2セメスターでコース選択させる仕組みに変更する検討をしてきた。2026年度入学者から実施予定である。また、引き続き公務員をはじめとして社会の様々な分野で活躍できる人材を育成するため、5コース制を3コース制としつつ、学生がより意欲的に効果的に学習できるよう、選択必修科目数を拡充することなどを検討している。

現代教養学部では、学部長のイニシアチブの下、「将来を見据えた現代教養学部のあり方検討会」が立ち上げられ、定期的な会議において、退職教員の補充と教育体制の改善のために新任教員の採用計画が議論され、データサイエンス関連の科目群を増やすなどの具体案が策定された。それをもとに経営会議等に人事要求等も行ったが、新任教員の採用は全学的なカリキュラム改編の動きとも連動させる必要があり、さらに議論を重ねて検討を継続している。

2. 分析を踏まえた長所と問題

達成すべき学習成果の明確化と、教育・学習の基本的あり方に関しては、大学と3学部、研究科で、2023年3月以降、DPにおいて修得すべき学習成果6種が明示され、CPにおいて各学習成果の育成のためにどのような科目が設置されているかの整理も進めているものと評価できる。

学位に相応しい科目開設と課程の体系的な編成に関しては、2024年度から全学でカリキュラムの見直しが進められており、各学部の委員会や教授会でよりよい教育課程編成の検討が重ねられている。

授業形態、授業方法、学習支援に関しては、カリキュラムマップの導入や、シラバスの充実（予習・復習内容の明示やアクティブ・ラーニング導入の有無等）により、学生の履修指導や学習支援は充実傾向にある。ただし、予習・復習等、学習の方法に関しては記載のない科目もあり、学習方法に関しては、より具体的な指示を出す必要がある。

成績評価、単位認定、学位授与の適切性に関しては、シラバスにおける評価方法の明示化や、成績調査申請制度等により、評価の透明性に関しては担保されているものと考えられる。ただし、シラバスの記載が十分ではない科目も一部認められることや、複数開講の

同一科目内で担当教員によって成績評価にばらつきがあることが、既に一部の学部で問題視されている。

学生の学習成果の把握に関しては、2023年1月より、アセスメント・ポリシー案が示され、DPを満たす人材になったかどうかを測る指標として、アセスメントテストや就職率、資格取得情報等9項目、CPに則って学習が進められているかを示す指標として、GPA分布状況や単位取得状況等、11項目が掲げられている。しかし、2025年3月31日時点まで、アセスメント・ポリシーの正式な制定には至っておらず、各指標のデータの共有も十分ではない。アセスメントテストやGPA分布状況、就職率等の指標も各学部の教授会で紹介されているものの、各委員会や個々の教職員が隨時参照できる形で共有されていないデータもあり、これらのデータの全てをDPやCPの到達度測定の目安として活用できる段階はない。

教育課程の定期的な点検・評価と改善への取り組みに関しては、学長からの要請に基づき、各学部のカリキュラムの見直しや全学基盤教育の具体的実施方法について各学部で鋭意検討が進められている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

達成すべき学習成果の明確化と、教育・学習の基本的あり方に関して、DPの「6. 地域連携・社会貢献」の能力・姿勢のためにどのようなカリキュラム改革が必要なのかという点に関してさらなる検討が必要となる。

学位に相応しい科目開設と課程の体系的な編成に関しては、法学部が2026年度から、商学部と現代教養学部が2027年度から新カリキュラムが導入される予定であり、今後も各学部の学位に相応しいカリキュラムの検討が求められる。

授業形態、授業方法、学習支援に関しては、特にオンライン授業の活用に関する方針決定が求められる。2024年度までは「中央学院大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する規程」において、対面授業を原則とし、オンライン授業は特別な教育的效果が期待される場合に特別に許可される授業形式として扱われてきたが、今後もその原則を継続するのか、新カリキュラムにおいては一部オンライン実施の科目を設定するのか等の検討も必要になると考えられる。また、授業評価アンケートやアセスメントテスト結果に対する全体的な振り返りは各学部教授会等でなされているものの、特定の授業形式や授業方法と、授業満足度やアセスメントテスト結果との相関等、具体的な授業形式や授業方法の効果の詳細な分析までは行われておらず、今後はさらなるIR活用が必要と考えられる。

成績評価、単位認定、学位授与の適切性に関しては、シラバスの記載の充実とGPCAに一定の目安を設ける等の施策について、今後取り組む必要がある。

学生の学習成果の把握に関しては、アセスメント・ポリシーで定められた指標に関するデータを学内で共有する仕組みづくりや指標自体の再検討が、今後学部レベルでも必要になる。

第5章 学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

本学の学生の受け入れ方針は、建学の精神および大学の教育理念に基づき、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針との整合性を図るべく、各学部教授会ならびに研究科委員会において検討・協議し、決定している。また、各学部・研究科の学生の受け入れ方針は、各学部・研究科の学位授与方針に応じて、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を設定している（資料 1-2～5【ウェブ】）。

本学は 2021 年度の第 3 期認証評価において、学生の受け入れ方針の設定と公表について、「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等について選抜方法ごとに説明を行うことが望まれる」との指摘を受けた。そこで、2023 年度に全学で実施した学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針に関する体系的な検証作業にあわせ、各学部の入試委員会が中心となり「学生の受け入れ方針」に示されている「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」を検証し、改定案を作成した。当改定案は 2023 年 7 月の各学部教授会において承認され、2023 年度より大学ホームページにおいて公開している。また、全学入試委員会と入試広報部入試広報課において、入試区分ごとに求められる学力の三要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ、学習する態度」）と入学試験形態との関係を示した資料を作成し、2023 年度より大学ホームページで公開している（資料 5-1～3【ウェブ】）。

- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

学生募集および入学者選抜制度は、各学部・研究科の学生の受け入れ方針に基づき、入試広報部入試広報課が作成する原案（募集人員、日程、出願要件、選考方法など）を、各学部については「中央学院大学委員会設置規程」に基づき、各学部から選出された教員および入試広報部長などから構成される全学入試委員会が検討・修正し、その結果を学部教授会にお

いて審議し、学長が決定している（資料 5-4）。また、商学研究科においては、「中央学院大学大学院学則」に基づき、研究科委員会が原案を審議し、学長が決定している（資料 1-8）。

以上の過程を経て決定する入学者選抜制度は毎年度、全学入試委員会、研究科委員会、入試広報部入試広報課において検証・見直しを行い、不備や問題点の修正を行っている。

入学者選抜における実施体制は、学長が統括し、学長、学部長、入試委員長、大学事務局長、入試広報部長などから構成される実施本部を設けた上で、全学体制で実施している。具体的な入学者選抜方法は、本学の教育を受けるに相応しい能力や適性を様々な観点から判定することを目指し、以下の（ア）～（ケ）の方法で実施している（資料 1-10【ウェブ】、5-5【ウェブ】）。

（ア）総合型選抜（一般）

5回（1期～5期）の審査（書類審査・面接審査）を実施している。審査方法等において安易な選抜制度にならないよう検討を重ね、特に実施時期については高校の教育現場の状況を考慮して設定している。また、受験生が十分な準備ができるように、オープンキャンパスなどの場で個別相談等を行なっている。

（イ）総合型選抜（スポーツ・文化）

スポーツや文化活動において将来の活躍が期待できる者を対象に、各クラブ独自の練習会に参加するなどした上で、本審査（書類審査・面接審査）を実施する。本審査は3回（1期・2期・3期）行なっている。特に優秀な学生については特待生として入学金等学費を免除する制度がある。

（ウ）学校推薦型選抜（公募制）

日本の高等学校または中等教育学校後期課程の学習成績の状況（評定平均値）が3.0以上で、出身校長の推薦を受けることができる者を対象に、2回（1期・2期）実施している。審査に際しては、高等学校での部活動、ボランティア活動、取得資格なども評価対象としている。

（エ）学校推薦型選抜（指定校）

本学が指定した高等学校において出願基準を満たし、出身校長の推薦を受けることができる者を対象に、2回（1期・2期）実施している。書類審査（調査書等）および面接により総合判定を行う。

（オ）学校推薦型選抜（付属校）

本学付属の中央学院大学中央高等学校、中央学院高等学校の卒業予定者を対象に書類審査（調査書等）および面接により総合判定を行う。付属校からの入学者については入学金免除制度を設けている。

（カ）一般選抜（3科目判定・自由選択）

本学独自の学力試験を課す選抜試験を4回（1期～4期）実施している。いずれの選抜試験においても、同一学部を複数回受験すること、また異なる学部を併願することができるようになっている。本学では、教養教育の充実を図るとともにリテラシーの向上に力を入れている。そのため、一般選抜（1期・3期：3科目判定）では国語100点、外国語（英語）100点を必須とし、選択科目100点を加えた300点満点としている。

選択科目については2025年度入試より、高等学校の学習指導要領の改訂に合わせて出題科目を変更した。各期の出題科目は以下に掲載した表の通りである。なお、2025年度入試

では英語外部検定スコアを一般選抜1期および3期の英語科目(100点満点)の得点結果として換算する制度を導入した。

(3科目判定)

3科目判定は1期と3期で実施している。1期では試験日をA日程とB日程と2日間を設定し、3期は1日のみの実施である。合格判定に際しては、3科目の総合得点の上位者より合格者を決定する方式(3科目判定)と、3科目のうち得点上位2科目の総合得点(200点満点)の上位者から合格者を決定する方式(2科目判定)を併用している。

(自由選択)

自由選択試験は、2期と4期で実施している。外国語、国語、地理歴史、公民、数学の各科目(地理歴史は世界史と日本史)より20問ずつ、計120問を出題し、その中から計50問を選択し、回答する方式としている。合格判定は、100点満点で得点上位者より合格者を決定している。

■一般選抜1期<3科目判定／2科目判定>

教科	出題科目	選択の必須	備考
外国語	「英語コミュニケーションI(リスニングを除く)」	必須	外部検定スコア利用可能
国語	「現代の国語、言語文化(古文・漢文を除く)」	必須	
地理歴史	「歴史総合、世界史探究」	1科目選択(日程により選択できる科目が異なる)	
	「歴史総合、日本史探究」		
	「地理総合、地理探究」		
公民	「公共」		
	「政治・経済」		
数学	「数学I、数学A」		
商業	「簿記(工業簿記は含まない)」		A日程のみ
情報	「情報I」		A日程のみ

■一般選抜2期・4期<自由選択>

教科	出題科目	選択の必須	備考
外国語	「英語コミュニケーションI(リスニングを除く)」		
国語	「現代の国語、言語文化(古文・漢文を除く)」		
地理歴史	「歴史総合、世界史探究」		
	「歴史総合、日本史探究」		
公民	「政治・経済」		
数学	「数学I、数学A」		

■一般選抜 3期<3科目判定／2科目判定>

教科	出題科目	選択の必須	備考
外国語	「英語コミュニケーションⅠ（リスニングを除く）」	必須	外部検定スコア利用可能
国語	「現代の国語、言語文化（古文・漢文を除く）」	必須	
地理歴史	「歴史総合、世界史探究」	6科目より 1科目選択	
	「歴史総合、日本史探究」		
	「地理総合、地理探究」		
公民	「公共」		
	「政治・経済」		
数学	「数学Ⅰ、数学A」		

(キ) 一般選抜（大学入学共通テスト利用）

大学入学共通テストの出題教科・科目のうち、本学が指定する教科・科目の試験成績により選抜する。3回（1期・2期・3期）実施しており、1期は3科目と2科目、2期と3期は2科目の成績により判定する。

(ク) 外国人留学生試験

外国の学校教育において12年の課程を修了した者または修了見込みの者などを対象として、本学独自の日本語試験および面接を行い、書類審査とともに合否を判定している。また、本学の指定した日本語学校の校長の推薦を条件に、指定校入試を設けている。その他、海外提携校出身者などを対象に中国（長春・大連・南京）および韓国（ソウル）で現地入試を行っている。

(ケ) 特別選抜

以上のほかに、特別選抜として、帰国子女試験、卒業生子女試験、社会人試験、編入学試験がある。

(特待生制度)

2024年度選抜入試まで設定していた特待生の出願枠を2025年度選抜入試から廃止し、選抜区分ごとに成績優秀者から特待資格を付与することとした。特待生枠への出願にかかわらず、本学の志願者全員に特待生資格の取得可能性を提供することにより、公平性と公正性を担保することを意図したものである。

特待生資格には、第1種特待生から第4種特待生まで4つの資格があるが、入試区分ごとに付与される資格は下記の表の通りである。特に優秀な者には下記の表に示されている特典に加え、入学後に本学の生涯学習センターで開講する資格取得講座のうち、希望する2講座を無料で受けられる特典を付与している。

選抜入試ごとの特待生特典

対象	特典
総合型選抜入試 <一般>	第4種：入学金26万円の納入免除
総合型選抜入試 <スポーツ・文化>	第1種：入学金・年間授業料・施設設備費の合計132万円の免除 第2種：入学金・年間授業料の合計102万円の納入免除 第3種：入学金・前期授業料の合計64万円の納入免除 第4種：入学金26万円の納入免除
学校推薦型選抜入試 <公募制・指定校>	第2種：入学金・年間授業料の合計102万円の納入免除 第3種：入学金・前期授業料の合計64万円の納入免除
一般選抜入試 (大学入学共通テスト利用含む)	第2種：入学金・年間授業料の合計102万円の納入免除 第3種：入学金・前期授業料の合計64万円の納入免除 第4種：入学金26万円の納入免除

各学部の入学試験問題は、科目ごとに編成された専任教員が作成している。出題者は、学部長が調整を行い、最終的に学長が決定し、委嘱している。出題ミス防止のため、科目ごとの出題者会議において高等学校学習指導要領および教科書の確認を行った上、作成過程で校正を3回繰り返すなど、厳重な確認を行っている。2023年度からは外部業者に作成した問題の校正を委託し、出題内容の正確性を期すとともに、出題ミスの防止を強化している。なお、作成された試験問題は入試広報部内にある専用金庫に試験当日まで施錠し、保管している。

入学者選抜における合否判定は、選抜要項に明記された各学部・研究科の入学者選抜に関する入試区分ごとの方法・基準に基づき、筆記試験、書類選考、面接等によって各学部入試委員会が行い、その合否判定の原案を作成する。この原案を各学部の教授会において審議し決定している。また、入試結果については、志願者数・受験者数・合格者数などの情報を「入試ガイド」および大学ホームページに掲載・公開することにより、入学者選抜制度の透明性を担保している（資料1-10【ウェブ】、5-5【ウェブ】）。

- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対しては、オープンキャンパスなど入学試験前の段階から個別に相談に応じ、入学試験時においては志願者の要望を確認し

て必要な対策を講じている。また入学後は、「障害学生支援ネットワーク」を通じて、それぞれの状況に応じて必要と思われる修学支援措置を行っている。さらに、2024年度入試以降、性的マイノリティに対する配慮から、出願書類における性別欄を廃止した。

上記の学生の受け入れ方針に係る情報や学生募集方法ならびに入学者選抜制度と授業その他の費用や経済的支援に関する情報は、全て大学ホームページにおいて公表し、また「入試ガイド」や「入学者選抜試験要項」、「大学院学生募集要項」等に掲載している（資料1-10【ウェブ】、5-5～6【ウェブ】）。また、高校訪問などによる対面での周知徹底も図っている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

入学定員に対する入学者数の比率（入学定員充足率）ならびに収容定員に対する在籍学生数の比率（収容定員充足率）を適正に管理するべく、全学入試委員会および各学部入試委員会において、毎年度の始めに前年度の入試状況（オープンキャンパス等の入試広報活動の成果、各入試区分における志願者数・受験者数・合格者数・入学者数、過去数年からの傾向など）を確認し、そこから抽出された課題を踏まえた上で、当該年度の方針を決定している。

本学の入学定員は3学部合わせて720名である（商学部360名・法学部260名・現代教養学部100名）。近年の入学者数と入学定員充足率を見ると、2021年度803名（同111.5%）、2022年度826名（同114.7%）、2023年度734名（同101.9%）、2024年度615名（同85.4%）、2025年度612名（入学定員充足率85.0%）と推移しており、2023年度以降減少傾向にある。2024年度と2025年度には、学部の入学定員が未充足の状態に陥った（資料5-7【ウェブ】）。

他方、商学研究科においては2021年度6名（同60%）、2022年度5名（同50%）と入学定員を充足しない状態が続いたが、2023年度は14名（同140%）、2024年度も16名（同160%）、2025年度11名（同110%）と改善傾向にある。

2025年5月1日現在、収容定員充足率は商学部104.3%、法学部91.0%、現代教養学部67.5%である。3学部全体で94.3%、商学研究科は125.0%となっている（資料5-8【ウェブ】）。3学部とも入学者数が減少傾向にあり、法学部と現代教養学部では入学定員が未充足の状態に陥っている。現状の入学者数の傾向が今後も続くと、学部の収容定員が未充足に陥ることが避けられず、2023年度から対策を講じている。

まず、高校への出張講義とオープンキャンパスの実施回数を増やした。オープンキャンパスでは前年度の来場者から寄せられた質問を参考に、各学部の学びや部活動、就職サポートに関する説明内容を改善したり、学生スタッフとの質疑応答時間を設けたりするなど、本学

に対する理解が深まるようなプログラムの改善に取り組んでいる。また、土日の参加が難しい高校生が一定数いることから、平日の 17 時から開始する「放課後オープンキャンパス」を始めた。さらに、ソーシャルネットサービスを活用した広報活動など、高校生に対する訴求力を高める取り組みも始めている。また、7 カ年教育プログラムの充実化を図ることにより、系列校との強化にも取り組んでいる。

一方、入試制度については、上述したように 2025 年度に高等学校の学習指導要領の改訂に合わせた出題科目的変更、英語外部検定スコアを一般選抜入試の英語科目(100 点満点)の得点結果として換算する制度を導入した。また、コロナ禍中に留学生の受け入れ人数が大幅に減少していたこともあり、それまで長春と大連で実施していた中国での現地入試会場に南京を加えて 3 会場に増やした。国内の外国人留学生試験においても、指定校入試の回数を 2 回に増やした。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへつなげているか。

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学生の受け入れの適切性に関する検討や、その結果をもとに行う改善・向上に向けた取り組みは、「中央学院大学入試広報業務内部質保証推進委員会規程」に基づいて行なっている(資料 5-9)。具体的には、入試委員会において毎年度の募集要項を定める過程で、各学部の学生の受け入れ方針、毎年度の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数の推移などの情報に基づき、その適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上をはかつてきた。

本学は前回認証評価において、学生の受け入れの適切性に関する検証に関連し、「今後内部質保証システムに即した改善・向上を図ることが期待される」との指摘を受けていた。これは前回の点検・評価報告書の中で、学生の受け入れの適切性に関する検証の改善課題として、「入学後の学生の学修状況と入試区分ごとの関係を整理したデータが十分に整備されておらず、入試制度を刷新するための環境を整備することが急務となっている」と指摘していたことを受けたものであった。そこで、2023 年度に IR が中心となって入学後の学生の学修状況を入試区分ごとに追跡調査するためのデータの整理を行い、今後の内部質保証システムに資するためのデータ・フォーマットを作成した(資料 5-10)。2023 年度に作成・収集したデータは商学部のみであったが、2024 年度からは法学部と現代教養学部においても同一フォーマットを用いてデータの作成と収集を始めた。今後は全学でデータの蓄積を進め、より客観的な指標に基づいて、学生の受け入れの適切性を点検・評価していく。

- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2024年度入試が大幅な定員割れに終わったことを受けて、2024年6月のSD・FD研修では、入試委員会と関係部署が報告を行った。本学が直面している状況と定員割れが引き起こし得る事態を全学の教職員が的確に把握し、全学体制で改革に取り組むための危機感を共有することを目的とするものであった（資料5-11）。現在、研修での報告を受けた学長の要請に基づき、3学部で募集効果を踏まえたコース編成とカリキュラムの検討が進められている。さらに、2025年2月には大学と学校法人としての中央学院による協議体「入試戦略会議125」を立ち上げ、入試強化に向けた取り組みを始めている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では学生の受け入れ方針を遵守しつつ、多様な能力を有する幅広い学生層を受け入れるため、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜という多様な入試選抜を実施している。また、各入試選抜区分の特質を踏まえた入試問題を作成しており、学生の受け入れ方針と実際の入試との整合性を図っている。

学生募集活動においては、高校訪問や模擬授業などへ積極的に参加しつつ、資料請求者等データ管理システム「スクールカルテ」の活用により、ガイダンス情報、高校情報、資料請求者情報などを集約し、効率的な広報活動を展開している。また、大学ホームページやSNS、大学案内（冊子）などの媒体や、オープンキャンパスの内容等を常に見直し、改善を続けている。

前回の認証評価において指摘されていた事項「学生の受け入れ方針の設定と公表に係る改善課題」と「学生の受け入れの適切性に関する検証」に対し、早期に対応策を図ってきた。また、オープンキャンパスの実施回数や広報体制なども必要に応じて変更してきた。これらは小規模大学であることの長所としての柔軟性の高さを示したものと言える。

入学定員充足率は、2010年代半ばの定員確保に苦心した時期を経て、2018年度入試から2022年度入試までの5年間は115～125%の間を維持し、定員確保という意味では安定した結果を残していた。ところが、2023年度入試以降、志願者数の減少を受けて、2024年度には学部としての入学定員割れが起き、2025年度には収容定員充足率も94%と100%を割ることになった。

今後18歳人口のさらなる減少を控えるなか、高等教育機関としての本学の存在感や意義、社会に対する貢献を高めていくためには、数の面でも質の面でも学生確保のさらなる安定がこれまで以上に重要となってくる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では入学後の学生の学修状況と入試区分ごとの関係を整理したデータが十分に整備されていなかったことから、前回の認証評価以降、入試制度を刷新するための環境整備を進めてきた。2020年度より導入されたCGUポータルには入試区分や学修状況をはじめ、在籍学生の体系的な情報が集約されていたことから、2023年度にIRを中心に入試選抜区分ごと

の入学者の学修状況について、全学体制で整理・蓄積するための体制を整備してきた。今後はこれら情報に基づき、入試制度を検証していくとともに制度の改善・刷新を進めていくことが肝要となってくる。

翻って、学生の受け入れは単に入試選抜制度にとどまるテーマではない。受け入れた学生に対し、いかに本学の理念に基づいた教育を提供し、学生の学びを深めていくかという点も学生の受け入れを検証するに際して重要な視点である。そのような認識から本学では、2023年度に全学的に3つのポリシーの検証・改定を行い、現在は、その方針を実現するためにカリキュラム再編を全学的に展開している段階である。これらのカリキュラム再編は2026年度から展開し、2027年度には全面的に実施することが決まっている。

また、本学では従来から総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・特別選抜と多様な入試を実施してきたが、それぞれの入試によって合格する学生の間に少なからず能力差が生じている。そのため本学では、初年次より学生一人ひとりの状況に対応するための指導体制を整備・展開してきたが、入学後の指導を難しくする要因の一つになっているとの指摘もある。今後、入試のあり方を考える際の視点として重視すべきものと言える。

第6章 教員・教員組織

第6章 教員・教員組織

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
※具体的な例
 - ・教員が担う責任の明確性。
 - ・法令で必要とされる数の充足。
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
 - ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
 - ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
 - ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
 - ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

本学の建学の精神は、「公正な社会観と倫理観の涵養」である。この建学の精神を実現するため、本学の教員は専門分野に関する深い知識を持つだけでなく、高い社会性と倫理観を持つことが求められる。これまで、関係規程に基づき、大学の建学の精神、各学部・研究科の教育理念・目的の他、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「学生の受け入れ方針」を理解し、各学部・研究科における教育を担当するにふさわしい教育能力と教育研究成果を有する者を採用してきた。

2020 年度には、教員組織を引き続き適切に管理運営するとともに、本学の建学の精神と「本学の目指すべき『理想像』」を実現していくため、「中央学院大学が求める教員像および教員組織の編制方針」を策定した（資料 6-1【ウェブ】）。この方針は、大学として求める教員像と教員組織の編制に関する全学の方針を明文化したものであるが、学内向けには拡大学部長会、教授会、研究科委員会、部課長会議等において周知するとともに、大学ホームページに掲出することにより明示している。

これまで本学では、学則・規程等に則り、必要な規模の教員組織の編制と運用を行ってきた。専任教員の資格については、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」に明示されている（資料 6-2）。専任の教授、准教授、講師、助教および非常勤講師が配置され、「中央学院大学人事規程」、「中央学院大学専任教員の採用及び昇任に関する手続規程」など関係規程に基づき採用を行ってきた（資料 6-3、6-4）。また、教員組織の編制は「中央学院大学学則」、各学部教授会規程、「中央学院大学委員会設置規程」に基づき行われてきたが、これまでの方針を明確にするため、2020 年度に「中央学院大学が求める教員像および教員組織の編制方針」を策定し、今後はこの方針に基づき教員組織を編制していくこととした（資料 1-

7、5-4)。また、大学の方針制定に伴い、商学部では2023年4月定例教授会で「中央学院大学商学部が求める教員像および教育組織の編制方針」を定めている（資料6-5）。

商学部、法学部、現代教養学部の3学部と商学研究科の年齢構成は、いずれも著しい偏りがある状況はない。専任教員数は、2025年4月時点において、商学部33名（教授22名、准教授9名、講師2名）、法学部30名（教授16名、准教授11名、講師3名）、現代教養学部14名（教授4名、准教授5名、講師5名）で、大学院専任教員1名と社会システム研究所専任教員1名を加えて、計79名が在籍している（資料6-6）。

なお、現代教養学部においては、教員の定年退職等により、法令で必要とされている教授の数に不足が生じているが、充足するように学内で調整が図られている。授業科目と担当教員の適合性の判断は、評価項目②において後述する手続きに則るかたちで、各学部・研究科において適切に行われている。

- 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

教員と職員との役割分担などを適切に確保することによって、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現している。教務委員会をはじめとして全学委員会において、教員とともに職員も委員となることによって事務局機能などを担っている。また例えば、プライムセミナー運営委員会は各学部から教員2名ずつが任命され、職員も各学部担当が2名ずつ選任されていることなどから、入学式後に実施されるプライムセミナーにおいても、学生スタッフとともに、教員と職員が協働・連携しやすくなっている。研究面では、2025年4月の事務組織改編によって学事部に研究支援グループが設置され、個人研究費の申請受付などについては教員室の職員が分担しつつ、科研費などの競争的資金の応募のための支援やプロジェクト研究を公募する社会システム研究所の運営支援などを担っている。

- 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

指導補助者については、あらかじめ責任関係や役割を定めるため、「中央学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、ティーチング・アシスタントに学部の学生に対する実習及び演習等の教育補助業務を行わせることで、教育・研究者・専門職業人・リーダーとしての教育訓練機会の提供を図ることを規定している（資料6-7）。同時に、授業担当教員の指示に従い教育補助業務に従事すること、非常勤職員とすること、雇用契約書を締結すること、雇用契約期間や更新回数の上限などを規定している。

指導補助者は次のように定めて適任者を確保している。「中央学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づいて、院生の当該指導教員の推薦書に基づき研究科長が承認することによって、ティーチング・アシスタントとしての資格が得られる。ティーチング・アシスタントの採用は、資格のある院生の中から、大学院研究科委員会の議を経て学長が推薦し理事長が決定している。

また、明確な指導計画により教育補助をさせるため、「中央学院大学ティーチング・アシ

スタントに関する規程」に基づき、ティーチング・アシスタントを希望する教員は、従事予定期間や業務内容を記入したティーチング・アシスタント依頼書を学部長に提出とともに、ティーチング・アシスタント補助業務実績報告書（月間）を月ごとに研究科長へ提出することとしている。

このように、院生のティーチング・アシスタントについては、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせている。しかし、学部生のSAに関しては現在、規程が設けられていない。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

(1) 教員の募集、採用、昇任等の根拠規程

教員の募集、採用、昇任等は、「中央学院大学人事規程」、「中央学院大学専任教員の採用及び昇任に関する手続規程」、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」などの諸規程に基づき、厳格かつ公正に行われている。

また、各学部・研究科の教員を実際に配置する際には、性別および年齢などにかかわりなく均等な機会を与えつつ、教員構成のバランスに配慮しながら、各学部・研究科の教育研究上の目的および学生の育成を目的とする3つのポリシー実現のために必要な人員を配置している。

具体的には、以下の「新規採用の手続・審査」、「昇任の手続・審査」の通りである。

(2) 新規採用の手續・審査

教員の新規採用は、その補充を行う必要が生じた場合に、公募により行われている。

まず、商学部では、「中央学院大学人事規程」、「中央学院大学専任教員の採用および昇任に関する手続規程」の他、「中央学院大学商学部が求める教員像および教育組織の編制方針」、「中央学院大学商学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」、「商学部専任教員の採用及び昇任に関する実施要領」に基づき、専任教員の募集が公正かつ厳正に行われている（資料6-8、6-9）。具体的には、以下のような手續を経て、専任教員の新規採用が行われている。各分科会の主任は、分科会の合意に基づいて、新規採用の要望書を学部長に提出する。学部長は、その要望書を関係機関（法人等）と調整し、教授のみで構成される人事会議を開催し教員の募集を決定する。人事会議において募集が決定されると、所定の手續で公募される。

公募締め切り後、人事会議において応募者氏名等の確認を行い、審査が開始される。審査（書類審査、面接）は人事会議の依頼により、各分科会で行われる。各分科会は「審査小委員会」を編成し審査を開始する。審査小委員会は、委員5名で構成されるが、審査の後、優先順位をつけて人事会議の審査に必要な基礎資料を学部長に提出する。学部長は、人事会議を招集し、人事会議は審査小委員会の報告を受けて最終審査を行い、これを票決（構成員の3分の2以上の出席で、かつ出席者の3分の2以上の賛意）する。学部長は審査結果を教授会と応募者に報告する。学長は、教授会で適格と報告された者について、採用のための必要な措置を講じる。人事会議および審査小委員会における教員選考の審査は、応募者の履歴書、教育研究業績書、著書および論文等に基づいて総合的に審査している。また、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」に基づき、採用する教員の職位を決定している。

次に、法学部では、「中央学院大学人事規程」、「中央学院大学専任教員の採用及び承認に関する手続規程」の他、「中央学院大学法学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」「中央学院大学法学部専任教員の採用及び昇任の手続に関する運営要領」に基づき、専任教員の募集を公正かつ厳正に行っている（資料6-10、6-11）。具体的には、応募者は、履歴書、業務報告書、著書および論文を学部長に提出する。学部長は、受理した書類を添えて教授のみで構成される教授教授会に付議する。教授教授会は、適否の審査を行うため、審査委員会（委員3名）を設置する。審査委員会には、学部長の指名による主査を置き、主査は法学部の教授をもって充てることとしている。審査委員会においては、採用応募者の人格、識見および教育研究上の業績について総合的に審査する。審査委員会の主査は、応募者についてその適否を審査した報告書を教授教授会に提出する。教授教授会はこれを審議し、採用の適否を票決する。学部長は審査結果を受けて学長に報告し、学長は採用を可とする場合には、そのための必要な措置を講じる。採用する教員の職位については、商学部・現代教養学部と同様に、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」に基づいて決定している。

続いて現代教養学部では、「中央学院大学人事規程」、「中央学院大学専任教員の採用および昇任に関する手続規程」の他、「中央学院大学現代教養学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」、「中央学院大学現代教養学部専任教員の採用及び昇任に関する実施要領」に基づき、専任教員の募集が公正かつ厳正に行われている（資料6-12、6-13）。具体的には、以下のような手続を経て、専任教員の新規採用が行われている。各分科会の主任は、分科会の合意に基づいて、新規採用の要望書を学部長に提出する。学部長は、その要望書を関係機関（法人等）と調整し、教授のみで構成される人事会議を開催し教員の募集を決定する。人事会議において募集が決定されると、所定の手続で公募される。公募締め切り後、人事会議において応募者氏名等の確認を行い、審査が開始される。審査（書類審査、面接）は人事会議の依頼により、各分科会で行われる。各分科会は「審査小委員会」を編成し審査を開始する。審査小委員会は、委員3名で構成されるが、審査の後、優先順位をつけて人事会議の審査に必要な基礎資料を学部長に提出する。学部長は、人事会議を招集し、人事会議は審査小委員会の報告を受けて最終審査を行い、これを票決（構成員の3分の2以上の出席で、かつ出席者の3分の2以上の賛意）する。学部長は審査結果を教授会と応募者に報告する。学長は、教授会で適格と報告された者について、採用のための必要な措置を講じる。人事会議および審査小委員会における教員選考の審査は、応募者の履歴書、教育研究業績書、著書および論文等に基づいて総合的に審査している。また、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」

に基づき、採用する教員の職位を決定している。

(3) 昇任の手続・審査

昇任の手続・審査については、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」に規定する年数に達する前年度から、昇任の資格要件を充足すると思料する教員の申請に基づき行われる。

まず、商学部では、「中央学院大学人事規程」の他、「中央学院大学商学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」に基づき、公正かつ厳正に昇任手続を行っている。なお、一連の審査手続および審査内容について、不服審査の制度を設けている。具体的には、昇任を希望する者は、経歴書、教育研究報告書、著書および論文等の資料を学部長に提出する。学部長は昇任の申請を受理した場合は、人事会議を招集する。人事会議は昇任人事を公正かつ円滑に行うため、昇任審査委員会を設ける。昇任審査委員会は、5名の委員から構成され、「商学部専任教員の採用及び昇任に関する実施要領」、それぞれに基づく「昇任選考審査基準点数表」により、昇任申請者の研究教育業績等について審査を行い、その結果について点数評価を行う（資料6-14）。昇任審査委員会は、昇任申請者に係る資料を添え、審査の結果を文書にて学部長に報告する。学部長は、昇任審査委員会の報告に基づき人事会議を開催する。人事会議はこれを審議し、昇任申請者の適任の可否を決定する。学部長は、審査結果を教授会と申請者に報告する。学長は昇任のために必要な措置を講じる。

次に、法学部では、「中央学院大学人事規程」、「中央学院大学専任教員の採用及び昇任に関する手続規程」の他、「中央学院大学法学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」、「中央学院大学法学部専任教員の採用及び昇任に関する運営要領」に基づき、公正かつ厳正に昇任手続を行っている。なお、一連の審査手続および審査内容について、不服審査の制度を設けている。具体的には、昇任を希望する者は、履歴書、業務報告書、著書および論文を学部長に提出する。学部長は、受理した書類を添えて教授のみで構成される教授教授会に付議する。教授教授会は、適否の審査を行うため、審査委員会（委員3名）を設置する。審査委員会には、学部長の指名による主査を置き、主査は法学部の教授をもって充てることとしている。審査委員会は、「中央学院大学法学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」に基づき、昇任申請者の人格、識見および教育研究上の業績について総合的に審査する。この審査は「法学部昇任基準点」に依拠して行われる（資料6-15）。委員会の主査は、適否を審査した報告書を教授教授会に提出する。教授教授会はこれを審議し、昇任の適否を決定する。学部長は審査の結果を学長に報告し、学長は昇任のための必要な措置を講じる。

続いて現代教養学部では、「中央学院大学人事規程」の他、「中央学院大学現代教養学部専任教員の採用及び昇任に関する規程」に基づき、公正かつ厳正に昇任手続を行っている。なお、一連の審査手続および審査内容について、不服審査の制度を設けている。具体的には、昇任を希望する者は、経歴書、教育研究報告書、著書および論文等の資料を学部長に提出する。学部長は昇任の申請を受理した場合は、人事会議を招集する。人事会議は昇任人事を公正かつ円滑に行うため、昇任審査委員会を設ける。昇任審査委員会は、3名の委員から構成され、「中央学院大学現代教養学部専任教員の採用及び昇任に関する実施要領」、それぞれに基づく「昇任選考審査基準点数表」により、昇任申請者の研究教育業績等について審査を行い、その結果について点数評価を行う（資料6-14）。昇任審査委員会は、昇任申請者に係る

資料を添え、審査の結果を文書にて学部長に報告する。学部長は、昇任審査委員会の報告に基づき人事会議を開催する。人事会議はこれを審議し、昇任申請者の適任の可否を決定する。学部長は、審査結果を教授会と申請者に報告する。学長は昇任のために必要な措置を講じる。

商学研究科においては、定年等による専任および兼任教員退職に伴う補充のため、資格審査を行っている。資格審査申請者は研究科長に、履歴書、業績書、業績の現物等を提出する。研究科長は研究科委員会に付議し、同委員会は、「中央学院大学大学院商学研究科資格審査規程」に則り、資格審査委員会（委員3名）を設置する（資料6-16）。同委員会は、担当可能科目について厳格に審査し、研究科委員会に審査結果を報告し、研究科委員会は資格申請の適否を票決する。研究科長は学長に票決結果を報告（推薦）し、学長は採用・昇任を可とする場合にはそのために必要な措置を講じる。

教員の募集、採用、昇任等は、以上の通り関係規程に基づき厳格かつ公正に行っていると判断できる。なお、2025年3月に「中央学院大学任期付教員の採用に関する規程」が制定された。これは、任期付教員の募集、採用等を適切に行うことができる内容となっている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みとして、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を行っている。本学におけるファカルティ・ディベロップメント(FD)活動は、全学教員が参加する全学FDと各学部・研究科が独自に開催する学部・研究科FDの2種類からなる。全学FDは全学教育充実委員会が中心となり、全学教員の教育能力の向上、研究能力の向上および研究活動の活発化、教員相互の情報交換およびコミュニケーションの促進等のため行われている。

各学部・研究科においても、それぞれが抱えている問題と関心に応じて、独自のFD（学部・研究科FD）を活発に行っている。主なテーマは、①授業や学修に関わる問題点の共有、教員間の議論を通して解決策を検討するもの、②学生の受け入れやカリキュラムを再検討し、新たな知見を得るためのもの、③研究活動を活発化していくための研究会等の開催等である。2024年度は、授業評価アンケート結果を用いた授業の改善を図るための制度的取組

みとして、評価の高い教員を講師としてFDを実施した（資料6-17）。

2024年度から大学生による我孫子の施策提案事業を我孫子市と中央学院大学の共催で行っており、専任教員は学生の施策提案の作成を指導・助言する立場で関わることによって、教育能力の向上や社会貢献活動の活性化などに貢献している。

社会システム研究所において、本学専任教員が研究代表者となって行う個人研究または共同研究を助成するプロジェクト研究を毎年度公募し、審査され採択された研究課題について研究助成することによって、個人研究や共同研究の活性化に寄与している。また、科研費申請を促し研究を活性化させるため、科研費を申請している教員は個人研究費の10万円増額を必ず受けられる仕組みとしている。

- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

教育活動、研究活動等の活性化に寄与するため、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」を改正し、2024年度から、特に顕著な研究上の業績を有する者については、教授および准教授への昇任にあたり、昇任申請時の職位の経歴を1年間短縮できる制度を導入している。同年度から、この制度を適用した初の昇任事例が生まれている。

他に、教員の業績を評価する仕組みとしては、商学部が年次報告書で職位ごとの業績数を公表したり、現代教養学部において個々の教員の業績を冊子にまとめて配布したりしている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっていっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっていっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

これまで各学部・研究科では、各種委員会等の業務範囲等の適切性について、必要に応じて隨時、点検・評価を行い、その結果に基づいて委員会等の統廃合や新設を行っている。

2020年度に「中央学院大学が求める教員像および教員組織の編制方針」を策定し、2022年4月から始動した第9期自己点検・評価実施委員会では、策定済みの全学的な内部質保証に関わる基本規程や、各学部・研究科・センターなどのセクションで定められた内部質保証推進に関する規程に基づき、内部質保証推進体制を整備し運用している。教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価することによって、現状などの把握だけでなく、現代教養学部における法令で必要とされる教授数の不足といった課題についても適切に把握している。

さらに、点検・評価の結果を活用することによって、教育活動、研究活動等の活性化に寄与するため、前述の通り、2024 年度から特に顕著な研究上の業績を有する者については、教授および准教授への昇任にあたり、昇任申請時の職位の経歴を 1 年間短縮できる制度を導入するなど、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげている。

また、商学研究科では、「中央学院大学大学院商学研究科教員資格審査規程」に則り、担当教員の資格を厳格に審査してきたが、現在、「研究科の教員組織の編制に関する方針」を協議中であり、今後はこれらの方針に基づき、定期的な点検・評価および教員組織の改善・向上に向けた取り組みを進める考えである。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

本学の建学の精神は「公正な社会観と倫理観の涵養」であり、教員に、深い専門知識だけでなく、高い社会性と倫理観を求めている。本学では、教員の募集・採用だけでなく、昇任、資格審査（商学研究科）もほぼ同一の手続に従って行われ、教員人事における透明性を生み出している点にも特色がみられる。

また、本学教員として相応しい人材を採用するため、商学部および法学部では採用時の面接試験と模擬授業を重視し、分かりやすい授業を行うことができる者を採用している。現代教養学部では、文部科学省の設置認可を受けた採用計画に基づき、専任教員、非常勤教員の採用を順次行ってきた。採用予定者に対しては学部長から、建学の精神、学部設置の趣旨・目的、3つのポリシー、カリキュラム体系と科目履修の順序性等を説明し、これらを踏まえたシラバスの作成と教育を実施するよう依頼している。

FD 活動については、全学 FD は定期的に行われており、全学教員の教育能力の向上、研究能力の向上および研究活動の活発化、教員相互の情報交換およびコミュニケーションの促進等という目的の達成に役立っている。また、各学部・研究科の FD については、学修支援、学生の受け入れやカリキュラムの見直し、研究活動の活発化を目的とするものが実施されており、各学部・研究科の教員の資質向上および教員組織の改善・向上に寄与している。また、大学生による我孫子の施策提案事業や社会システム研究所が公募する競争的資金など、教員の資質向上に貢献する新しい仕組みも導入されている。

教員組織の適切性については、適宜、点検・評価を行い委員会等の統廃合や新設を行ってきた。現代教養学部では、文部科学省の設置認可を受けた採用計画に基づく専任教員の採用が 2019 年度に完了したところである。

また、教員の業績を適切に評価し、教育活動、研究活動等の活性化に寄与するため、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」を改正し、2024 年度から、特に顕著な研究上の業績を有する者については、教授および准教授への昇任にあたり、昇任申請時の職位の経歴を 1 年間短縮できる制度を導入した。前述の通り、この制度を適用した初の昇任事例も生まれた。

今後も引き続き、商学部内部質保証会議、法学部内部質保証推進委員会、現代教養学部内部質保証委員会において、各学部の点検・評価と継続的な改善・向上を行うことについている。

商学研究科では、教員組織の編制に関する方針の審議を進め、これに基づき点検・評価と改善・向上に向けた取り組みを進めていく予定である。

(2) 問題点

これまで本学では、関係規程に基づき、大学の建学の精神、各学部・研究科の教育理念・目的の他、「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「学生の受け入れ方針」を理解し、各学部・研究科における教育を担当するにふさわしい教育能力と教育研究成果を有する者を採用してきた。

今後は、学生の学習ニーズと地域社会からの本学への期待に応えていくため、2020 年度に策定した「中央学院大学が求める教員像および教員組織の編制方針」に基づき、引き続き教員組織を適切に管理運営するとともに、さらに拡充していくことが課題となる。また、具体的には、商学部では、「中央学院大学商学部が求める教員像および教育組織の編成方針」を定めているが、法学部、現代教養学部および商学研究科では、「教員像および教員組織の編制方針」がないという問題点がある。さらに、現代教養学部では、教員の定年退職等により、法令で必要とされている教授の数に不足が生じているという問題点がある。院生のティーチング・アシスタントについては、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせている。しかし、学部生の SA に関しては現在、規程が設けられていないという問題点がある。

FD 活動については、全学的 FD、各学部・研究科 FD の双方について、組織的かつ多面的に実施し、絶えず教員の資質向上に取り組むことが課題となっていたため、全学教育充実委員会が中心となり、授業評価アンケート結果を用いた FD の実施に取り組み始めた。これらの取組みを継続することにより、本学教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動をより一層活性化していくことを目指す。

また、自己点検・評価実施委員会および各部会は、2020 年度に策定した「中央学院大学が求める教員像および教員組織の編制方針」に基づいて、教員組織編制の適切性について、定期的な点検・評価を行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを全学的に行っていくことが課題となる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「現状分析」に記述した通り、専任および兼任教員の募集、採用、昇任等の手続は、「中央学院大学人事規程」および各学部・研究科の諸規程に基づき厳格かつ公正に行われている。FD 活動は、全学レベルおよび各学部・研究科で定期的に行われており、教員の教育能力の向上、研究能力の向上および研究活動の活発化、教員相互の情報交換およびコミュニケーションの促進等に役立つものとなっている。

一方で課題もあり、2020 年度に策定した「中央学院大学が求める教員像および教員組織の編制方針」に基づき、すでに策定済みの商学部と同様に、法学部や現代教養学部、商学研究科でも各学部研究科が求める「教員像および教員組織の編制方針」を定めること、現代教養学部において法令で必要な教授の数に不足が生じている分につき充足すること、および学部生の SA に関する規程を新たに制定することなどがある。本学の建学の精神と「本学の

目指すべき『理想像』」を実現するため、教員組織を引き続き適切に管理運営すること、教員の資質向上を図るための方策を充実させ、的確な教育研究活動をさらに促進していくことが求められている。

第 7 章 学生支援

第7章 学生支援

1. 現状分析

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

本学では「中央学院大学の学生支援に関する基本方針」として、学修支援・生活支援・キャリア支援・障害学生に対する支援の4つの観点からの支援をすることを明示している（資料7-1【ウェブ】）。この基本方針に基づき、各学部・研究科の教員と学事部教務課・学生課、

就職部就職課、学生サポートセンター、国際交流センター、学生相談室、保健センター、その他関連部署の職員が相互に連携を取り学生支援を行っている。全学に関する学生支援については教授会や教員と職員が参席する各種の委員会において情報共有がなされ、個別的学生支援については、アカデミック・アドバイザー（商学部）または担任（法学部・現代教養学部）と呼ばれる演習担当教員と各種の支援部署の職員が情報共有しつつ、適切な対応を取る体制が整備されている。

具体的には、教務委員会および教務課が履修指導、オリエンテーション、ガイダンスなどの修学面を、学生委員会および学生課が自治活動、課外活動、アルバイト、居住、各種相談などの学生生活全般に関して、就職委員会および就職課が就職指導、就職相談、就職オリエンテーション、就職ガイダンスなどの支援を担当している。さらに、保健センターおよび学生相談室がカウンセリングを含む健康面の支援を、学生サポートセンター運営会議および学生サポートセンターが学習および生活全般の相談、出席不良者・成績不良者に対する連絡・指導などを、障害学生支援ネットワークが障害のある学生に関する支援・認定業務を、国際交流委員会および国際交流センターが留学生に対する学習支援・生活支援など、プライムセミナー運営委員会が新入生の円滑な学生生活の開始に関する支援を担っている。各委員会は教員を主として構成されており、委員会会議で教員と職員の情報共有がなされているほか、保健センター・学生相談室・学生サポートセンターも各種の連絡を全教員に告知するなど、必要に応じて個別の教員と連携し支援業務にあたっている。

個別の学生支援の中核を担うアカデミック・アドバイザーおよび担任は、演習科目を担当するが、単なる授業担当者ではなく、学生生活および教育上の助言・指導を行う役割を果たしている。各種の部署や職員が個別学生についての支援や対応が必要な場合、まずこの役割を果たす教員と速やかに協議する体制が整えられている。

- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

学生支援に携わるスタッフは全般的に不足しており、特に学生相談室、学生サポートセンターの人員は十分とは言い難い。

一部先行して実施された 2024 年度の事務組織の改編により、学生サポートセンターの事務は専任ではなく学生課員が兼務で担うことになり引継ぎは行われたが、従前から学生サポートセンター業務を担っていた 4 名の職員が定年や急遽の自己都合で退職をしたこともあり（うち 1 名は学生支援担当の非常勤職員として再雇用）、出席不良学生の情報を把握しそのようない学生と面談する業務等に支障が生じているケースが見られている。

学生相談室には、かつて常勤・非常勤合わせて 3 名のカウンセラーが配属され、精神科医の月 1 回の来学もあったが、2024 年度においては一時的に常勤 1 名で業務を行っていた。学生相談や障害学生に対し、専門的な知見を踏まえて対応できる、カウンセラーの資格を持つ人材の増員が望まれている。さらに、昨今の多様な学生の入学・在籍を考慮し、学生の抱える困りごと・問題に対して各部署や教員、外部組織などとの調整をするコーディネーターの配置也要望されている。できれば知能検査や心理検査を実施できる人材が望ましい。障害学生に対する合理的配慮は、法改正により 2024 年度から努力義務ではなく義務へと変更さ

れており、法律で求められる水準の障害者支援を行っていくためには早急な対応が必要である。

また、就職担当スタッフの人員不足も報告されている。大学基準協会の評価結果（平成20年3月19日付）において「人員不足もありキャリア・アドバイザーが配置されておらず」と指摘されている。その後、キャリアカウンセラー2名が業務委託の形で配置され、大きな改善があった。しかしながら、当時は学生数が約3,500名に対し就職課スタッフが専任職員7名であったことと比較し、現在は学生数約3,000名に対し6名体制ではあるものの、2名の委託のキャリアカウンセラーを除くと専任職員は4名であり、専任職員に関しては人員が十分とは言い難い。

- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生支援に限らず、学生への情報提供という点に関しては2020年5月から運用が開始されたCGUポータルが大いに貢献し、従来の告知・提供と比較して格段に良くなっている。CGUポータルにおいて学生全員への迅速な情報提供が可能になった。他に2020年秋から導入されたMicrosoft Teamsには通知機能もあり、これら二つのシステムで学生は教員と連絡が取れるようになっている。従来のメールよりも、これらのシステムで連絡する学生が多いことから学生にとっては使いやすいものとなっていると言える。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

修学支援に関しては、本学の多様な学生を意識した様々な取り組みが行われている。教職員側の負担は重くなっているが、支援としては手厚い取り組みとなっている。

① 補習教育、補充教育、学習に関わる相談等

補習・補充教育の仕組みとしては、ピア・サポーター（学生サポートセンターに登録し、研修を受けた上で、学生サポートセンター主催の行事において支援にあたる学生）による学習支援が実施されている。学生同士の学び合いに加えて、アカデミック・アドバイザーおよび担任制度が学生の教員への学習に関する相談の機会を保障している。また、英語や情報処

理の授業では、プレイスメントテスト等による習熟度別クラス編成を採用することによって、能力に応じた学習が進められるようになっている。さらに、総合型選抜や学校推薦型選抜による合格者を対象として実施されている入学前教育も補習教育の一環である。

これらの他に学生の特性、興味・関心に応じ、学外の機関と提携して行われている課外講座（例えば公務員試験対策講座）や生涯学習センターで行われている各種講座が受講できる仕組みもある。前者は、本学学生を対象に、通常のダブルスクール（当該学外機関の校舎に通学して受講する場合）に比べて低廉な受講料設定で行われるものであり、また、後者は、学外に対しても公開されている講座を学生が割引価格で受講でき、資格試験に合格するさらに優遇があるというものである。

さらに、学内には4つの学生研究室（経理研究室、法制研究室、行政研究室、現代教養研究室）が設置されており、それぞれ独自の学習スペースを持ち、独自の予算により運営されていて、入室試験に合格した学習意欲のある学生が、顧問や上級生の指導を受けながら自主的な学習に取り組んでいる。また、情報関係の自主的学習の場としてのスタディールームや教職課程学生のためのスタディールームも整備されている。

② 障害のある学生や留学生支援

本学では、2016年4月に「障害のある学生への修学支援に関する中央学院大学の基本方針」と「障害学生支援ネットワークに関する規程」を制定した（資料7-2【ウェブ】、7-3）。規程に基づき、教職員の会議体である「障害学生支援ネットワーク」が組織され、障害学生支援に関する計画策定などを行うとともに、障害学生からの申請の認定や対応を行っている。

また、学生主体の取り組みとして、現代教養学部の学生が学内のバリアフリーマップを作成し、ホームページ上で公開されている。車椅子移動をすることを想定してのバリアフリー マップである（資料1-16【ウェブ】）。さらに、車椅子使用者への支援として、スクールバスの運営会社の協力を得て、乗降時にバス運転手が手伝う体制も整えられた。

留学生（在留資格・ビザ、留学生向けの奨学金や学費の減免、日本での生活に必要なマナーの習得など）に関するサポートは、国際交流センターおよび学生課が中心となって行っている。その他、留学生と日本人学生との交流の促進、国内での留学生の実地見聞、日本人学生の海外留学支援なども国際交流センターが担当している。留学生と日本人学生との交流拠点として学内に「グローバルラウンジ」を設置することも検討されている。

③ ICT 機器の準備や通信環境確保等への支援

本学には、7つのPC教室（合計PC335台）と4つの語学コール教室（PC144台）があり、多くのPCが学生向けに設置されている。授業のない時間帯には、学生は自由にPCを利用して学習することができる。さらに、スタディールーム（PC15台）や図書館（PC16台）にもPCが配置されており、学生が自主学習や課題作成に活用できる環境が整っている。これらのPCは全てインターネットに接続されており、高速なネットワーク環境が提供されている。ICT機器の整備状況は、同規模の大学と比較しても特に充実している点が特徴である。

また、学内の各教室だけでなく、学生会館「Via」や中庭などのオープンスペースにおいても、Wi-Fiが利用可能である。そのため、学生は自身のノートパソコンやスマートフォン

などの情報端末を活用し、円滑にインターネットへアクセスできる。これにより、遠隔授業の受講環境も確保されている。

学内情報機器の管理・運営は「情報メディア課」が担っており、その中に「ヘルプデスク」も設けられている。「ヘルプデスク」では、学生、教職員のICT機器の利用に関する疑問や、インターネット接続に関する問い合わせに対応しており、学習環境の整備を支援している。

④ ICTを利用した遠隔授業の学習支援

本学商学部では、遠隔授業として「商学部入門講座」および「商学部卒業講座」を開講している。これらの遠隔授業では、学生の質問をCGUポータルサイトを通じて受け付ける仕組みを整備しており、授業担当教員がポータルサイト上で随時回答する体制となっている。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

日本人学生に対する経済的支援措置としては、日本学生支援機構の奨学金制度のほか、本学独自の特待生・奨学生制度がある。「特待生・奨学生選考規程」および「中央学院大学特待生・奨学生の奨学金支給に関する細則」に基づき、入試委員会や学生委員会、特別教育指導センターで選考を行い、教授会の意見を聴いて学長が決定している（資料7-4、7-5）。

外国人留学生に対する経済的支援措置は、「私費外国人留学生特待生・奨学生に関する規程」に基づき、学費免除に関しては国際交流センターが希望者全員に申請書を提出させ審査し、また奨学金に関しては、国際交流センターと学生委員会が応募者の選考を行い、教授会の意見を聴いて学長が決定している（資料7-6）。

以上のほか、「中央学院大学大規模災害罹災学生に対する学生納付金減免規程」に基づき、2011年の東日本大震災、福島第一・第二原子力発電所事故（2017年度まで）、2017年の関東・東北豪雨（2018年度まで）、2018年の豪雨、2019年の房総半島台風被害（2021年度まで）の各被災者に対して、被災状況に応じて学費の減免を行ってきた（資料7-7【ウェブ】）。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

①学生の心身の健康、保健衛生等に係る指導相談

学生の健康に関しては、保健センターが設置され、看護師および保健師の資格を持った専任職員が1名常駐するほか、看護師の資格を持つ派遣が専任職員の不在時などに対応しており、また、月に1回程度は委嘱された校医も来校している。保健センターでは、応急処置、健康相談、年1回の定期健康診断などを行っているほか、学校感染症への対応や「急病人・けが人発生時の対応マニュアル」を各教室に設置するなどの対応を行っている（資料7-8）。

学生相談室には、臨床心理士と大学カウンセラーの資格を持った専任カウンセラーと非常勤カウンセラーが配属されており、学生や教職員からの相談やカウンセリングの業務を行うとともに、学生相談室の敷居を低くすることを意図しつつ、茶話会の開催などを例年行っている。他方、学生相談室は障害学生支援やハラスメント防止との関係でも、学生などからの相談を受けるなど、重要な役割を果たしている。学生対応の手引きとなる「教職員対象・学生対応ハンドブック」（2014年発行、2017年、2022年改訂）の作成も行っている（資料3-13）。

②学生の孤立化防止のための人間関係構築につながる措置等

学生相談室では、相談やカウンセリングのほかにも学生が参加できるワークショップやゲームの会、コミュニケーション・サポート・プログラムを実施し、交流を促す機会を設けている。国際交流センターでも留学生と日本人学生が交流するパーティーなどの企画の他、国際交流サークルを立ち上げ、1年を通じた様々なイベントで学生同士の交流を促している。また、ピア・サポート制度も学習面だけでなく、学生生活全般に関する学生同士の支援ということで孤立化を防止する措置となっている。

また、遠隔授業に関しては、本学には「情報メディア課」が設置されており、学内の情報機器の管理・運営を担っている。学生のICT機器の利用に関する疑問や、インターネット接続に関する問い合わせに対応する「ヘルプデスク」も設置されており、学習環境の整備を支援している。さらに、遠隔授業に関する技術的な不明点が生じた場合には、学生が情報メディア課や教務課などの部署に問い合わせることで、適切な支援を受けることができる。

[進路支援]

- 各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

進路支援については、就職課が主に担当しており、2019年度よりキャリアカウンセラー2名を配置し支援の充実を図っている。入学から卒業まで、切れ目のないキャリアサポートを実施しており、学生が早い時期から自分の将来を思い描くことができるようになるとともに、成長度調査により自分の成長を確認できるようになっている。これまで入学直後と2年次を比較していたが、2020年度からは、入学直後から4年次までを比較して自分の成長を実感できるよう、アセスメントテストの対象を広げ、成長度の把握が充実したものになりつつある。その他、具体的なキャリアサポートとしては、例年行っている3年生向けの学内企業セミナーがある。また、2019年度には海外インターンシップも開始されたが、翌年、コロナ禍により中止となり、以降Webで2回実施された後は現地の都合で実施できなくなっている。同じく2019年度に開始された「コミュニケーションスキル研修」も翌年のコロナ禍以降実施が困難となり、プログラム自体が廃止された。さらに2019年度に実施予定だった就活合宿も中止された。一方、2023年度からは現在の社会情勢に合わせダイバーシティ講座を実施したほか、2022年度からは企業等との意見交換を実施し、大学での学修と企業等での採用の連携を図っている。障害学生の就労支援としては、就職課に担当スタッフを置き、ハローワークおよび障害者就職支援業者と連携して、障害者雇用促進企業などの情報

を収集しながら支援を行っている（資料 7-9【ウェブ】）。

就職課に加え、近年は学部教育においても学生の就職に関しては意識が高まっている。キャリアデザイン系の科目が全学部で履修可能となっている他、商学部には BJP（ベスト・ジョブ・プログラム）があり、外部講師を招いたキャリア教育が初年次から全学年を通して行われている（資料 7-10【ウェブ】）。また、商学部スポーツキャリアコースでは「スポーツキャリア実践講座」が選択必修科目として設けられている。法学部では公務員を卒業生の主要な進路と定め、授業科目に「公務員特別演習」が設けられているほか、長期休暇期間に専任教員の関わる公務員試験対策の集中講座も実施している。現代教養学部では、1 年次の「基礎演習」において大学での学びを中心にキャリア形成への意識付けを行い、2 年次の「キャリアデザイン入門」において自己分析・業界職種研究、適性検査、人事担当者との交流を交えつつ、就職活動における基礎学習を行い、3 年次の「キャリアデザイン」において、人事担当者による座談会、グループディスカッション体験、模擬面接体験などを通じ、就職活動の実践学習が行われている。なお、これらの単位取得ができる正規科目に加え、就職課で運営される公務員試験対策講座、SPI 対策講座、自己 PR 作成講座など、豊富な就職支援講座が設けられキャリア教育・キャリア形成支援が行われている。

さらに、学内には 4 つの学生研究室（経理研究室、法制研究室、行政研究室、現代教養研究室）が設置されており、これらに所属する学生は希望するキャリアのために資格取得や試験合格を目指している。学生研究室は独自の予算により運営されていて、入室試験に合格した学習意欲のある学生が、それぞれ独自の学習スペースを持ち、顧問や上級生の指導を受けながら自主的な学習に取り組んでいる。また、情報関係の自主的学習の場としてのスタディールームや教職課程学生のためのスタディールームも整備されている。

本学には商学研究科修士課程の大学院があり、彼らにも就職支援は無論開かれている。大学院では教員との関係がより密になり、資格取得や博士課程の大学院への進学を目指す院生の支援が積極的に行われている。特に税理士試験に関しては本学の修士課程の学位を取得することによって免除される試験科目がある。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

学生の部活動およびサークル活動については、学生課が窓口となって、大学および後援会（保護者会）からの財政的支援を受けるための手続や学生会館・体育館などの施設関係、その他部活動に必要な事項について、指導と相談の業務を行っている。また、文化系部活動については、文化連合会執行本部（学生組織）および文化連合会部長会（各部部長である教員の組織）が、体育系部活動については体育会本部（学生組織）および体育会部長会（各部部長である教員の組織）がそれぞれ連携して、部活動の活性化のための業務（部の設立、休部、廃部、予算申請と審議など）を行っている。

2023 年には地元千葉県我孫子市との連携強化を目指し、「地域連携カイギ」が大学公認サークルとして立ち上げられ、2024 年度には部へと昇格した。部員は我孫子市のイベントへボランティアとして積極的に参加するなど活動の幅を広げている。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

ハラスメント防止の体制については、「学校法人中央学院におけるハラスメントの防止等に関する規程」により、ハラスメントの防止等を総括し、研修、啓発活動、その他ハラスメント防止措置およびハラスメント対応措置を適切に講じるため、ハラスメント防止委員会（委員8名）を設置している（資料7-11）。また、教職員および学生等からのハラスメントに関する相談および苦情の申出に対応するために、相談窓口を設けている。申出に対して調査等の必要があると判断したときは審査会を設置する。審査会は、申出に係る問題の調査等を行い、判定した審査結果をまとめた報告書をハラスメント防止委員会に提出する。ハラスメント防止委員会は、審査結果を踏まえて必要な措置を講じる。以上の対応については、「ハラスメント防止ガイドライン」として、大学ホームページに掲出し周知している（資料7-12【ウェブ】）。さらに、学生にはよりわかりやすい掲出として大学ホームページに「キャンパス・ハラスメント」のサイトを設け、注意を促しつつ相談も気軽にできるように窓口を示している。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生サポートセンター業務については、「中央学院大学学生サポートセンター規程」に基づく「学生サポートセンター運営会議」が設置されており、そこにはセンター長、学部長、学生支援に関わる実務担当者まで幅広い教職員が参加している（資料3-1）。運営会議は毎年2回、前期末と年度末の時期に開かれており、前期末の会議では、前期に実施した学生指導に関する報告、および後期に実施する学生指導とその課題が確認される。年度末の会議では具体的な数字に基づいて効果等を検証し、明らかとなった課題については次年度に向けて改善や修正を行っている。

障害学生に対する支援については、「障害学生支援ネットワーク」において支援の検証が行われている。上記に加えて、「中央学院大学学生サポートセンター内部質保証推進に関する規程」に基づく内部質保証推進委員会が設置されており、学生サポートセンターや障害学生支援ネットワークの業務について、点検・評価・改善に取り組むものとされている（資料7-13）。

国際交流センター業務については、従来、センター内で適宜検討が行われてきたが、「中央学院大学国際交流センター内部質保証推進に関する規程」に基づく内部質保証推進委員会が設置されており、国際交流センター業務につき点検・評価・改善に取り組むものとされている（資料 7-14）。

各部署での点検・評価は教授会等などで教員にも周知され、全学で共有しつつ改善への協力が求められている。近年は本学への入学者数が減少してきており、大学としての魅力を高め選ばれる大学となるよう、特に学生支援に関しては重要項目として改善・向上に注力している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

以上、本学では入学から卒業まで、学生によっては入学前教育など入学の前から、本学では手厚い支援を行っている。毎年新入生に対して行なわれているプライムセミナーは、不安を抱えがちな入学時期において、同級生だけでなく先輩の上級生や担任その他の教職員とも知り合う機会を得ることによって、新入生がより安心して学生生活に入ることができるという長所を持っている。また、学生スタッフとしてこれに関わる上級生にとっても、ボランティア精神やリーダーシップを養成する場として意義のある行事となっており、例年、学生スタッフに応募する学生は少なくない。プライムセミナーで活躍した学生が、その後、オープンキャンパススタッフやあびこ祭（大学祭）実行委員などで活躍し、学生リーダーとしての経験を積む場ともなっている。そのように積極的に活動する先輩の姿を見て、意欲ある1年生が翌年のプライムセミナースタッフに応募するという良い循環ができている。

演習科目の担当者でもあるアカデミック・アドバイザーまたは担任は、全ての在学生をカバーする学生支援の要の一つである。この役割を担う教員は「STAND BY YOU——学生に寄り添う大学」の精神に則り、対面授業の場のみならず、電話、メール、SNS、CGU ポータル、Microsoft Teams などの様々な媒体を通じて学生とのコンタクトの機会を保持し、指導学生に対して責任を持って対応する。教員との接触が薄れがちな大学生活において、学生が気兼ねなく連絡・相談できる教員、頼れる存在を作り出す制度となっている。

2020 年度から始動した CGU ポータルと Microsoft Teams は、本学の教学システムを大きく進展させるものであった。学生への連絡・情報提供の円滑化、授業形態・資料提供の多様化など、学生と教職員をつなぎ、学びの選択肢を増やすことに貢献している。今後も ICT の活用は学生支援の主要項目として引き続き検討・進展が期待される。

その他、学生サポートセンターを一つの核として行われてきたドロップアウト対策は、試行錯誤を続けながらも退学者・除籍者の減少や退学率の低下へと結びついており、着実に成果をあげていると言える。一時 7% を超えた退学・除籍率は 2023 年度には 4.2% となっている。

このような手厚い学生支援は本学の特徴となってはいるが、一方でそれを実現する教職員の負担はかなり重くなっている。特に法改正により障害学生への合理的配慮が義務付けられたことへの対応から学生相談室の人員不足は深刻である。また、障害学生支援ネットワークの関連業務も行うこととなっている学生サポートセンターでも、ドロップアウト対策、障害学生支援に関する専門知識に基づく高度な対応が求められるため、スタッフのさらな

る充実が求められる。同様の問題は国際交流センターについても当てはまる。さらに、教職員だけでなく、学生サポートセンターで行っているピア・サポートについては、能力と意欲のあるピア・サポート人材を安定的に確保することがなかなか難しいという問題がある。

また、修学支援の要の一つであるアカデミック・アドバイザーおよび担任は、演習科目の担当教員が務めることになっているが、2年次以上では演習科目が必修でない学部・コースにおいては演習科目を履修していない学生をどうやって把握するかが問題となっている。在籍する全ての学生にアカデミック・アドバイザー、あるいは担任が決まっているが、当年度の自分の授業をまったく履修していない学生の状況を把握するのは教員にとって困難だと言わざるを得ない。担任を務めるべき学生のリストが CGU ポータルにおいて確認できるようになったことは一つの進展であるが、引き続き有効な取り組みを検討することが求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上のように、大きな問題点として人員不足がある。学生サポートセンターや障害学生支援ネットワークが対象とする支援や指導が必要な学生は増加しているが、対応する教職員は増えているわけではない。支援を実行していくためには然るべき人員の配置が必要である。特に学生相談室、学生サポートセンターの増員は急務であろう。

2008 年に設置された学生サポートセンターは、主にドロップアウト防止の観点から他部署や教員と連携しつつ業務を行っており、学生に対して丁寧な支援に努めている。ドロップアウト対策については、学生サポートセンター設置後の地道な学生指導の積み重ねにより、退学者・除籍者数が減少した。しかしながら、退学・除籍率は他大学と比べて決して低いものではなく、数値目標として掲げる全学生数の 2.5% 以下には未だ及ばない。学習成果や学生の大学に対する満足度という観点から、退学・除籍者問題に引き続き取り組むことが必要である。

CGU ポータルや Microsoft Teams といった教学システムの導入は大学での学びを大きく進展させたが、ポータルの仕様や機能に関しては使用者から改善や工夫の要望・提案が出ている。それらを検討・実施していくことで、より良い活用が期待される。また、システムの改善だけでなく、使用側のスキルアップも有効な活用に繋がる方策として模索していくべきである。

本学は、「STAND BY YOU——学生に寄り添う大学」を大学のスローガンとして掲げ、「面倒見のいい大学」「教職員と学生との距離が近い大学」であることを目指している。学生支援の充実は最上位の重要課題であり、近年の入学者数の減少から教職員は危機感を持って学生支援に取り組んでいると言ってよい。学生支援に関する業務を行う各部署（教務課、学生課、就職課、国際交流センター、学生サポートセンター、保健センター、学生相談室）はもちろん、それ以外の部署の教職員も、学生の学びが成功するよう寄り添うことを意識しながら日々の業務にあたっている。

第8章 教育研究等環境

第8章 教育研究等環境

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

学生の学習および教員の研究活動を推進するために「中央学院大学における教育研究等環境の整備に関する基本方針」（令和3年3月1日学長決裁文書）を制定し、この基本方針は、大学ホームページに掲載し、拡大学部長会、各学部教授会、研究科委員会、部課長会議にて報告している（資料8-1【ウェブ】）。内容としては、教育研究に関わる施設・設備の整備、図書館の整備、情報環境の整備の3項目にわたる方針となっている。その基本概念は、「コンパクトだが快適かつ機能的なキャンパスの構築」で、「STAND BY YOU——学生に寄り添う大学」のスローガンのもと、居心地の良い学習および生活空間づくりを目指している。

この方針に基づき、JR常磐線我孫子駅から約1.3km離れた千葉県我孫子市久寺家に「我孫子キャンパス（校舎、図書館、体育館、学生会館Via、クラブ棟、CGround（多目的グラウンド）、テニスコート、駐車場等）」、我孫子市つくし野に「つくし野総合グラウンド（野球場、サッカー場、ゴルフ練習場）」、千葉県館山市に「中央学院大学館山セミナーハウス」を有し、大学設置基準を充足しており、適切に整備・管理している。

施設等の管理に関しては、特殊建築物法令点検により、建物は3年に一度点検を実施しているが、東日本大震災の際は、緊急に建物の検査を行った。また、上水水質検査は年2回、エレベーター・エスカレーターは毎月点検を行っている。建物の補修については、6号館空調設備（EHP）を2016年度より3年間で更新し、2017年度には研究棟エレベーターを更新した。照明機器の更新については、学内建物全面LED照明へ2017年度より2018年度まで2年間かけ更新を行った。また、学生会館Viaについては、2019年度に屋上防水、外壁補修、レセプションホールおよびトイレの改修工事を実施した。

また、2024年度より6号館を中心に防犯カメラの設置が行われ、学生、教職員の安全面の強化が行われた。

さらに安全面の確保については、学生の安全を図るうえで必要な防災訓練を毎年実施している。この防災訓練にあたっては、「中央学院大学大規模地震対応消防計画」に基づき編成された自衛消防組織の任務の確認などを含め、学生および教職員の参加・協力により行っている（資料8-2）。また、2009年に「中央学院大学危機管理規程」を制定し、2011年に起った東日本大震災時には、この規程に基づき危機対策本部を設置し、様々な対応にあたった（資料8-3）。その際、非常時に備えた様々な物品の備蓄の重要性が議論され、2011年度

以降、予算措置を行いながら備蓄の充実を図っている。また、2012 年度から、大学からの連絡や緊急情報を学生に知らせるメール配信サービスを開始した。これによって学生が登録したメールアドレスに、学校行事等に関する案内や台風などによる休講案内の他、学生の呼び出し、緊急連絡などの情報を発信しており、これらの機能は現在、CGU ポータルに継承されている。

学内の衛生管理については、「学校法人中央学院衛生管理規則」に基づき、学生・教職員等の健康の保持、その他学習および労働環境の整備向上に必要な措置を講じている（資料 8-4）。その一例としては、学校で予防すべき感染症（学校保健安全法）罹患者報告が生じた際は、学内関係者に即時にメールで送信し、情報の共有とともに早急かつ適切な対応措置を図っている。

大学内の施設のバリアフリー化については、優先順位を決めたうえ、計画的な予算措置を図りながら順次、改善を進め随所に段差解消のための整備を行っている。それまで階段のみであった体育館の入口にスロープを設置し、駐車場に身体障害者用の駐車スペースを 4 台分設け、2019 年度の学生会館 Via 改修の際には車いすで利用可能なトイレを整備した。

本学の施設においては、6 号館竣工時（1996 年）からウォシュレット型トイレを導入するなど、衛生面のみならず、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備を行ってきた。グラウンドの整備については、陸上グラウンドおよび CGround は毎月芝刈等の整備を行い、つくし野総合グラウンドの野球場およびサッカー場の人工芝は毎年メンテナンスを行っている。2018 年度にはテニスコートの人工芝張替工事、2019 年度にはつくし野総合グラウンドゴルフ練習場グリーンの人工芝張替工事、陸上グラウンドのトラックレーン改修工事を実施した。

2013 年度に、多様な学習環境を提供するスペースとして図書館内に会話や飲食が許可されている「ラーニングコモンズ・ラウンジ」の運用を開始した。また、2019 年度「学生生活を充実させる活動・学習・憩いの場」をコンセプトとして学生会館 Via をリニューアルし、食事に適した「カフェエリア」、様々な集まりに適した「ミーティングエリア」、一人でも学習しやすい「ラーニングエリア」、ゆっくり過ごすことができる「リフレッシュエリア」を設けた。

2020 年度には学生の自主的な学習を促進するため、アクティブ・ラーニング対応の教室（675 教室）を新設し、学生の自主的な学習やコミュニケーションの促進を図ることができるようにした。この教室は 20 名程度までのゼミを主たる対象とし、円形のグループを複数作れる柔軟性のある什器を備えている。また、大型スクリーン（80 インチ以上）を表示装置とし、Blu-ray、DVD、PC からの画像送出や端末装置での共有が可能である。

また、2024 年度には、指定強化部である駅伝部の寮の新設がなされ、所属学生の競技に集中できる環境を整えている。

2025 年 3 月 28 日（金）から女子トイレの個室に生理用ナプキンを常備し、無料で提供するサービス「0iTr（オイテル）」を導入した（資料 8-5【ウェブ】）。現在、中央学院 100 周年大学記念館（本館）1 階＜体育館側＞、中央学院 100 周年大学記念館（本館）3 階＜体育館側＞、30 周年記念館（6 号館）1 階、30 周年記念館（6 号館）2 階、30 周年記念館（6 号館）4 階、学生会館 Via 2 階の女子トイレに設置されている。

- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

情報機器は、学生用PC教室をはじめPC設置状況一覧の通り570台以上設置している（資料8-6）。AV機器は、2016年度・2017年度には本館大教室・ゼミ室、2018年度・2019年度には5号館および6号館の更新を行った。ネットワーク環境については、モバイルデバイスやWi-Fi機器の進展に伴う通信量の増加に対応するため、インターネットへの接続に関する通信線の拡張（共用100Mbpsから10Gbps）を行ったが、さらなる情報環境改善のため館内のWi-Fi機器増強が行われている。

学内情報機器の管理・運営は「情報メディア課」が担っており、その中に「ヘルプデスク」も設けられている。「ヘルプデスク」では、学生のICT機器の利用に関する疑問や、インターネット接続に関する問い合わせに対応しており、学習環境の整備を支援している。

ティーチング・アシスタント（TA）については、「中央学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づきTAを本学大学院生より採用し、一部の授業に関する教育支援を行っている（資料6-7）。また、情報関連授業においては、情報メディア課の教育・研究ヘルプデスクの4名の職員（業務委託）がパソコン教室での授業のサポートなどを行っている他、スタディールームでの学生の学習の支援も行っている。

全学で利用されているCGUポータルが有する機能は次の通りである。

- ① 休講・補講・教室変更案内
- ② 試験の施行案内
- ③ 成績の発表
- ④ 再試験の申込（追試験は窓口申込）
- ⑤ WEB履修登録
- ⑥ 大学や担当教員からのお知らせの掲載
- ⑦ 各自の授業出席状況、時間割の確認
- ⑧ 卒業所要単位の集計
- ⑨ 住所変更届
- ⑩ レポート課題の提示と回収
- ⑪ 質問BOXでの応答
- ⑫ アンケートの実施

- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組みは、「中央学院大学情報システム運用基本方針」をはじめ、関連規程等により適切に行われている（資料8-7）。特に学生については、1年次必修科目「情報リテラシー」において、ネットワーク社会に必要な情報倫理の最新知識を学べるe-Learning教材（「INFOSS情報倫理」）を利用し、学習するよう促している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

2020年度以降は、図1「中央学院大学図書館のPDCAサイクル」に示すように、図書館事務責任者と委託業者とが定期的に意見交換会等を行い、図書館業務のPDCAサイクルの確立を進めている。このことにより、現場の司書（業務委託および専任嘱託職員）が、事務責任者のもとで円滑な運営を図る体制を構築し、専門的職員としての業務を遂行する体制を構築した。その際、次の3つの視点を包含したPDCAサイクルの構築を視野に入れるものとした。

- ① 大学間における人材交流・連携
- ② 大学内の教員、他部署との人的交流
- ③ 学外研修から得た知識の発揮しやすい職員配置

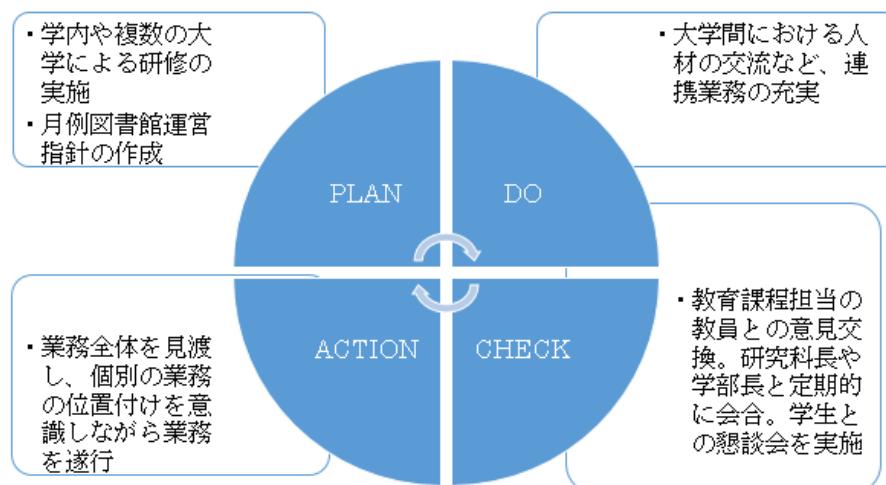


図1 中央学院大学図書館のPDCAサイクル

本学と委託業者との年間委託契約においては、定例報告会として前月の業務報告を現場業務リーダーが作成した資料に基づいて、基本的に毎月開催している。この毎月の「委託業務報告」に対する「図書館運営指針報告」を図書館事務責任者が月毎に作成することで、円滑な図書館運営を図り、専門的職員としての業務遂行体制を構築している。

図書館員は、資料や情報の専門家であり、幅広い領域の資料の発生から流通についての知

識を有し、それを組織化して発信したり、検索したりすることに長けている必要がある。また、図書館利用者と日常的に接し、その情報ニーズに対応して資料と利用者を結びつける能力が求められる。このような専門性を、専任図書館職員が有することが望ましいことは言うまでもない。

近年は、下図のように、定期的に図書館から予算執行状況が教員に通知され、選書用サイト「Knowledge Worker」により、選書を行うことが可能となっており、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制整備の一つの現れといえる。

図書館予算執行状況

2024年12月31日現在

【図書資料】

	予算額	執行済み	発注中	残額	執行率
商学部	¥ 3,316,500	¥ 757,116	¥ 272,194	¥ 2,287,190	31.04%
法学部	¥ 2,387,880	¥ 694,170	¥ 407,653	¥ 1,286,057	46.14%
現代教養学部	¥ 928,620	¥ 730,780	¥ 24,460	¥ 173,380	81.33%
大学院	¥ 297,000	¥ 161,271	¥ 10,494	¥ 125,235	57.83%

【視聴覚資料】

	予算額	執行済み	発注中	残額	執行率
商学部	¥ 167,917	¥ 10,027	¥ -	¥ 157,890	5.97%
法学部	¥ 120,900	¥ -	¥ -	¥ 120,900	0.00%
現代教養学部	¥ 47,017	¥ -	¥ -	¥ 47,017	0.00%

- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館では、学術情報サービスを提供するための体制を備える上で司書等が行うべき業務について、司書資格を持つスタッフを擁する業者に業務委託をするとともに、専任教職員で構成される全学図書委員会が設置され、学生及び教員の利用のために、必要な専門的知識を有する職員を含む人員が適切に配置されているといえる。

さらに、16名の教員からなる選書委員が適宜、教育研究上必要な図書を選書して購入しており、適切な人員配置が丁寧になされているといえる。

2011年度に導入した図書館システム（RICOH RIMEDIO）が2019年度を以って保守対応の終了時期を迎えたため、2020年度にはクラウド技術を利用したシステムへと更新した。新規システムは国立情報学研究所（NII）の学術情報ネットワークとの連携機能はもちろんのこと、学事システムとユーザ認証を一元的に管理連携する機能を有する。また、選書については教員のみならず、学生にも積極的に参加してもらい図書館に親しみを持ってもらえるような取り組みを実施すると共に、本来の学術情報基盤としての資料収集を継続して行っており、ソフト面での図書館等の施設環境は適切に確保されているといえる。

ハード面としての図書館施設としては老朽化による施設の更新や蔵書スペースの拡大、確保が必要な時期となっているが、必要十分な環境で適切であるといえる。

評価項目③

研究活動に関する支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

教員の研究活動を促進、活性化するために「中央学院大学における研究に関する基本方針」を制定し、大学ホームページにおいて明示している（資料 8-8【ウェブ】）。内容としては、研究環境の整備、研究倫理の遵守、社会システム研究所の活動推進の 3 項目となっている。

「中央学院大学教員個人研究費に関する規程」を基に、専任教員の個人研究に関わる経費の補助額は一人年間 35 万円としている（資料 8-9）。さらに、個人研究費に不足が生じ、一定の要件に該当した場合は、年間 10 万円を限度に特別補助が行われている。また、教員による外部資金の獲得を支援するため、外部業者とコンサルティング契約を結び、外部資金獲得のための説明会、個別相談会、研究計画調書の査読を依頼している。

研究室については、専任教員に対し研究棟内に個人研究室が与えられている。研究時間の確保については、教員の出校日は 1 週間につき 3 日以上としている。研究専念期間の保障等については、海外については「中央学院大学在外研究員規程」により、長期在外研究員および短期在外研究員制度を設けている（資料 8-10）。国内については、「中央学院大学国内研究員規程」により、長期国内研究員および短期国内研究員制度を設けている（資料 8-11）。また、「中央学院大学サバティカル制度規程」により、専任教員が専門分野に関する資質および能力向上のため調査研究に専念できるサバティカル制度を設けている（資料 8-12）。

2020 年度秋セメスター（後期）からは、遠隔授業のさらなる質向上のため、Microsoft Teams の利用を開始した。Microsoft Teams ではテレビ会議システムを利用し、リアルタイムに学生とつながる同時双方向型遠隔授業や録画した授業を公開するオンデマンド型授業に対応すること等ができる。一方、自宅等での学習において、パソコン環境やインターネット環境が整っていない、または不十分な状況である在学生に対しては、PC 教室の利用を可能とし、学内 PC から遠隔授業を受講することも可能とした。

操作に不安がある教員を対象として、2020 年 9 月の 4 日間にわたって Microsoft Teams に関する勉強会を予約制にて開催した。さらに同月には全学 FD として「遠隔授業の質の向上」をテーマに二つのワークショップを開催した。ワークショップ A は同時双方向型授業について未経験である教員や不慣れな教員を対象とし、Microsoft Teams を使ったグループディスカッションやグループワークの授業例を取り扱った。ワークショップ B は同時双方向

型授業を前期に行ったか、後期に取り組もうと思っている教員を対象に遠隔授業の実践例について Microsoft Teams を利用した様々な授業例を取り扱い、情報交換などを行った。

また、2022 年度には中央学院大学社会システム研究所によりプロジェクト研究の公募を開始し、教員の研究活動の推進、活性化が行われている。2023 年度には「グローカルデザイン」、「危機の中にある境界地域」の 2 課題が採択され、両研究課題とも 2025 年度に 3 年目となり、研究成果をまとめる段階に入る。また 2025 年度に「スペインにおける闘牛の現在地」が新規採択され、新しいプロジェクト研究が始まっている。

- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）および「研究活動における不正行為等への対応等に関するガイドライン」（2014 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に対応するため、2016 年「中央学院大学における研究活動上の不正行為防止及び対応等に関する規程」、「中央学院大学研究倫理規程」、「中央学院大学研究倫理委員会規程」を制定し、さらに「中央学院大学の研究活動における管理責任体制」を示し、「中央学院大学研究活動行動規範」、「中央学院大学公的研究費不正防止計画」、「公的研究費を使用した役務の検収区分表」を策定した（資料 8-13～19【ウェブ】）。また、2017 年には、科研費をはじめとする外部研究費の使用ルールを明確にするため「中央学院大学科学研究費管理運用規程」を制定した（資料 8-20【ウェブ】、8-21【ウェブ】）。

これらの規程に基づき、学内の研究活動環境整備のために外部業者とコンサルティング契約を締結し、コンプライアンス教育、研究倫理教育に講師派遣を依頼し毎年実施しており、さらに学長発信の研究倫理の啓発活動としての情報提供が年 4 回行われている。また、日本学術振興会の研究倫理教育 e-Learning 教材の受講を全教員および担当職員に義務付け、修了証書の提出を求めている。

研究倫理に関する学内審査および学内の研究倫理に関する事項については、研究倫理委員会が担当している。

学生向け研究倫理教育として学習資料をポータルサイトに掲載し、大学院生に対しては、大学院生向け研究倫理教育 e-learning の受講を必須としている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへつなげているか。

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

キャンパス全体の整備については、財務部において定期点検を実施し、施設設備等の老朽化や学内の要望を考慮し優先順位をつけて長期的な修繕計画を策定している（資料 8-22）。その計画については、毎年度の事業計画に反映され予算計上のうえ実行に移している。

本学と委託業者との年間委託契約においては、定例報告会として前月の業務報告を現場業務リーダーが作成した資料に基づいて基本的に毎月開催している。また、図書館ラーニングルームで、電子黒板・ホワイトボードを使用したプレゼンテーションを行うゼミが多くみられる。コミュニケーションラウンジでは、人数により移動可能なテーブルを利用したグループディスカッションも頻繁に見られる。ラウンジでは我孫子市民等の来館利用も見られ、在学生だけでなく一般市民との交流の場として積極的に図書館利用を進めている。

学術雑誌は年1～2回、次年度購入予定の雑誌一覧表を作成して図書委員会で審議している。次年度購入予定の洋雑誌は書店からの見積書で購入を決定している。一般雑誌については定期的に学生にアンケートを実施し、その結果を参考に入れ替えを行っている。

学生会館 Via のリニューアルにより新設された「カフェエリア」、「ミーティングエリア」、「ラーニングエリア」、「リフレッシュエリア」の各エリアについては、リニューアル直後にアンケートを実施し、655名中 91% が満足と回答している（資料 8-23）。

- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果な取り組みへとつなげているか。

教育研究環境の維持・向上は、中・長期的な視点による対応が必要となるため、法人内の二つの高等学校を含む全体の事業計画のなかで、大学としての中期計画に基づき進めているが、適宜、関係部署、委員会等からの点検・評価の結果を活用し、研究等環境にかかる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげられるような体制づくりがなされているといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教育研究活動のための基本的な施設設備を整備し、管理も適切に行っている。研究活動促進については、研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等を行っており、研究倫理遵守への措置も行っている。

第7期の自己点検・評価によってその不備が指摘されてきた学生生活環境のうち、休憩場所の不足については、先述した通り学生会館 Via のリニューアルによって大幅に改善され、快適な環境が設けられた。

学内全体に無線 LAN が整備されているが、能力が十分ではないため、特に利用の集中する時間帯には実用的な利用ができない場合がある。教育に関する基本的なインフラであるため、一層の増強が必要とされている。教員個人研究費については、使用・支出に関する手引きが未整備であるため、そのルール化が求められる。特に、事前に起案、稟議が必要となる物品の購入手続きや海外出張における手続きなどが全教員に周知されておらず、その都度、事務部門への問い合わせをする現状があり、問題であると考える。図書館の資料収集では、全体の予算における海外学術雑誌の占める割合が増加しており、慢性的な書架の不足も生

じ、収集方針に則った蔵書の適切な更新が必要である。

現状、教育研究活動のための基本的な施設設備は整備されているものの、体育館の空調設備の未整備、学生の食環境の改善の方策が未整備であることが見受けられる。

また、2024年度末に研究棟1階の教員室の大幅な改修がなされた。

かつて星野リゾートの代表が定期的に自社の社員にむけて倒産確率を伝えていた。そこまでは必要ないかもしれないが、大学の状況、特に教育研究活動のための基本的な施設設備の整備計画や現状等は定期的に教職員と情報が共有できるようにする必要があると思われる。特に、1. 現状分析の評価項目②で述べたような図書館の予算執行状況の共有のような形で様々な情報共有がなされることが必要であろう。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2014年度の「中央学院大学に対する大学評価（認証評価）」において努力課題とされたいた「図書館に専門的な知識を有する専任職員が配置されていない」点については、2021年度に司書資格を有する専任嘱託職員を採用するだけでなく、新たなPDCAサイクルを確立することで改善の見通しが立った。また第7期の自己点検・評価において課題となっていた「学生の憩いのスペース確保」については、学生会館Viaをリニューアルしたことできく進展した。

キャンパス環境においてはCGUポータル、遠隔授業システムおよびPC教室の予約利用システムの確立や安全および衛生面での取り組みがなされている。図書館では学外から利用できるデータベースや電子書籍サービスの拡充、館内での閲覧可能エリアの確保に継続して取り組んでいる。

一方、未だにCGroundの有効活用、図書館の図書収容場所の確保や教員個人研究費の支出ルールの明確化、学生の食環境の改善などの課題が残されている。今後さらに「コンパクトだが快適かつ機能的なキャンパスの構築」をコンセプトとした教育研究環境のさらなる整備が必要であろう。

また、今後さらに学生自身が所持するノートパソコン、タブレット等のモバイルデバイスの授業内外での利用が見込まれ、通信量の増加への対応、電源等の整備が必要になり、こうした環境整備計画も迅速に作成されるべきだと考える。

そして、2.で述べたように、教育環境等の整備に関する計画、予算執行状況については、教職員に積極的に共有することにより、「コンパクトだが快適かつ機能的なキャンパスの構築」の理想の姿により近づくことができるのではないかと考える。

第9章 社会連携・社会貢献

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

(1) 方針の明示

本学では、教育・研究を通じて社会に貢献することができる大学、地域活性化に資することができる大学であり続けるため、社会連携・社会貢献活動に取り組み、地域社会に貢献していくことを重要な使命と考え、積極的な取り組みを行っている。

2020年度には、社会連携・社会貢献の活動に関する全学の方針として「中央学院大学の社会連携・社会貢献に関する基本方針」を策定した（資料9-1【ウェブ】）。この方針は、学内向けには教授会、研究科委員会、部課長会議等において教職員に周知され、対外的には大学ホームページに掲出することにより明示している。

本学では、この基本方針に基づき、生涯学習センターを中心に、継続して学びの場を提供するとともに、各学部・研究科、社会システム研究所等においても、地域に開かれた大学として社会連携・社会貢献に寄与する諸活動を積極的に実施している。また、国際交流センターを中心に、海外の教育機関との連携を図っている。

(2) 大学全体の社会連携・社会貢献に関する我孫子市・企業等との制度的連携

本学と我孫子市は、住みよいまちづくりの発展と優れた人材の育成を目指すことを目的とし、市のまちづくりの施策の推進と大学の目指す有能な社会人の育成に対して、お互いが協力し必要な施策に取り組むため、すでに早く2008年4月には「我孫子市と中央学院大学は住みよいまちづくりの発展とすぐれた人材の育成を目指す（協定書）」を締結している（資料9-2）。このとき同時に、本学と我孫子市教育委員会との間でも、子どもたちの創造性を育み、個に応じた教育の充実を図るため、市内小中学校における学習補助の一環として、学生ボランティアの活用を進める覚書「我孫子市教育委員会と中央学院大学との協定に係る覚書」も交わしている（資料9-3）。このように、地元市との間では、すでに十数年前から緊密な協力関係を築いてきている。

また、2014年6月には、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と協定を結び、連携大学として、こどものフィジカルリテラシー（“走る・跳ぶ・投げる”）を中心とする身体運動の基礎および応用能力）の世界共通プログラムの実施や

普及に寄与する具体的な諸活動をバックアップしている。日本で中心的なその普及活動を行っている本学法学部小林敬和教授は、同年以降毎年地元のこどもたちのためにあびこ祭（大学祭）でキッズアスレティックス体験イベントを行っているほか、都内多数の小学校や都立公園などに出向いてこどもたちのためにキッズアスレティックスを行っており、直近では 2025 年 6 月に墨田区立外手小学校で教職員や保護者向けの講演を行ったあと、子どもたちを対象に体験プログラムを実施した（資料 9-4【ウェブ】）。また、地元我孫子市の小学校でも同様のイベントを開催できるように調整が進められており、2025 年 9 月には我孫子市立湖北小学校での教員研修会が予定されている。

さらに企業との連携に関しては、2018 年 4 月に大塚製薬株式会社（東京都千代田区）との間で締結した「中央学院大学と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する包括協定」に基づき、災害時備蓄品の提供、本学運動部へのスポーツ栄養等の情報提供の他、ゼミでのマーケティング学習、あびこ祭（大学祭）やアクティブセンターと我孫子市とが共催で行っているオープンカレッジへの情報・商品提供などについて現在も連携を行っている（資料 9-5）。

（3）社会連携・社会貢献活動の推進状況

① 我孫子市および近隣市町や県との連携

まず我孫子市をはじめとする行政との連携としては、各種審議会や委員会等への委員の派遣が挙げられる。現状では以下の通りである（資料 9-6、9-7）。

我孫子市審議会等委員			2025年4月1日現在
対象	団体名	役割	氏名
教職員	我孫子市生涯学習審議会	委員	白水 智 教授(生涯学習センター長)
	我孫子市教育委員会文化財保存活用地域計画協議会	委員	白水 智 教授
	我孫子市国際交流協会（A I R A）	会長	大村 芳昭 学長
	我孫子市まち・ひと・しごと創生有識者会議	委員	林 健一 現代教養学部長
	我孫子市男女共同参画審議会	委員	土屋 耕平 教授
	我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会	委員長	増山 光洋 教授
	我孫子市情報公開・個人情報保護審査会	委員	高村 紳 准教授
	我孫子市補助金等検討委員会	委員	土屋 耕平 教授
	我孫子市環境審議会	委員長	齋藤 大輔 教授
	我孫子市水道事業運営審議会	委員	林 健一 現代教養学部長
	我孫子市特別職報酬等審議会	委員	白石 弘幸 教授
	我孫子市行政改革推進委員会	委員	田部井 彩 准教授
	我孫子市入札等監視委員会	委員	水間 大輔 教授
	我孫子市民プラザ指定管理者選考委員会	委員	野口 健格 准教授
	我孫子市公園坂通り施設活用事業者選考委員会	委員	大驛 潤 教授
	我孫子市商業観光まちづくり委員会	委員	山根 啓太 講師
学生	我孫子市平和事業推進市民会議	委員	閑 歩菜さん（法学部3年）

外部関係委員(我孫子市以外)

2025年4月1日現在

市町村	対象	団体名	役割	氏名
柏市	教職員	柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会	委員	木村 健登 准教授
取手市	教職員	取手市行政不服審査会	委員	田部井 彩 准教授
千葉県	教職員	千葉県私立大学短期大学協会	理事・監事	大村 芳昭 学長
東京都	教職員	東京都情報公開・個人情報保護審議会	臨時委員	田部井 彩 准教授
	教職員	日本高等教育評価機構	評議員	佐藤 英明 商学部長
			評議員	李 模憲 法学部長
	教職員	一般財団法人グリーンクロスジャパン	評議員	濱沖 典之 大学院研究科長
	教職員	国際経済連携推進センター	評議員	中川 淳司 教授
	教職員	日本学術会議	連携会員	皆川 満寿美 准教授
	教職員	学校法人大原学園教育課程編成委員会	委員	大村 芳昭 学長

このほかにも、我孫子市役所における学生インターンシップ、生涯学習出前講座（キャンパスメニュー）への教員の登録と派遣、大学図書館の開放、防災士および災害救援ボランティア育成事業における学内施設の貸出、各イベント等への学生ボランティアの派遣などに取り組んでいる。また、我孫子市と連携した高齢者等外出支援事業により、大学と駅までの間に専用の停留所を設け、高齢者等がスクールバスを無料で利用できるようにしていたが、これは残念ながら諸事情により現在は中止となっている。

自治体・企業・地域住民等のグローバル化への貢献に関しては、本学の外国人留学生を地域住民との交流会、地元国際交流協会、教育委員会、青年会議所、地域活性のための活動団体などに年間 30 名程度派遣する計画を立てている。2022 年度は新型コロナウイルス感染症によりほとんどのイベントが中止となつたが、我孫子市国際交流協会（AIRA）イベントに留学生 7 名が参加した。2023 年度には我孫子市国際交流協会（AIRA）イベントのボランティアに 4 名が参加し、2024 年度には AIRA スピーチ大会に 5 名、ジャパンバードフェスティバル通訳ボランティアに 3 名、アクティブセンター主催の留学生との交流会に 12 名、AIRA イベントのボランティアに 8 名が参加するなどの実績があった。ただ、年間 30 名という目標は達成できていない。

② 学部・研究科発の取り組み

授業においては、商学部・法学部において「ボランティア実習 I・II」を教職課程で開講し、主に地域の教育機関と連携して学校ボランティアを行う授業を開講している。現代教養学部と商学部では、「ボランティア学」「地域ボランティア実践」を通して、我孫子市の社会福祉協議会・国際交流協会・子ども食堂などからの講師を招いて実践例を聞く機会を設けているほか、それらの知見を生かした学生による実践までを授業として行っている。法学部では、「平和学」の一環として、学生だけでなく市民も参加可能な「我孫子市平和事業」に関する特別公開講座を行った。また、同学部のフィールドスタディーズコースでは、1 年次の館山合宿研修において、館山市にある NPO「安房文化遺産フォーラム」と連携した講義と実地研修を行っているほか、コース必修科目の「NPO・NGO 論」において 2016

年度より我孫子市社会福祉協議会と連携した講演と高齢者環境体験のワークショップも毎年実施している。

また、2018年度新入生より、教職課程で行っている介護等体験を拡大し、地域の福祉施設および特別支援学校との連携を深めている。教職課程では、従来から中学校社会科の免許取得のために必要な要件として「介護等体験」を実施してきたが、高等学校免許状取得希望者に対しても介護等体験を義務づけ、単位化することにした。教職課程で学ぶ学生の人間理解により一層の深みを持たせるために実施したプログラムである。これによって2年次に我孫子市内の社会福祉施設、3年次に我孫子特別支援学校での介護等体験を全員が受講することになる。

ゼミの授業の一環としては、法学部の清水正博教授が、地域ラジオ局のエフエム放送「かつか FM」(78.9MHz)で、毎月第2木曜日18時から1時間「中央学院大学 清水研究室ラジオ」がオンエアされている。

また、2023年度から新たに始まった創造的な取り組みとして、法学部の坂井亮太准教授を中心に推進している「地域連携カイギ」のプロジェクトが注目される。同時に発足した「地域連携カイギ」では、学生と教員が一体となって、地域・行政・企業との連携プロジェクトを開拓するだけでなく、多数の自主企画のイベントを実施しており、年間20件にのぼる地域・社会・産学連携の実施実績を通じて、教育資源となる地域の行政・企業・NPOと中央学院大学との新しいネットワークを構築している。

本プロジェクトの位置づけは、本学の中・長期計画第2期中期計画に謳われる「3. 社会連携・社会貢献活動の充実に向けた取り組み」や「自治体・企業等との包括的連携の推進」を具体化する施策となることである。これは、中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」において示された、複数の大学等と地方公共団体、産業界等とが恒常的に対話し連携を行うためのプラットフォームの構築にもかなうものである。

本プロジェクトは、開始1年目で地域連携・産学官連携を担う体制構築を完了し、学生団体（サークル）として登録、2023年度には文化連合会の加盟団体となり、2024年度には3学部から6名の共同顧問と70名の部員を擁した組織となっている。実質的な運営が学生主体で行われていることも注目点といえる。また、実際に下記のような実績を積み上げつつある（資料9-8）。

年月	連携先等	活動内容
2023年6月	まちづくり協議会	我孫子駅前AKBとの植栽ボランティア
2023年7月	我孫子市	我孫子市情報コーナーの設置・運営
2023年8月	地元経営者	我孫子100人カイギ運営ボランティア派遣
2023年8月	地元NPO	手賀沼トライアスロンのボランティア
2023年10月		学内熟議の開催
2023年10月	地元経営者	我孫子市100人カイギをあびこ祭で開催
2023年11月	まちづくり協議会	我孫子北口駅前マルシェの開催
2023年12月	地元アーティスト	イラストレーターによるデザイン講座
2024年1月	付属高校	経営者による目標設定セミナー

2024 年 1 月	付属高校、我孫子二階堂 高校、県立高校	高校でのリクルート
2024 年 3 月	まちづくり協議会	第 2 回我孫子北口駅前マルシェの開催
2024 年 3 月	我孫子市、NPO	我孫子桜まつり運営員会参加・開催
2024 年 4 月	地元経営者	学生の社会的起業プログラムへの参画
2024 年 7 月	我孫子市	我孫子市 PR サポーター就任
2024 年 10 月		我孫子市紹介映画の製作と上映
2024 年 12 月		千葉 TV 出演
2024 年 12 月	我孫子市立小学校	逃走ミッションゲーム
2025 年 3 月	まちづくり協議会	第 3 回我孫子北口駅前マルシェの開催

③ 高大連携・接続の取り組み

高大連携・接続については、これまで高校生が本学の授業に参加したり、本学教員による出前授業で講義を受けたりすることを通して、大学進学の意味や理解を深め、大学で学ぶことの意味や自らの進路に対して意識を高めるなど、高等学校における進路指導の一助になることを目的とする活動に取り組んできた。付属校となる中央学院高校や中央学院大学中央高校はもとより、近隣の高校などとも連携を行っている。

2024 年度におけるその概要は下表の通りである（資料 9-9）。

七ヶ年一貫教育（高大連携）実施状況

＜付属校＞

内容	対象校	詳細
ボランティア (手賀沼クリーンキャンペーン)	中央学院高校 中央学院大学中央高校	日程：8/4（日） 対象：任意参加 高校から19名、大学から40名程度参加 備考：8/11（日）のオープンキャンパスで振返りを実施
出張講義	中央学院高校	日程：8/21（水）～8/23（金） 対象：任意参加（本学志望の 3 年生が中心）
経理研究室 ワークショップ	中央学院大学中央高校	日程：8/25（日）オープンキャンパス内 対象：簿記部のメンバーが 2 名参加
出張講義	中央学院大学中央高校	日程：10/24（木） 対象：2 年生 ※本学以外も同時に実施
大学生による 我孫子の施策提案発表会 ※見学対応	中央学院高校	日程：11/23（土） 高校側で調整つかず、次年度検討
ゼミ体験	中央学院高校	日程：12/20（金）、23（月） 対象：本学志望の 3 年生中心
出張講義	中央学院高校	日程：3/12（水）、13（木） 対象：2 年生全員

<付属校以外>

内容	対象校	詳細
出張講義 (模擬授業)	つくば秀英高校	日程：6/28（水） 16:00～17:30 対象：1～3年生の希望者約60名
	藤代紫水高校	日程：7/31（水） 9:00～11:50（3コマ） 対象：任意参加 ※公務員を目指す3年生中心
	我孫子二階堂高校	日程：9/28（土） ※本学実施 対象：1～3年生の希望者約60名
ボランティア (バードフェスティバル)	近隣校	日程：11/3（日） 対象：中央学院高校、我孫子高校、柏陵高校から12名参加

④ 生涯学習への支援

生涯学習センターでは、生涯にわたり継続した学習活動を支援していくことを目的として、毎年多数の公開講座・セミナーを実施している。同センターは1990年に開設され、30年を超える歴史を持ち、これまでの受講登録者実績は9,000名を超えており。

公開講座等では、本学の特色を生かした経済学や法学関係の講座をはじめ、地域や受講生のニーズにあった語学講座、教養講座など様々なジャンルの講座、資格取得講座などを開講しており、広く社会人のキャリアアップを図るとともに、リカレント教育を支援している。土曜日や休日には、小学生・中学生を対象にした講座を開講するなど、若年者向けの講座にも意欲的に取り組んでいる。また、キャンパス内には託児所を設置しており、今後はリタイア世代だけでなく、子育て世代を対象とした講座を増やすことも計画している。

2022年秋期から始まった「1DAYピックアップ講座」は、本学教員が自身の研究分野についてわかりやすく解説するもので、大学の研究を直接地域に還元する講座として受講者の好評を得ている。本講座は、春期・秋期ともに開催しており、2025年度春期は4講座を実施済みで、秋期も4講座開催の予定としている。

このほかにも、我孫子市教育委員会との共催で、市民の健康講座や防災関連講座等の特別講座を開講しているほか、香取市においても、同市の要望により、20年以上前から本学の教員を派遣し、毎年市民向け講座を開講している。講座の実施状況は、2024年度の場合、下記の通りである（資料9-10）。

資料9-10 2024年度 香取市市民カレッジ講師派遣実績

回	期日			内容		講師
1	5月	18日	(土)	講 義	開講式	
					モンゴル国の水資源とバイカル湖	理事 サトウ ヒロシ 佐藤 寛
2	6月	15日	(土)	講 義	世界の薬局インド	商学部 准教授 が竹 上池 あつ子
3	7月	20日	(土)	講 義	「一寸法師に迫る」 ～自己中心的な男のサクセストーリー～	商学部 非常勤講師 ミナヨシ アツノア 皆吉 淳延
4	8月	17日	(土)	講 義	『源氏物語』を楽しむ	法学部 非常勤講師 ヤスダ ヨシヒト 安田 吉人
5	9月	21日	(土)	講 義	賀川豊彦の生涯と神の国運動 ～柔道家野村彦忠と賀川豊彦～	現代教養学部 教授 クハカリ トモフumi 黒川 知文
6	10月	26日	(土)	講義 学園祭	あやしい投資の見極め方教えます	法学部 教授 シミズ マサヒロ 清水 正博
7	11月	30日	(土)	講 義	講義（香取市で企画）	
8	12月	14日	(土)	講 義	中高年者の健康と運動・スポーツ ～フレイルにならないための運動と体操～	商学部 教授 ムラモト ノブコ 村本 伸幸
9	1月	18日	(土)	講 義	講義（香取市で企画）	
10	2月	15日	(土)	講 義	講義（香取市で企画）・閉講式	

また、一昨年度から新たに公的な履修証明プログラムの仕組みに則った講座を開設すべく準備を進めてきたが、2024年度中に準備が整い、「災害への備え」をテーマとして新年度から募集を開始した。今回開設する履修証明プログラムは、大規模災害と地域防災に資する人材の育成をテーマとするもので、我孫子市などの協力を得て実践的な内容を含む多彩な学びができるものとなっている。また、引き続いて2026年度に向けては「自然・森林」をテーマとした履修証明プログラムを開設すべく準備を進めている（資料9-11）。

⑤ 社会システム研究所の地域貢献

社会システム研究所では、2020年度から、地域がそのグローバルな繋がりを生かしながら、地域固有の歴史・文化・社会・自然環境などの資源を活用して地域の経済社会の将来を構想する、プロジェクト研究「グローカルデザイン」を立ち上げた。千葉県我孫子市を

含む 5 市町を対象に研究活動を展開しており、2024 年度には紋別市、東川町、花巻市、香取市と連携しプロジェクト研究を実施した。同研究所の中期目標として、学内の研究の活性化とともに地域連携のさらなる強化を挙げている。短期的にはグローカルデザインの研究と危機の中にある境界地域の研究を目標として掲げている。

(4) 国際交流事業

本学は、メンフィス大学（アメリカ）、北アリゾナ大学（アメリカ）、ワイカト大学（ニュージーランド）、淡江大学（台湾）、逢甲大学（台湾）、京畿大学校（韓国）、大邱大学校（韓国）、長春工業大学（中国）、大連外国语大学（中国）、モンゴル文化教育大学（モンゴル国）、アカディア大学（カナダ）と協力校関係にあり、海外で単位取得できる体験型授業の外国文化研究・海外語学研修（商学部・法学部）、異文化社会現地研修（現代教養学部）の派遣先等となっている（資料 9-12【ウェブ】）。

我孫子市国際交流協会（AIRA）とも協力関係にあり、本学の国際交流センターを窓口として、北アリゾナ大学学生交流会、国際交流スピーチ大会、あびこ国際交流まつり、ホームステイ等に参加（協力）している他、あびこホストファミリーの会（ワールドキャンプインターナショナル：WCI）に参加（協力）し、本学の施設を無償で貸し出している。また、本学文化系の部（サークル）が、世界各国の学生と交流する機会を一般市民と共に作り上げている他、我孫子市国際交流協会主催のスピーチコンテストに本学の学生が参加し、教員も審査員として関わっている。このように留学生との地域交流は進んでいるが、日本人学生の参加が少ないため、国際交流関連の強化策を具体化していく必要がある。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

毎年、各学部・研究科、生涯学習センター、社会システム研究所、国際交流センター、企画課、学生課が、各組織の強みを生かしながら、社会連携・社会貢献活動に取り組んできている。各組織では、定期的なスタッフ会議等において、活動の実施結果を点検・評価するとともに、地域のニーズを確認するなど、効果的な社会連携・社会貢献の方法などの改善策を検討してきたところである。

2018 年 10 月から始動した第 8 期自己点検・評価実施委員会以降、全学的な内部質保証

に関わる基本規程を策定し、日常的な点検・改善の基礎となる「部会」を大幅に拡充し、各学部、研究科、研究所、センター等のセクション別に内部質保証推進組織が整備され、大学機能の全体をカバーする形となった。

生涯学習センターでは、毎年秋に自己点検を議題に含む会議を開くことを規程で定めており、その場において組織のあり方や自己点検の方針等について話し合い、定期的な見直しを進めている(資料 9-13)。社会システム研究所においても、自己点検・評価方法の適切性について検討を行っており、国際交流センターにおいては、「国際交流中期ビジョンとPDCA 評価表」において点検を行っている(資料 9-14)。各組織とともに、社会連携・社会貢献の適切性について定期的な点検・評価を行うとともに、各部会からの点検・評価結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを全学的に継続的に行っていく方針である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所と特色

本学はこれまで、地域に根差した社会連携・社会貢献を様々なかたちで全学的に展開してきた。特に、生涯学習センターは 1990 年度に開設され、30 年を超える歴史を持ち、受講登録者は新型コロナウィルス感染症による活動休止期を挟んでも延べ 9,000 名を超えており、大学周辺地域における生涯学習活動の拠点として多くの人に親しまれている。

また、各学部・研究科における取り組みは我孫子市を始め、周辺地域団体からも一定の評価を受け、さらに、現代の地域社会が抱える多様な課題解決を担う人材の育成に対する期待が高まる中において、地域連携のあり方は前記したような多様な展開を見せている。例えば、2024 年度より我孫子市と連携してスタートした「大学生による我孫子の施策提案」では、初年度金賞をとった「スカイランタン」イベントが我孫子市の市制 55 周年イベントに採用され、2025 年 12 月に開催されることとなっている。今後は、この施策提案制度を本学の教育課程にうまく取り込んで継続させていくことが課題である。

今後は、各学部・研究科、社会システム研究所、生涯学習センター、国際交流委員会等の成果を活かしながら、それぞれの特色を生かした社会連携・社会貢献活動のさらなる展開を図っていく。こうした連携を深める施策の一環として、2023 年 6 月よりキャンパス内の学生会館 Via2 階に「我孫子市情報発信コーナー」を設置した(資料 9-15【ウェブ】)。

問題点

実績はありながら、本学では長く社会連携・社会貢献に関する全学的な方針が策定されていなかったが、2020 年度になって、教育・研究を通じて社会に貢献することができる大学、地域活性化の手助けができる大学であり続けるため、「中央学院大学の社会連携・社会貢献に関する基本方針」が策定された。今後は、この全学的な方針を受けて、より一層の社会連携・社会貢献活動を充実させていくための具体的な方策が問われている。

生涯学習センターは、市民に向けた大学の顔として大きな役割を果たしてきたが、講座等への参加が少ない子育て世代の参加を促進する方策を検討していく必要がある。また、2025 年度に入って履修証明プログラムの第一弾として「災害への備え」をテーマにした講座を開設したが、事前の告知が大きく不足し、また告知期間も短かったため、催行予定人

員に達せず、今年度の実施は見送りとなった。国の制度に基づいて大学の知的機能を発揮する有意義なプログラムであり、来年度に向けて広報の充実を図り、講座の成立を期したい。

なお、前回報告書にも記載したように、生涯学習センターに関しては事務組織上の問題が長年存在した。同センターは独立した組織になっておらず、数少ない事務スタッフが「社会連携・研究支援室」という組織の中で、生涯学習を主とする「生涯学習業務」と学的な「主に科研費等の外部研究助成に関わる業務」および「社会システム研究所関連業務」という全く内容の異なる3業務を全て扱う非常に無理のある不整合な組織になっていた。この体制を解消しない限り生涯学習・社会連携業務はうまくは運ばないことが明白で、そのため前回の自己点検報告書以来数年にわたり長く組織の改組を求めてきた。ようやく2025年度から生涯学習業務と研究助成業務・社会システム研究所業務が別部門に分離され、生涯学習センターは事務担当組織上は企画政策部社会連携グループとして業務に専念できる体制となったが、一方でこれまで学長企画部企画課が担当してきた学外との連携窓口業務も担うことになった。ただ、実質的に業務を担う職員数が管理職・非常勤を入れてわずか3名と少なく、休日出勤の多い部署としては苦しい状態にある。

国際交流の面では、留学生による地元自治体との連携において、年間30名の学生派遣を目標に定めているが、参加者は10名以内にとどまっており、目標が十分達成できていない。今後さらなる施策が必要と考えられる。

近年は学生の内向き志向が強まり、海外への留学などに応募者が少ない現状があり、それは同時に留学生との接触に対する関心の薄さにもつながっている。グローバルな視野が求められる時代状況の中、留学生を迎える本学としてもこの現状は好ましいものではない。留学生と本学学生との交流が学外での留学生と市民との交流をも盛り上げる前提になるであろうから、さらに留学生と日本人学生との交流を活性化させる施策が必要であろう。その意味では、国際交流センターが以前から提案してきた「グローバルラウンジ」の設置も有効であろう。新型コロナウイルス感染症の蔓延により延期になったままとなっているが、設置準備の再開が望まれる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学では、各組織がそれぞれの強みを生かしながら、社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んできている。また、我孫子市役所と包括協定を結ぶなど、大学の教育研究成果を社会に還元するための取り組みを推進してきた。

2020年度には、これまでの取り組み成果をさらに発展させていくため、社会連携・社会貢献に関する全学的な方針となる「中央学院大学の社会連携・社会貢献に関する基本方針」が策定され、その方針をベースに、各組織が社会連携・社会貢献活動をさらに推進するようになってきている。

問題点のところで記載した生涯学習センターをめぐる事務組織の改編は、全学的な組織改編の一環として行われるものであるが、これに関連していえば、2025年度からは国際交流センターが廃止され、既存の国際交流委員会が従前どおりその機能を担うことになった。果たして国際交流関係の施策が問題なく実施できるかどうか、その見極めが求められる。

前記した留学生と日本人学生との交流の場となるグローバルラウンジも、新型コロナウィルス感染症の蔓延による業務の滞りで進展していなかったが、再度検討を始める動きがある。新たな発展方策として推進してもらいたいと考えている。

近年 18 才人口の全国的減少と東京に所在する大学の入学定員規制緩和の煽りを受け、本学は受験者数の減少に苦しんでいる。第 8 期の自己点検・評価を通して改めて再認識したのは本学が小規模大学として地域に存立する意義であったが、かかる危機的な状況下でこそその意義は見直されなければならない。原点に立ち返り、地域と密着し、地域と連携し、相互に支え合い発展・深化していく関係を築かなければならない。その意味では、社会連携・地域貢献はより重要な大学の存立基盤となっていくであろう。2023 年度より始まった「地域連携カイギ」の試みや 2025 年度から進めようとしている生涯学習センターの地域との連携拡大方針は、現今的情勢の中でより重みをもつものになっていくと考えている。

第 10 章 大学運営・財務

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

2019年11月27日開催の評議員会・理事会において承認された「学校法人中央学院 中・長期計画策定に関する指針」を踏まえ、また、大学基準協会の2015年3月20日付け『大学評価（認証評価）結果』および2019年5月9日付け『改善報告書』の検討結果について（通知）を勘案し、「変化と多様性の時代にあって、自ら考え、未来を切り拓いてゆく人材の育成」を大学の長期ビジョン・テーマとする「CGU VISION 2030」を大学で策定し、さらにその目的達成のための具体的施策として「学校法人中央学院 中・長期計画 第2期中期計画」を策定した（資料1-13）。

この「第2期中期計画」は、2021年3月の評議員会・理事会における承認を経て、大学ホームページ等による公表を行い、内外に周知。2022年3月には冊子を作成し専任教職員と非常勤教職員に配布し、さらに同年6月1日に専任教職員全員を対象とした説明会を開催するなど学内関係者への内容理解を深める取組を実施した。

そうした流れのなか、2022年4月1日付で「中央学院大学 ガバナンス・コード」を、同年6月15日には「中央学院大学大学運営に関する基本方針」を制定しホームページ上に公開するなど、「中・長期計画」およびそれを実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有し、計画達成のための取り組みを進めている（資料2-3）。

- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

本学の運営については、従来から関係法令・規程に則り学長を中心に行われていたが、上述の通り「中央学院大学大学運営に関する基本方針」を2022年6月1日付で制定し、その中で運営体制等をより明確にした（資料10-1【ウェブ】）。

学長等の役職者、教授会等の組織については「中央学院大学学則」「中央学院大学大学院学則」に定められている（資料1-7、1-8）。

まず、学長の任務については「学則」第12条第1項により、「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。また、「学校法人中央学院寄附行為」第6条第1項第1号により自動的に理事となり、さらに常務理事（学務担当）に選任され理事会および経営会議の構成員となっている（資料10-2）。選任方法については、「中央学院大学学長選任に関する規程」「中央学院大学学長候補者選出に関する規程」に定められている（資料10-3、10-4）。

副学長の任務については、「学則」第12条第2項により、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定している。副学長については「学則」に規定はあったものの従来実際には置いていなかったが、2022年6月28日に任命方法や任期等を含めた「中央学院大学副学長規程」を制定し、同年10月1日付で川久保文紀法学部教授が副学長に就任している（資料1-20）。

学部長の任務については、「学則」第12条第3項により、「学部長は、学部に属する校務をつかさどる」と規定し、研究科長の任務については、「中央学院大学大学院学則」第8条第2項に「研究科長は研究科を代表し、研究科の運営をつかさどる」と規定している。学部長・研究科長の任期や選任方法については、「中央学院大学商学部長の任期及び選任に関する規程」「中央学院大学法学部長の任期に関する規程」「中央学院大学法学部長選挙規程」「中央学院大学現代教養部長の任期および選任に関する規程」「中央学院大学大学院研究科長選任規程」により定められている（資料10-5～9）。

「中央学院大学大学運営に関する基本方針」において、「I. 運営体制 1 学長のもと、大学の運営における 意思決定と組織間の連絡調整を図るため、学部長会議を置くとともに、教授会・委員会等との連携を図ります」とされている学部長会議は、「中央学院大学学部長会議規程」で詳細が定められている（資料10-10）。同規程第2条で「学部長会議は、構成員により学部長会および拡大学部長会に区分する」とされ、前者は学長、大学院研究科長、学部長及び大学事務局長をもって構成され、後者は学長、大学院研究科長、学部長、中央学院大学学則及び中央学院大学組織規程で定められた組織の長及び大学事務局長、事務の部長等をもって構成されている。審議事項は、同規程第4条により（1）大学の管理運営に関する学長からの諮問事項、（2）学術の研究、教育に関する学長からの諮問事項、（3）中央学院大学学則及び中央学院大学組織規程等で定められた組織間の連絡調整に関する事項と定められており、拡大学部長会の審議事項は、そのなかでも「組織間の調整が必要な事案等を対象とする」とされている。学部長会の審議および報告事項は必要に応じて教授会に諮問または報告されている。

学部教授会については「学則」第13条から第15条に規定するとともに規程を定めている。学部教授会の議事については、第14条に規定し、合同教授会については、第13条第3項に招集者と議事を定めている。さらに、それぞれの学部で「中央学院大学商学部教授会規程」・「中央学院大学商学部教授会運営要項」(商学部)、「中央学院大学法学部教授会規程」・「法学部教授会運営要領」(法学部)、「中央学院大学現代教養学部教授会規程」・「中央学院大学現代教養学部教授会運営要項」(現代教養学部)を、合同教授会については、「中央学院大学合同教授会規程」・「中央学院大学合同教授会運営要領」を定め、大学院商学研究科委員会についても、「中央学院大学大学院研究科委員会規程」を定めており、各々規程に従って適切な運営がなされている（資料10-11～19）。

以上の通り、本学は関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っており、また、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を規程上明確に定め、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っている。

- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

学校法人中央学院においては「学校法人中央学院寄附行為」により、理事会および評議員会の審議事項、理事長及び常務理事の職務が規定されている（資料10-2）。また、法人業務を統括、執行する機関として法人本部が設置されている。法人本部は、「学校法人中央学院法人本部規程」により理事長・常務理事をもって構成されるとされ、必要に応じて会議を開催する（資料10-20）。この会議を「経営会議」とすること、「経営会議」の職務として法人の業務の運営に関する重要事項の審議や理事会に上程する議案の決定をすることなど詳細については「学校法人中央学院経営会議規程」により定められている（資料10-21）。

学長は上述の通り、理事・常務理事（学務担当）として理事会および経営会議の構成員となっており、法人・大学間の意思疎通が図れる運営がなされている。

法人のチェック機能としては、後述の通り「学校法人中央学院監事監査規程」が制定され監事の機能が強化されたほか、2022年度の4月理事会から前年度（2021年度）の理事長、常務理事の業務に係る「法人自己点検・評価報告書」が提出され、「第2期中期計画」や諸課題についての状況報告がなされている（資料10-22）。2024年4月に行われた2023年度報告からは各高等学校長の報告も追加されさらに内容が充実した。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成については、①各部署重点事項確認およびヒアリング、②予算編成基本方針の決定（理事会）、③各部署からの予算要求およびヒアリング、④予算書原案作成、⑤予算書案の審議（経営会議）、⑥予算書案の承認（評議員会・理事会）の手続きを経て成案となる。

予算の執行にあたっては、10万円以上の支出を伴う場合には「学校法人中央学院起案規程」に則り、起案書における稟議を必要としている。また100万円以上の支出となる場合には起案時に合見積もりの提示を必要とする（資料10-23）。さらに500万円以上の契約については法人理事を含めた業者選定部会に諮る等、段階的な審議・承認を行っている。支払いにあたっては財務システムを用いて、適正に処理され管理・運営を行っている。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みについては、「予算編成重点事項要望書」に記載される前年度までの成果・効果の情報を基に、必要に応じて常務理事・校長等による各部署とのヒアリング（上記①③）により、事業内容および予算執行の状況確認を行っている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるよう、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るために、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織として事務組織を整備している。9の部・室、18の課等から構成された大学の事務組織は「学校法人中央学院事務組織規程」「中央学院大学組織規程」により定められており、学内委員会等との関連および運用については「中央学院大学事務局事務分掌規程」において定められている（資料10-24、3-4、10-25）。

ただし、部署により人員の不足が見られること、また業務の能率性向上や現在の事務組織の業務のあり方について一部無理があるではないかとの指摘があることなどを踏まえ、2023年度から事務組織再編の検討を進め、2024年度に学生サポートセンター事務課および国際交流センター事務課を学生課に統合し、2025年度からは部の下に課を置くことを改め

相互に業務を補える組織としてグループを置くこととした抜本的な再編を行うことにした。このことにより、あるグループが業務過多になったときに同じ部内の別グループが支援を効果的に行えるようになることが見込まれている。

- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるよう、教員と職員の協働・連携を図っているか。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携（教職協働）については、教務委員会等をはじめとする各種委員会および必要に応じて設置するワーキンググループ等において、従来から教員と職員が同等の立場により運営を行っている。

教員・職員の連携として、障害がある学生の支援については基本的に相談受付から支援希望等を確認する面接等は専門職を含む事務職員が担い、学生サポートセンター長、全学入試委員会委員長、全学教務委員会委員長、全学学生委員会委員長、全学就職委員会委員長（以上教員）、学生サポートセンター事務課から選出された職員1名、保健センターから選出された者1名、学生相談室から選出された者1名（以上職員）、その他若干名で構成される「障害学生支援ネットワーク」において具体的な支援内容が審議決定され、それに基づき教員・職員により具体的な支援や配慮が行われていることが、その一例として挙げられる。

- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備については、人事委員会が各部署の状況と必要とする人材を考慮し、部署における専門性が維持できる人員配置がなされており、事務職員採用の中期計画においては専門化への対応の必要性が確認されている。

なお、従前より学生相談の専門家としてカウンセラー、国際交流の担当として中国語対応の専門職、図書館に司書を採用しているが、2023年度には本学の情報システムを支援する委託業者の1名を採用した。

- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善については、永年にわたり「事務職員級別標準職務基準」および「学校法人中央学院職員人事委員会規程」に基づき職員人事委員会が適切に行って來たが、人事考課制度の一層の拡充に向け、2023年度にコンサルティングを導入した検討を行い、2024年度から新制度を試験的に導入した（資料10-26、10-27）。2025年度から本格的に運用することになる。

- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

教職員全体の SD については、その時々に課題となる事柄について教職員各々の知見の向上等を目的として、教員においては教育充実委員会が、事務職員においては総務部人事課がその中心を担い毎年度実施している。大人数が集まることに制限のあったコロナ禍においてもオンデマンドにより実施した。

具体的には、次の通り。

2021 年度

- ・リスクマネジメント研修

2021 年 8 月 18 日～9 月 17 日 オンデマンド研修として実施

受講者数 126 名/165 名

2022 年度

- ・DX 研修

2022 年 9 月 5 日～10 月 27 日 オンデマンド研修として実施

受講者数 124 名/160 名

2023 年度

- ・認証評価制度と大学の質保証の推進について

2023 年 6 月 21 日 対面開催、7 月 21 日までオンデマンド配信

受講者数 127 名/162 名

- ・ハラスメント対策研修

2023 年 11 月 13 日～12 月 12 日 オンデマンド研修として実施

受講者数 112 名/162 名

- ・メンタル・セルフケア研修

2024 年 2 月 8 日～3 月 7 日 オンデマンド研修として実施

受講者数 101 名/162 名

2024 年度

- ・大学 FD・SD 「なぜ定員割れが怖いのか」

～本学定員割れに関する現状把握および今後の改革の方向性～

2024 年 6 月 19 日 対面開催、7 月 3 日までオンデマンド配信

受講者数 148 名/156 名

- ・チームビルディング研修

2024 年 10 月 21 日～11 月 20 日 オンデマンド研修として実施

受講者数 116 名

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んで

いるか。

- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

監事による監査および監査法人による財務監査は監査結果の報告や意見交換を行う理事長・監事ディスカッションを含め毎年度ごとに計画的に実施されているが、2019年度からは、監事により会計監査に加え業務監査が行なわれている。さらに2023年度からは2022年3月23日に制定された「学校法人中央学院監事監査規程」に基づく監査が行われ、監査結果については理事長に報告されている（資料10-22）。

また、理事会・評議員会において、出席している監事に毎回意見を聞く機会を設けている。

- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学の教育研究活動及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果をもとにした教育研究活動等の自律的・継続的な改善（「内部質保証」）を推進させることを目的とする「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」を2019年5月31日に制定し、2022年4月1日に改正施行した（資料2-4）。

同規程では、①必要な情報を集約し、本学における内部質保証システムを有効に機能させる責任を負い、学長及び自己点検・評価実施委員会に改善の内容・経過・結果を隨時報告する「大学質保証会議」、②自己点検・評価を推進する「自己点検・評価実施委員会」、③学部・研究科・センター等各組織の自己点検・評価を行う「自己点検・評価実施委員会部会」、④各部会の点検・評価結果を全学的観点から検証するため、自己点検・評価実施委員会内に置く「全学検証委員会」、⑤内部質保証の客觀性を担保するために置く「中央学院大学外部評価委員会」を組織することとした。同規程に則り、2022年度からは自己点検・評価実施委員会の各部会で作成された報告書が全学検証委員会で吟味・検証され「自己点検・評価に基づく報告・改善要望書」としてまとめられて計画や改善の進捗状況とともに大学質保証会議に提出され、大学質保証会議はその課題に取り組みその結果を自己点検・評価実施委員会に報告するという、「大学運営に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状

や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握し、点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む」PDCAの流れが明確化された。その結果、徐々にではあるが改善が進められている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

従来から本学では、法人・大学とも必要な所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を規定等で明示し、また、それに基づき一定程度適切な運営を行なわれているが、2021年度の大学評価ならびに認証評価の結果を受け、大学に副学長を置き、法人・大学とも自己点検・評価とそれを踏まえたPDCAサイクルの取組が一層進められる等、さらなる改善が進められている。

一方で、例えば事務組織の改編や事務職員の人事考課制度の導入等、改善への取組は近年始められたものも多く、その定着や効果が表れるためには継続的なかつ組織的な努力が必要と考えられる。

また、中期計画等に挙げられた目標や課題について、例えば、事務局における「DX推進」が課題として挙げられたもののその後解決の期限や課題解決に至るための段階的な詳細計画の策定がなされておらず、給与明細のペーパーレス化等部分的にしか進んでいない等、解決までに至らないものも一部見られている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

上記の解決が進まない問題点については、上述の通りその課題改善にむけた具体的な解決の期限を定めてそこに至るための段階的な詳細計画を策定することにより進捗が進むものもあると考えられる。現在の中期計画については2025年度が区切りとなることから、今後これらの問題点を検証し、次期中期計画を策定するとともに計画実現をより高めるための取組をする必要がある。

また、厳しい入試状況やドロップアウトへの対応のためには学習面・経済面・生活面等多角的な支援等対策が必要と考えられることから、教員・職員のさらなる協働的取組が重要であると思われる。

第10章 大学運営・財務（2）財務

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

学校法人中央学院には、中央学院大学、中央学院大学中央高等学校、中央学院高等学校があり、本学の財務を考えるにあたっては法人全体の財務を視野に入れる必要がある。

本法人では、2012年4月に第2次財政安定化協議会を発足させ、その「財政改善部会」から、予算編成方法の改善策、支出削減方法の具体策、収入確保のための対策、中・長期計画の策定などについての答申が提出され、「長期ビジョン及び中・長期計画－第1期－」の中で財政計画を策定した（資料10-28）。その内容は、（1）安定した収入の確保、（2）経費の抑制、（3）施設・設備の入替修繕計画を柱としており、さらに資金収支予算書、事業活動収支予算書を予測的に明示したものとなっている。学生生徒等納付金（収入）や教育研究経費（支出）に大きく関わる学生数の推移については、数パターンのシミュレーションを行いながら作成した。2021年度からは「第2期中期計画」において、本法人としての教育事業の充実のための財務戦略の具体的な指針を示し、財務状況の向上・改善を前提とした「中・長期の資金計画（資金収支、事業活動収支計算書）」に基づき、安定的な財政基盤を図っていくこととした（資料10-29）。

また、単年度黒字の目標達成等で適切な財政計画の策定が可能となり得るよう、下記4つの財務比率による指標と目標に重点をおき、年度ごとに経営状況の判断を行っている。2019年度以後は好調な数値を得られ、2017年4月に立案した計画に比べ、項目ごとにばらつきはあるものの、全体としてはより良い結果と単年度黒字の目標を達成している。

〔財務比率による指標と目標〕

1. 事業活動収支差額比率＝基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入

目標：プラス維持	2020年度決算：+5.04%
	2021年度決算：+8.76%
	2022年度決算：+3.30%
	2023年度決算：+5.53%

2. 経常収支差額比率＝経常収支差額÷経常収入[教育活動収入+教育活動外収入]

目標：プラス維持	2020年度決算：+3.21%
	2021年度決算：+6.82%
	2022年度決算：+2.93%

2023 年度決算：+0.50%

3. 純資産構成比率＝純資産 ÷ (総負債 + 純資産)

目標：85%以上	2020 年度決算：85.41%
	2021 年度決算：86.35%
	2022 年度決算：87.22%
	2023 年度決算：87.35%

4. 流動比率＝流動資産 ÷ 流動負債

目標：100%以上	2020 年度決算：176.89%
	2021 年度決算：221.39%
	2022 年度決算：232.46%
	2023 年度決算：181.14%

ただし、目標は達成しているものの、2023 年度決算を同規模大学法人の平均と比べると、補助金比率（本学：16.71%、平均：13.10%）は上回っているが、経常収支差額比率、純資産構成比率については数値が下回っており（同規模大学法人の平均：経常収支差額比率 1.50%、純資産構成比率 88.0%）、また積立率（本学：39.63%、平均：69.9%）はより大幅に下回っているのは課題である。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保する取り組みとして、予算編成においては、法人傘下の高等学校も含め予算執行段階で厳しい査定を通じて予算管理を行っている。

収入については、2021 年度までは入学者数の確保により学生生徒納付金収入が増加した。さらに 2024 年度入学者からは学費の改定を行っている。その他の収入については、文部科学省等による補助金・科学研究費補助金等外部資金の獲得、安全性と収益性の二面に考慮した資産運用および継続的な寄付金募集により収入の増加を図っている。寄付金収入については 2021 年度以後顕著な増加が見られている。

なお、財務基盤の確立に向けては 2019 年度以後事業活動収支の均衡に改善がみられたものの、2023 年度においては大学入学者の減少に伴い教育活動収支差額がマイナスに転じて

おり、不安要素となっている。また、金融資産の特定資産積立について、減価償却引当特定資産が充足率 16.7%、退職給与引当特定資産が充足率 82.9%と不足していること、さらに負債比率が同規模大学と比べて 0.9%高いのも懸案材料となっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

様々な取り組みにより当初計画より良好な決算であったこと、また、補助金収入・寄付金収入が増加しているのは良い傾向である。

一方で、全体の財務状況は 2022 年度までは比較的堅調であったが、同規模他大学平均を下回る項目が見られること、また、前年度から入試志願者・入学者が大幅に減少した 2023 年度は学生生徒納付金収入が減少し全体の減収につながっていること等については財務改善の不安要素となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

上述の通り本学の財務状況は 2019 年度から改善していたが、2023 年度に陰りが見られ、2024 年度以後も学生確保に改善が見られずさらに厳しさを増している。

根本的には、入学者の確保および退学者等の減少への取り組みが必要であるとともに、引き続き授業料以外の収入確保への取り組みが必要である。

終 章

終章

2014（平成 26）年度に受けた大学評価（認証評価）では 10 項目にわたる厳しい指摘を受けた本学は、第 7 期・第 8 期の自己点検・評価実施委員会の取り組みにより、大きな改善が進められ、その結果として、2021（令和 3）年度の大学評価では、指摘が 4 項目に減少した。その主な内容は、「内部質保証システムの有効性」、「規程と異なる組織運営」、「大学の財政運用」に関する事項であった。これらの指摘は本学にとって重要な契機となり、組織運営に関する規程の見直しと遵守を徹底するとともに、副学長の任命によって内部質保証システムの運用方法を明確化することができた。さらに、大学運営における改善・向上に向けて PDCA サイクルを確立し、「学校法人中央学院 中・長期計画 第 2 期中期計画」の進捗を確認しながら、内部質保証活動を自律的かつ着実に推進していく体制を確立することができた。一方で、点検・評価の方法については、部局ごとにばらつきが見られるという課題も明らかとなり、現在も継続的に改善を進めているところである。

また、自己点検・評価の過程で「学生数の安定的確保に向けた取り組み」が喫緊の課題として浮上した。この課題は、第 2 期中期計画の目標である「学生受け入れの充実」および「財政基盤の安定化」と直結するものである。近年の入試状況を踏まえ、安定的な入学定員の確保は大学全体にとって極めて重要であり、入試広報部や学部単位にとどまらず、大学全体で状況を共有し、効果的な方策を検討・実施していく必要がある。さらに、各学部においても「選ばれる大学」を目指し、特色を生かしたカリキュラムの改編を進めている。法学部では 2026（令和 8）年度から、商学部と現代教養学部では 2027（令和 9）年度から新カリキュラムを導入する予定である。

そして、2025（令和 7）年度は第 2 期中期計画の最終年度を迎える。このため、本報告書は計画達成の状況を確認するとともに、新たな課題を精査する上で極めて重要な役割を担っている。特に、第 3 期認証評価において「長所」として提言があった「学生支援」については、第 7 章のまとめで述べられている通り、人員不足や事務組織再編により、前回高い評価を受けた支援体制の質を維持できるかが課題となっている。次期自己点検・評価実施委員会においては、第 2 期中期計画の振り返りとともに、「CGU VISION 2030」の実現に向けた第 3 期中期計画に基づいた点検・評価を進め、さらなる本学改革と改善を進めていく必要がある。

資料

2025年3月11日

大学質保証会議
副学長 川久保 文紀 様

第9期自己点検・評価実施委員会
委員長 齋藤 大輔

自己点検・評価（2024年度実施）に基づく報告・改善要望書

今年度の自己点検・評価については、2024年6月26日開催の自己点検・評価実施委員会全体会議において確認した2024年度の課題等に基づき、これまで自己点検・評価実施委員会の各部会による点検・評価を行い、その結果を基に、全学検証委員会による検証作業を行ってまいりました。一連の点検・評価作業の結果として、今年度の各部会における自己点検・評価活動を報告し、今後取り組む方策や改善すべき課題をまとめました。下記にとりまとめました改善すべき課題に対してのご対応をお願いする次第です。

記

1. 各部会における自己点検・評価活動の総括

今年度の自己点検・評価においては、学生確保のために各学部でのカリキュラム改編に着手する等、「学校法人中央学院 中・長期計画 第2期中長期計画」の進捗状況を確認しながら内部質保証に係る活動を自律的かつ着実に実施してきたところである。しかし、今年度の入試状況は芳しい結果ではなく、学生確保に関してはより深刻な状況であることが特に確認されたところである。中でも、自己点検・評価における改善点として、「学生数の安定確保」、「研究・教育の充実」、「情報化(DX化)」という観点からの課題の存在が多く確認されたところである。こうした課題については、本委員会において点検・評価や改善策の提言などを進めていく方針ではあるが、大学としての方針や考え方を示されなければ進めていけない部分も多々あることから、改善に向けての指示をお願いしたい次第である。

2. 新たな検討課題・要望事項

全学検証委員会において、全学的観点から、自己点検・評価実施委員会の各部会から報告された点検・評価結果および大学への要望事項等について、確認・検証を行った結果、新たな検討課題・要望事項は、次のとおりである。いずれにおいても、本学の教育・研究の質の向上および大学運営の充実に係る事項であるため、速やかに対応策を検討いただき、ご指示をお願いしたい次第である。

①学生の安定確保のための本学の方針

今年度の入試状況は昨年度よりもさらに厳しい状況であり、学生確保に関する対策をより強化する必要が示されたところである。すでに学長より「緊急事態宣言」が出されているが、大学としての入試対策方針が明確に示されず、入試部会と各学部に対して入試対策

を行うよう指示が出ているだけであり、それぞれが考えられる対応を行っているところである。しかし、今年度の入試状況をみると、入試対策が十分であるとはいせず、更なる対策が必要であることが示された。この非常事態を大学としてどのように乗り越えていくのか、大学としての対策方針を明確に示していただき、教職員が同じ方向を向いてこの非常事態を乗り越えていけるよう、学長を中心となり全学的に協力して進めていく体制を検討していただきたい。

②基盤教育の再編の方針とカリキュラム改編

現在、3学部においてカリキュラム改編が進められている。それぞれの学部で検討され、カリキュラム改編の実施時期においても学部ごとにバラバラであるのが現状である。さらに、全学的に基盤教育を共通化し、再編するための検討が開始されたところである。基盤教育の再編は、現在、各学部で行っているカリキュラム改編にも影響するものであり、特に、大学の方針と学部の方針が異なると学部に混乱が生じ、カリキュラム改編のやり直しにもなりかねない。このため、基盤教育の再編においては、早急に方針や計画を明確にしていただきたい。例えば、3学部で行っているカリキュラム改編の足並みを揃え、大学全体をリニューアルするということも考えられる。高校生にどのようにアピールしていくと考えているのか、大学としてのカリキュラム改編の考え方を示していただきたい。

③カリキュラム改編における教員採用について

前述の通り、現在、3学部においてカリキュラム改編が進められているところである。カリキュラム改編により新たな分野の専任教員や非常勤教員が必要になる場合も考えられる。現在は退職により退職者と同じ分野の教員を補充することが行われているが、カリキュラム改編に合わせた柔軟な教員採用が行えるよう対応していただきたい。

④情報演習科目の SA 制度の導入について

PC教室等での情報機器の利用を伴う演習科目において、受講者が25人を超えるような場合、教員一人では、演習中の質問に対する指導が行き渡らない状況が頻繁に発生している。したがって、情報機器の操作等をサポートする学部学生アシスタントの導入を制度化していただきたい。この制度を導入することで、受講学生の授業満足度も高まり、かつ、アシスタントとなった学生については、情報技術に関する優れた実践能力の育成にもつながる。

⑤学部予算の導入について

各学部において、学部の特色を出すために様々な教育が行われている。現在は、「特色ある教育活動に対する特別補助」による予算の申請により、授業における予算申請が可能となっている。しかし、この補助の予算には限りがあり、申請しても必ずしも補助を得られるとは限らず、学部としての特色を生かしきれていないのが現状である。今後の学生募集の観点からも、学部における特色を發揮していくことは必須であり、学部として学部長裁量で自由に使える予算の導入を検討していただきたい。

⑥母語が日本語以外の入学者（日本の高校に通っていた外国籍の学生等）への対応

現行、留学生入試の区分で受験した者は留学生カリキュラム、一般の入試区分で受験した者は一般カリキュラムでの就学が自動的に義務付けられている。しかし、受験生の多様化に伴い、一般入試区分の学生の中にも日本語を母語としない者が散見され、留学生入試区分の学生の中にも母語話者と変わらない日本語能力を持つ者が見られるようになってきた。個々の学生のニーズに「STAND BY YOU」の精神で寄り添うためには、入学生の使用言語を入試データから教学システムにスムーズに移行し、関係各所で適切に共有する仕組みづくりが必要になる。

⑦教員の研究活動の活性化について

社会システム研究所において、プロジェクト研究の学内公募が行われているが、応募者が少ないので現状である。これは、学生確保を目的とした教育の充実のために割く時間の増加や学内業務が多様化したことにより、研究活動に割ける時間が減少し、研究活動の不活化が起きていることの表れのひとつであると予想される。大学の財政状況が厳しい中で、研究活動のために予算確保をしていただいているにもかかわらず、研究支援を有効に活用できていない状況であるといえる。プロジェクト研究を活用して研究成果をあげ、外部研究費の獲得につなげていくことが理想である。現在は、学生確保の点から教育の充実に目が向けられがちであるが、研究活動の活性化は大学力を向上させる一つの要因であり、大学のブランド力の向上につながり、結果的に学生確保につながる。したがって、教員の研究活動を活性化させ、プロジェクト研究が活用されるよう、研究しやすい環境づくりをしていただきたい。

⑧教室の情報化

近年、授業における情報化が進み、教員の多くがPCによるプレゼンテーションを用い、Microsoft Teamsを使用した授業が増加している。特に、本館のゼミ室においてはプロジェクタやスクリーンの設置がされておらず、アクティブラーニング室においては、使用したくても使用したい教員が重複し使用できないといった状況となっている。本学は情報化においては非常に対応が遅れているのが現状であることから、情報機器を使用した授業が行えるよう情報機器の充実を検討していただきたい。また、現在設置されている教室の機材においても収納ボックスの破損が複数の教室で生じているので新たな機器への改修もあわせて検討していただきたい。

⑨教室環境の改善

教室の空調環境においては、夏期の5号館の教室では空調が効きすぎて寒い、冬期の本館のゼミ室においては特に5限において空調が効かず寒いという声が上がっている。本学の空調は集中管理されており、教室単位での調整ができないのが現状である。教室の空調環境に関しては、学習に影響することから、学生が学習するために適した室温となるよう対応を検討していただきたい。

⑩大学全体のバリアフリー化および安全確保の推進

昨年度の改善要望書においても大学全体のバリアフリー化の推進に関する要望を上げ、「法人と協議のうえ、比較的容易に改善できる箇所については、順次、本学における施設修繕計画に組み入れていく」と回答を得たところではあるが、学内のバリアフリー化に関しては一向に進んでいるようにみえないのが現状である。2024年4月より改正障害者差別解消法が施行され、大学においても合理的配慮の提供が義務化されている。在学生の中にも車いす利用者がおり、2025年度においても車いす利用者の入学が予定されている。このため、大学内のバリアフリー化の推進は急務である。障がいの種類によっては教室にアクセスできないということも生じることから、本学における屋内・屋外のバリアフリー化に関する方針・計画・進行状況などを示していただきたい。

また、冬期は5時限目の終了時は日没後となりキャンパス内（屋外）が非常に暗い。特に、正門から研究棟にかけての中庭に関しては暗い照明しかない上に、特に石畳の場所においては地面に段差が多数あり、学生が転倒して怪我をしたという報告を受けている。バリアフリー化のみでなく、学内の環境を見直し安全確保についても見直しを行い、対策していただきたい。

⑪CGU ポータル改善の意見集約の仕組み構築

教学システムは、学生と教員が出席情報を共有することを主たる目的の一つとするが、現行の仕様では、教員が記録した「遅刻」や「早退」等の情報が一切捨象され、学生から見ると「出席」や「欠席」の別しか表示されていない。そのため出席率を厳密に管理しようとする一部のクラスでは、教員と学生間で出席率の認識に齟齬が生じるケースが発生している。厳格に出席管理を行い、教員と学生間で明示的に共有することを全学のルールとする以上、CGU ポータルのこのような仕様は、可能な限り早期に改善されるべきものと考えられる。また、このような CGU ポータルの仕様やインターフェイスに関する改善要望は他にも多く寄せられることが想定されるため、窓口を定め、費用対効果を踏まえた改善の可否のフィードバックも必要になる。

⑫国際化への対応

国際化が進み、外国人と交流できる場を学生に提供することが今後は重要となってくる。このため、学生が外国人と交流できる場としてグローバルラウンジの検討が進められてきた。コロナ禍により検討が停滞していたが、コロナ禍も明けたことから、グローバルラウンジの実現に向けた検討を再開していただきたい。

⑬図書の除却

図書館においては、蔵書が増え書架が限界に達している。新旧の蔵書の入れ替えをスムーズに行っていくために、蔵書の除却手続きが容易となるようにしていただきたい。

⑭オープンアクセスに関する取り組み

文部科学省において2024年3月26日～5月8日までに「オープンアクセス加速化事業」の公募が行われ、オープンアクセスに係る全学的なビジョンに基づく事業計画等を策定し

ている大学等を対象に助成が行われたことからも、今後はオープンアクセスについては文部科学省から指導があるものと考えられる。本学においては、オープンアクセスに関する全学的なビジョンが示されていないのが現状である。今後の助成金にも影響する項目となり得ることから、本学におけるオープンアクセスに関するビジョンを示すとともに、オープンアクセスポリシーの作成、仕組みや取り組みについての検討・公表を検討すべきである。

⑯アセスメントテスト（GPS-Academic）の受検率向上の取り組み

アセスメントテストにおいては、大学評価・IR推進室の働きかけにより、年々受検率が上がっているところではあるが、学年が上がるにつれて受検率が低下しているのが現状である。今年度は、1年生はプライムセミナーでアセスメントテストの重要性を示し、受検の促しを行ったことにより、3学部平均で95.3%の受検率となった。しかし、2年生は42.6%、3年生は46.1%、4年生においては18.2%という結果であった。2年生以上の受検率を向上させるためには、受検の意図や意味を学生に理解させ、活用や学生へのメリット等を明確に示すことが重要となる。大学として学生に対してアセスメントテストの受検の意図や意味、活用方法やメリットを示していただきたい。また、大学としてデータをどのように活用していくのか、プライバシーポリシーを示していただきたい。

⑰学生データの活用について

学内の学生データが分散しており、一元管理となっていないのが現状である。学生データに関しては、一括で管理し、必要なデータに関しては、有効に活用できるようにしていただきたい。また、教員が必要なデータを閲覧・使用する場合にはどのような手続きをすればデータを使用できるのかが示されていない。学生データを使用したい場合には、どのような手続きを行えばよいのかを明確に示していただきたい。大学として学生データを有効活用できる体制を整える検討をしていただきたい。

⑱アンケート結果の回答について

これまでに学生に対して様々なアンケートが実施されている。学生委員会からは学長に学生からのアンケートに対する回答を求めているところであり、スクールバスや空調等についてもどのような理由で対処できないのかを明確にする必要性があると報告を受けている。集約されたアンケート結果に対して、大学としての回答がなされていないのは、学生の声を無下にすることになる。大学として学生から挙がってきた声や意見に対して回答を行っていただきたい。特に、スクールバスの問題においては、学生のみならず教員からも増便して欲しい、時刻表を確認しなくても済むように毎時定刻運行をしてもらいたいなどの声が上がり続けている。これまでに大学として最善の対策を行っているにもかかわらず、このような声が上がり続けているのは、学生や教員に対してしっかりと説明がなされていないためである。したがって、スクールバスの問題については、学生や教員に対してしっかりと説明をし、理解を求め、対応策を示す必要がある。説明した上で納得が得られない場合には、大学、学生および教員が協力し、問題の解決策を検討していくことが必要となる。スクールバス問題を例として取り上げたが、学生や教員からの要望に対

して大学の対応に限界があり、説明しても納得が得られない場合には、大学、学生および教員が協力して問題を解決していく仕組みについても検討していく必要がある。

⑯職員の人員不足について

事務組織が改編され、2025年度から新組織形態となるところであるが、特に学生支援を行う部局において人員不足が目立っており、学生対応が十分にできる状況にあるとは言えないのが現状である。特に、学生相談室においては、常勤のカウンセラー1名が様々な業務に対応しており、以前月1回来校されていた精神科医がいない状況である。支援が必要な学生は増加傾向にあり保護者の相談も増加する中で、障がい者への合理的配慮の提供の義務化に対応していくことが厳しい状況にある。さらに、学生サポートセンター、就職課などからも人員不足であるという声が上がっている。「STAND BY YOU」の精神で学生に寄り添っていくためには、必要とされる部局には人員補充を検討していただきたい。

⑰食環境の改善

食環境においては、昨年度の改善要望書でも取り上げられ、「コロナ禍を挟み進展しておらず、今年度中に何らかの対応を行いたい。」との回答をいただいたところであるが、食環境においては一向に改善される兆しがみられていないのが現状である。他大学で学生の食環境を改善することで、学生の募集に成功している例もあることから、本学においても対策を行うことを検討していただきたい。また、授業期間外の食環境においては、華和あるいはユニマットのいずれかが昼の時間限定で営業しているだけであり、セブンイレブンも閉店しており、売店すらないことから授業期間外の食環境についてもあわせて検討していただきたい。

⑱入学式・卒業式の式典について

本学の入学式と卒業式は、非常に形式的な式典であり、学生が楽しむ要素がみられない。2025年度の入学式および卒業式からは、学生が参加する形での式典に改善されることが検討されているところではある。入学式においては大学が楽しい場所であること、卒業式においては大学が楽しかった場所であることが振返れる場となるような式典となることで大学への愛着も生まれる。在学生の力を借りることも有効である。他大学においても様々な工夫をしていることから、他大学での実施状況も参考にしながら、本学にふさわしい式典となるよう改善していただきたい。

⑲本学の在り方について

本学は、3000人規模の小規模大学であり、地域に根差していることがメリットであると考えられるが、本学が目指すところはなんであるのか、大学の存在意義は何か、どうありたいのかについて、大学としての考え方を明確にしていただきたい。

⑳課題提出の仕組みについて

改善要望書における改善点においては、自己点検・評価実施委員会の年次報告を基に、改善点を集約しているが、どの部局にも関わらない問題も散見している。今年度の改善要

望書においては、食環境、スクールバス、入学・卒業式についての問題を取り上げたが、これらは各部局の報告とは別に上がってきた要望である。このような課題についての改善要望も挙げていく必要があることが委員会で確認された。今年度の改善要望書においては委員長の判断で必要と思われるものを取り上げたが、どの部局にも関わらない、または部局をまたぐ問題に関する問題を取り上げる仕組みを検討していただきたい。

以上

外部評価報告書

中央学院大学外部評価委員会

中央学院大学に対する外部評価によせて

令和 3 年 4 月に発足した中央学院大学外部評価委員会は、中央学院大学の自己点検活動に対する評価を 4 年間続けてまいりました。

その間、令和 3 年受審の大学基準協会による第 3 期認証評価において受けた是正勧告や改善課題に対しては速やかな対応が行われ、内部質保証と自己点検に係わる学内体制と諸規程を整え、多様な改善に取り組んできた努力が見受けられました。

特に副学長の導入をはじめとして、大学質保証会議の設置、大学 3 ポリシーの制定やカリキュラムマップの策定など、各種の新しい取組みが実現されました。とりわけ、令和 6 年度には地元我孫子市との連携による「大学生による我孫子の施策提案」がスタートし、提案の一つが我孫子市の市制 55 周年事業に採用されたことはたいへん喜ばしいことです。

一方、外部評価委員から指摘され続けている課題として、学食の充実、安定した学生募集に繋がる入試広報のあり方、課題の解決・改善に向けた進捗管理手順等、解決されるべき課題はまだ多く、対応が不十分と思われる部分も見受けられます。

次の第 4 期認証評価に向けては、前回高い評価を受けた学生支援の部分をさらに発展させつつ、外部評価委員会で意見が多く寄せられた課題については、ぜひとも改善に着手していただき、地域に根差した大学として、大規模校には真似のできないきめ細かい教育活動が引き続き中央学院大学で実践されることを、大いに期待いたします。

中央学院大学外部評価委員会
令和 6 年度委員長代行 青木 章

中央学院大学外部評価委員会 委員一覧

委員長：柳下 公男（中央学院大学名誉教授）

委 員：青木 章（前我孫子市副市長）

寺田 幸司（元茨城県高等学校教諭、茨城県学校剣道連盟 名誉会長）

松本 康人（株式会社寝室デザイン研究所 代表取締役）

村越 孝一（我孫子市商工会会長）

望月 敏江（中央学院大学名誉教授）

米田 正巳（公認会計士、元中央学院大学大学院商学研究科非常勤講師）

令和4（2022）年度外部評価報告書

<中央学院大学外部評価委員長 柳下 公男>

【I】大学基準協会による中央学院大学に対する大学評価(認証評価)結果について

①改善課題・長所について

- ・商学部では、コースごとに体系的・段階的な科目配置が評価されているように、全学的に科目間の関連が一覧できる「カリキュラムマップ」を整備する。
- ・アクティブラーニングセンターを起点とした社会提携・社会貢献が評価されているのでさらに拡大したい。

②是正勧告について

- ・内部質保証は構築されているが有効に機能しているかが問題視されているので、検証する機関「自己点検・評価実施委員会」を中心として具体的に問題提起をしてゆくようになることが望まれる。

③その他（特に関心を寄せた項目など）

- ・入学時における一斉テストの実施が評価されている。この結果を踏まえ年次ごとの学修成果が可視化できるようにし、本学では、何年次の成績が卒業時の成績に最も関連があるか検証してみてはと思う。

【II】認証評価を受けた本学の内部質保証活動について

①「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正について

- ・規程は整備されていると思う。その運用がいかに適正にできるかが問題である。

②大学質保証会議の設置について

- ・①と同様である。

③内部質保証推進のためのPDCAサイクルについて

- ・最も大切なのはP（プラン）で、①、②で言う通り規程は整備されており、どこが責任を持って発信するかが大切でその検証は早いと思う。

④その他

- ・前回の改善勧告に比べ今回の評価は良かったと思う。

【III】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

項目別評定一覧表で、10(1). (2)の大学運営・財務の評価がC,Bなのが気がかりで、改善すべき点を早急に洗い出しが急務と思う。一つとして、個人はもちろんのこと、学部単位で、あるいは大学として共通テーマを立て科研費を獲得するのも一法かと思う。

【IV】総括

今回は、自己点検・評価報告書がしっかりできていたので、良い認定が得られたと思います。

<中央学院大学外部評価委員 青木 章>

【I】大学基準協会による中央学院大学に対する大学評価(認証評価)結果について

①改善課題・長所について

(1) 教育課程の編成・実施方針

- ・法学部・現代教養学部及び商学研究科修士課程における教育課程の編成方針・実施方

針の基本的な考え方が示されていないことについては、早急な明文化を求める。

(2) 学生支援

- ・教員だけでなく、上級生も参画した新入生のための「プライムセミナー」や修学や生活支援まで行っている「学生サポートセンター」、さらには意欲のある学生には「学生研究室」を設置し、資格取得や充実したキャリア教育を展開していることは、大いに評価できることであり、今後さらなる発展を望む。

②是正勧告について

(1) 中・長期計画の策定

- ・大学の理念・目的や将来を見据えた大学運営の方針は、早急に策定されたい。

(2) 副学長の選任

- ・規程にとらわれることなく、副学長の必要性を真摯に検討し、当面必要無いとの結論に達した場合は、必置義務の条文を改正すべきである。

(3) 会議録の作成

- ・「経営会議」や「学部長会議」の会議録は、要点筆記であっても決定事項などの記録をしっかり残すべきである。

【II】認証評価を受けた本学の内部質保証活動について

①「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正について

- ・規程の改正云々よりも、まずは規程に定められた事項について、確実に実施することである。

- ・その上で、改正すべき点があれば改正手続きを取ることで、より質の確保をすべきである。

②大学質保証会議の設置について

- ・「自己点検・評価実施委員会」を主体とする内部質保証体制を構築しているが、十分な点検・評価が行えているとはいいがたい状況にあることから、今後、「質保証会議」が設置され、内部質保証体制が強化されることを期待したい。

③内部質保証推進のためのPDCAサイクルについて

- ・今やPDCAサイクルは、事務・事業や活動をより効率・効果的に進めるための最も基本的なメソッドである。必要に応じて大いに活用すべきである。

【III】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

①付属機関の設置

- ・大学の理念・目的に照らして設置されている「社会システム研究所」や「生涯学習センター（アクティブラーニングセンター）」、「国際交流センター」などは、地域住民や地方自治体と連携し、産学官の連携に寄与していると思います。

【IV】総括

- ・全体として、様々な改善が着実に進められていると認識しています。

- ・この姿勢を緩めることなく、一層の改善に取り組んで欲しいと思っています。

<中央学院大学外部評価委員 寺田 幸司>

【I】大学基準協会による中央学院大学に対する大学評価（認証評価）結果について

①改善課題・長所について

協会の評定が唯一「C」となっている大学運営を見直していく必要があると思います。と

くに副学長を置くという学則に沿っていないという点で、すでにその方向に進んでいるとお聞きしましたが、急ぐべきかと考えます。長所は前回からの改善が評価されたことが、適合の結果を出すことが出来たと考えます。

②是正勧告について

会議録の作成は重要なことかと思われ、容易に出来ることなので早急に作ることが必要と考える。

③その他（特に関心を寄せた項目など）

学生の受け入れについて好評価を受けたことは喜ばしい。

【II】認証評価を受けた本学の内部質保証活動について

①「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正について

規程に関しては特に改正すべき点はないかと思われる。

②大学質保証会議の設置について

規程の第5条にある通り設置されているものと思われる。

③内部質保証推進のためのPDCAサイクルについて

プリントを拝見してCHECKの部分で良く構成されている。

【III】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

新型コロナ流行の状況の中で臨機応変に改善すべき点は進めるべきかと思う。

【IV】総括

協会より適合と認定をいただいたことは前進かと思う。「B」と「C」の評定の4点は改善に取り組みたい。

<中央学院大学外部評価委員 松本 康人>

【I】大学基準協会による中央学院大学に対する大学評価（認証評価）結果について

①改善課題・長所について

・長所：学生支援

学生支援においてはここ10年以上の継続的な学生一人ひとりに寄り添うサポート体制は目を見張るものがあると感じている。首都圏の他大学の中でも群を抜いているのではないかと思われ最大に評価できる項目である。コロナ禍での学生生活の変化においてもしっかりと対応されることを期待する。

・改善課題：内部質保証

内部質保証体制については確立されてはいるものの運用がまだ十分でないとの認識。これは問題点や課題について解決するための手順表を作成していないか機能していないと思われる。いつまでに誰が何をするかを明確にすることで改善される。

・改善課題：教育課程、学習成果

商学部以外の教育課程実施に関する考え方が明文化されていない、課題というより不備であるので早急の作成を求められる。

②是正勧告について

・是正勧告：大学運営

大学基準協会から指摘の項目については8月9日の外部評価委員会会合で一定の説明があり改善向上への方向が示されている。規則の変更の伴わない会議録作成等のすぐにでき

るものから着手し、まずは勧告から外れることを望む。

③その他（特に关心を寄せた項目など）

学生支援については優れた評価となっているものの、学生食堂の早期改善が必要と考える。学生食堂は学内での学生たちの居場所として大きなウェイトを占め課外でのコミュニケーションの増進、さらに授業出席率の向上を期待することができる。

【II】認証評価を受けた本学の内部質保証活動について

①「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正について

規程改正については特に異論はない。各自己点検・評価実施委員は各部会でのアイデアをしっかりプランに盛り込んでいただきたい。

②大学質保証会議の設置について

大学質保証会議の設置については特に異論はないが、構成メンバーが学部長会議とほぼ同じであり大学運営に関する基本方針1運営体制において1と2が名目上は違っていても実質同一のものと解釈される危惧がある。

③内部質保証推進のためのPDCAサイクルについて

PDCAサイクルにおいて自己点検・評価実施委員会はチェックのみに関わる図式であるが、PDCAすべてに関わる必要があるのではないか？

④その他

PDCAプランは図で示されたような大きなサイクルとそれぞれの項目にもPDCAサイクルが必要であると考える。一つのプランを立てる上でもどのようにできるか、実現可能かといったような…目的の達成においては示されたプランから「いつ、誰が、どのように」という手順を明確にし、それぞれの進捗状況を常にチェックされることが望ましい。

【III】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

大学基準協会でも評価されていたように中央学院大学における学生にサポートは大変素晴らしい、さらに保証人（保護者）にも開かれ首都近郊の小規模大学ならではの特徴を活かした体制には感銘を受けている。コロナ禍を経て多少の変化を求められる中でも工夫して、このイメージは崩れないことを大いに期待している。

一方で短期目標・計画における進捗状況は8月9日外部評価委員会会合において一定の説明はあるものの策定（実施）時期が明確にされていない。各アジェンダに対する達成時期を決定し、手順表を作成することで、チェック機能も働き少なくとも是正勧告になるようなことはないと思われる。

【IV】総括

大学基準協会に向けた受動的な改変が目立つようと思える。これは大学認証評価という制度がある以上いたしかたないと理解はできる。まずは正勧告はもちろん、改善課題についても早急に対策を講じ改善することが第一優先となるであろう。その上で内部質の向上において終わることなく、学生支援同様に、教育課程・学習成果においても中央学院ならではというブランド化ができるよう進化することを大いに期待する。

<中央学院大学外部評価委員 村越 孝一>

【I】大学基準協会による中央学院大学に対する大学評価（認証評価）結果について

①改善課題・長所について

教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していない学部・研究科があるとの指摘ですので、今後の改善をお願い致します。また大学運営について是正すべきとの指摘のあった点に関しては早急な改善を求めます。

一方「プライムセミナー」「学生サポートセンター」「学生研究室」は高く評価されており、中央学院大学の特色ある取り組みとして今後も進化、発展させていく事を希望します。

②是正勧告について

先にも述べたが、大学運営に関して、規程と異なる組織運営を行っていることや、規程自体に不備があるとの指摘は真摯に受け止め、早急に是正する行動を起こして頂きたい。

③その他（特に関心を寄せた項目など）

新入生を対象とした学生支援「プライムセミナー」の企画運営に教職員だけではなく学生も関与している点は、大変すばらしいと思います。

【II】認証評価を受けた本学の内部質保証活動について

①「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正について

内部質保証体制が十分に機能していないとの指摘がある以上は、規程を改正し内部質保証システムが有効に機能するよう改善する必要があると考えます。

②大学質保証会議の設置について

内部質保証を点検・評価する為の自己点検・評価実施委員会は11の部会があるとのことです、組織を作ったことで満足してしまって、うまく機能していない感がある。

③内部質保証推進のためのPDCAサイクルについて

自己点検・評価実施委員会を設置するなど、「計画」と「実行」は行っているが「確認」の部分が不足していると感じます。点検・評価を適切に行う事により「改善」に繋がると思います。

【III】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

今回の大学評価には直接の関わりはありませんが、地域の経済人として今後もお手伝いできることがあればさせて頂きますし、逆に学生の皆さんや大学にお力添えを頂く事もあるかと思います。さまざまな形で「産学協同」が出来る環境を整える事が大切と考えます。

【IV】総括

今回外部評価委員をお引き受けして、はじめて大学の運営に関して様々な点検・評価を行う機能がある事を知りました。ともすれば大学の組織運営がうまく機能しているかの評価になりがちですが、「学生にとってはどうなのか」の視点を常に考え、大学運営がなされていく事を希望しております。

<中央学院大学外部評価委員 望月 敏江>

【I】大学基準協会による中央学院大学に対する大学評価(認証評価)結果について

①改善課題・長所について

評価の高かったプライムセミナー（新入生合宿から名称体制の変更がされた）は、長年教職員と学生による新入生への対応を行ってきた。コロナ禍の2年間を除き、地道な活動であるが教職員と学生を加えたサポート体制の強化を1年かけてプライムセミナー委員を中心にして計画・実行されてきた。学生が学年を超えた共同体として毎年活躍し、その実体験が次年度の学生スタッフへと伝達され、学年の横の関係のみならず縦の関係を構築してきている。

小規模の大学で学生の顔が分るからこそ長年継続してきたプライムセミナーが評価されてきていることは地道な教職員と学生による活動がやっと評価されたのであり今後も期待される。

「改善課題」大学運営に関する規程が異なる組織運営を行っていること等は、規程の内容の見直しや改廃作業等が行われないまま再構築に間に合わない状態ではないか。この機会に速やかに規程の見直しを行う必要がある。ただし、拡大学部長会議の議事録は毎回開催後に教員室に掲示され内容を分り得るようになっていたと思われる。また、経営会議や学部長会議の議事録は毎回事務方も参加しており議事録は作成されているものと思われる。

②是正勧告について

大学の理念・目的、大学の将来や長期計画の実現に向けたビジョンは速やかに方針を定めるべきでしょう。また、学則の副学長に関しても準備が進められている。

商学研究科長の権限や研究科内の昇格規程も順次規定化がされている（在職当時昇格規程を作成、審議した実態がある）。研究科の教員のみの構成で規程や改廃の作業をスムーズに進展するためには教職員一体となって協力することが望まれる。

③その他（特に関心を寄せた項目など）

プライムセミナーの評価について長年地道な努力が、教員・職員さらに学生プライムセミナースタッフによる計画、実施、その後の反省(次年度に向けて)を評価されたことに特に興味を持っている。

【II】認証評価を受けた本学の内部質保証活動について

①「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正について

大学の内部質保証に関する規程は、条文内容が丁寧に記載されている。ただし、大学内部質保証の改善に向けて慎重に行っているなど、内容をまとめた報告事項が上部へ提出されるまで相当な時間が経過し、その結果「自己点検・評価実施委員会」として内部質保証におけるマネージメントの役割を速やかにフィードバック実現化できない状態であったように感じられる。

大学の自己点検・評価実施委員会による改善・向上のマネージメントの実施には、研究科、各学部、部署等から「自己点検・評価報告書」の提出を迅速化し各人1委員会のメンバーとし会議重複のためスムーズな会議開催ができない等委員会のスリム化体制の構築を推進することが望まれる。

②大学質保証会議の設置について

「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」では、大学質保証会議が学長と連携し責任を持つものとすると規定され(第4条)その責任を第5条においても明確に記載されている。構成メンバーは、各学部長・研究科長、自己点検・評価実施委員会委員長、事務局長で構成されている。条文中で責任を明確にしているのは評価できる。さらに、大学教育機関の教育トップクラスの「大学質保証会議」の役割と進展がさらに期待される。

③内部質保証推進のためのPDCAサイクルについて

P-PLAN(計画)、D-Do(実行)、C-CHECK(自己点検・評価実施委員会)、A-Act(検証結果を踏まえた、改善・向上のための行動計画・策定・運用)

大学における内部質保証推進のためのPDCAサイクルはすでに体系的な図式化がなされている。しかし、自己点検・評価委員によるCHECK機能は十分に発揮されているのでしょうか

か。その理由は、次の Act で行動計画の策定はされているが、その運用がスムーズにされているのでしょうか。

PDCA サイクルを作成し実施する図式は分りやすいものとなっている。

④その他

大学の内部質保証の活性化は、大学の根幹になるものであり、大学質保証会議で提言し大学全体で一致した協力体制のもと改善案を提示すべきと考える。

(昨年の駅伝部の箱根駅伝への復活出場、野球部の年末における全日本学生野球大会優勝などの活躍今後とも各部の努力や活躍を願うものである)

【III】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

まず、プライムセミナーの評価が認められた点。今後、大学内部質保証会議の役割と進展を期待している。

【IV】総括

①大学内部質保証の見直しを真摯に受け止め検討し、内部質保証システムの円滑な機能の進展が望まれる。

②また、次期評価まで 7 年程の期間があるが改善できる点は速やかに実施し、例えば経営会議が実態として存在しており規程に沿った改善を行うことが必要でしょう。

③大学の特色の取り組みには、科研費の取得プログラムによる展開により多くの研究者による個人・グループでの科研費の取得を得ている。しかし、地方の小さな大学が生き残るために学会発表などの開催を積極的に取り入れ、部会、全国大会の開催することは、研究者の活性化と共に学生を学会に参加させる機会が増えるという相乗効果が考えられる。やっと学会開催も 2 年間リモートから対面実施開催に変わりつつある時期、地方の大学の地の利を生かして独自の展開を行うことができるのではないか。

<中央学院大学外部評価委員 米田 正巳>

【I】大学基準協会による中央学院大学に対する大学評価(認証評価)結果について

①改善課題・長所について

(改善課題)

(1) 内部質保証について

特に次の 3 事項が指摘されています。

- ・定期的な点検・評価を行っていない。
 - ・点検・評価の結果に基づく改善・向上のプロセスが体制上明確でない。
 - ・内部質保証推進組織が改善・向上に向けた運営・支援の役割を十分に果たしていない。
- 以上 3 点が指摘されていますが、その一つとして、「PDCA サイクル」が完結されていないことが原因であるように考えます。

内部質保証について、Plan(政策立案)と Do(事業執行)は実施されていますが、その後の Check(検証・評価) と Action(改善) 十分でないことが指摘されています。

その改善策について、「自己点検・評価(2021 年度実施)に基づく改善要望事項」に示されていますが、点検・評価等の業務遂行の状況を可視化するために、各サイクルの遂行状況の推移表、可否についてのチェックリスト等が作成されるなどにより、内部質保証の業務が継続的に実施されることを要望します。

(2) 教育課題・学習成果について

次の指摘がされています。

- ・教育課程の編成・実施方針において、教育課程に関する基本的な考え方方が明示されていない。

「教育課程に関する基本的な考え方」については、「自己点検・評価(2021年度実施)に基づく改善要望事項」で十分に明示されています。

(3) 大学運営・財務(財務)について

次の指摘がされています。

- ・「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準を推移しており、教育研究活動の安定的な遂行と必要な財政基盤の両立が十分に確立されていない。

「中央学院大学運営に関する基本方針」の「V 財務」に「法人全体の中・長期計画に示された財務戦略に基づいて、教育研究活動を安定して遂行する財務基盤を確立するとともに、適切な予算管理および予算執行を行います。」と記載されています。しかし、「短期・中長期目標および計画の全体像と進捗状況」には、具体的な「進捗状況」の記載がありません。

貴校においては、財務の改善について、中・長期の大学運営と財務計画が必要となります。その為には、継続した財務情報の作成、3年後、5年後、10年後の予想財務情報の作成などが必要になります。

また、貴校の場合、附属高校がありますので、大学単体、附属高校との連結、セグメント等の財務情報の作成が必要になります。その財務情報には、「要積立額に対する金融資産の充足率」の具体的数値・金額による明確な目標、その達成の年度が明示されることが必要です。

「大学運営・財務(財務)について」の目標の達成は難題であると考えますが、具体的な目標を設定し継続的に遂行されることを要望します。

(長所)

(1) 学生支援について

次の長所が指摘されています。

- ・「プライムセミナー」は、教育だけでなく、上級生も企画運営に関与することを通じ学生の成長も期待される取り組みとなっている。
- ・「学生サポートセンター」が学生支援や成績不振者への指導を組織的に手厚くおこなっている。
- ・意欲ある学生には、「経理」、「法制」、「行政」等から成る「学生研究室」を設置し、資格取得や研究発表等、学部横断的に学生が相互に交流し、切磋琢磨できる環境を整備している。
- ・進路支援として、各種のセミナーやプログラムを行うとともに、学部の専門分野に応じた充実したキャリア教育も展開している。

「学生支援について」長所として評価されたことは、過年度からの「自己点検・評価」の結果によるものと思います。今後とも、一過性の評価に終わることなく、全校が一体となっての「学生支援」が、継続的に実施されることを要望します。

②是正勧告について

(1) 大学運営について

次の特に 3 点のは是正勧告が指摘されています。

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針が定められていない。
- ・副学長の設置が無いので、規程と実態に齟齬があり、研究科長の権限についても包括的に定められていない。
- ・「運営会議」や「学部長会議」の会議録が作成されていない。

以上の事項について、是正勧告が指摘されましたが、その改善について、「自己点検・評価(2021 年度実施)に基づく改善要望事項」において示されています。今後とも、継続的に実施されることを要望します。

③その他（特に関心を寄せた項目など）

事業等の遂行にするに当っては資金・費用が必要となります。その為には、「費用対効果」を考慮した、中・長期を含めた資金積立計画が必要となります。なお、「効果」は金額で評価できるものだけではなく、学生・教員が満足できるものなども含まれます。

その為に、専門家を含めた総合的財務計画等が作成されることなどが必要と考えます。

【II】認証評価を受けた本学の内部質保証活動について

①「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正について

「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の第 4 条第 6 項に「内部質保証の客観性を担保するため、中央学院大学外部評価委員会を置く。」と規定されていますが、「外部評価委員」だけでなく、内部チェック機関である「監査委員」も含めては如何ですか。それに関連して、「学校法人中央学院監事監査規程」に明確に、「内部質保証活動」も規定されたら如何ですか。

②大学質保証会議の設置について

「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の第 6 条第 1 項(5)に「その他学長が必要と認めた者」に含まれていると思いますが、諸部門の専門家を任命するなどの明文を規定されては如何ですか。

③内部質保証推進のための PDCA サイクルについて

「内部質保証推進のための PDCA サイクル」において、非常に明確に図式化されています。

前記①に指摘したことですが、「外部評価委員会」と同列に「監事監査」を記載されては如何ですか。

PDCA サイクルとは、Plan：政策立案（計画、予算編成）－Do：事業執行（実行、事務事業実施）－Check：検証・評価（決算、成果重視の視点）－Action：改善（施策・事務事業の見直し）です。いわゆる PDCA サイクルを再構築し、成果重視の学校経営への転換、施策・事業の不断の見直しに資することを目的とするものです。

「PDCA サイクル」の遂行に当って、一般的に Plan と Do で終わり、Check と Action がながれぎりになる傾向にあります。従って、それを回避する方策等が必要になります。

その方策の一つとして、各 PDCA サイクルが明確に実施され、各 PDCA サイクルの可否について、可視化したフローチャートなどが作成される必要があります。

また、その過程についてのチェック機関として、「外部評価委員会」と「内部監査」の設置が必要となります。

【III】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

①「内部質保証推進のための PDCA サイクル」において、図式化されていますが、下部組織である「全学検証委員会」、「部会の母体となる組織」においても、PDCA サイクルの可否の図式化などにより、上部の「大学質保証会議」へ PDCA サイクルが連動することが重要と考えます。

上部の「大学質保証会議」は、下部からの意見・提案を十分に受ける組織であることを要望します。

②学生・教員などの大学運営に参加するなど「長所」として評価されています。大学運営は厳しく・厳格に実施されるだけでなく、楽しく・有意義に実施されなければなりません。また、貴校に登校・在学することが誇りと思えることが必要です。

「中央学院大学」が「テレビ放映」において連呼されるのは、「箱根駅伝」においてです。私は、「箱根駅伝」の放映を楽しみにしています。

学生・教員のために、貴校の得意な分野の発展に力を注ぎ、その宣伝等を積極的に行われては如何ですか。

【IV】総括

2021 年度認定評価において「適合」の結果を得られ、前回に比較して改善が見られます。評価結果の中で 3 項目の B 評価、1 項目の C 評価が指摘されていますが、改善のための施策が実施されています。

今後とも、改善努力が継続的に推進されることを要望します。

令和5（2023）年度外部評価報告書

<中央学院大学外部評価委員長 柳下 公男>

【I】本学の内部保証活動の進捗状況についての評価

評価として、ディプロマ・ポリシー カリキュラム・ポリシー アドミッション・ポリシーの理念が確立し、実行されることを期待する。

- ・ディプロマ・ポリシーは、素晴らしい理念だと思う。
- ・カリキュラム・ポリシーは、この理念に基づいた、カリキュラム・マップを示し、到達点（将来の人物像・職業）を示せればと思う。また、学生の中途退学者・留年生の減少に繋がるようにしたい。
- ・アドミッション・ポリシーを有効に活用し、多くの学生の入学を確保することを望む。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

- ・高・大連携について

出前授業など工夫していられるようだが、将来はそのような授業を受けた学生が、TAとして、授業の中でお手伝いができるようなシステムがあれば学生の励みになるかと思う。

- ・アクティブラーニングセンターについて

学生を交えた地域連携・社会貢献を実施したい。

【III】総括

この1年間の間で、組織の整備が充実したと思われる。これからはいかに実行に移行し、その評価を適切にできるかである。

<中央学院大学外部評価委員 青木 章>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

① 内部質保証推進のPDCAサイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について

(1) 担任制度の実質化

学生が、大学受験時において明確な目標を持って入学してくることは当然のことと言えるが、現実的には、漠とした目標はあるものの、学修する中でより具体的な目標を見つけていく学生も多い。この学生を中途退学させずにしっかりと導いていくことは、大学にとっては勿論のこと、学生や保護者にとっても大変重要である。

そのためのアセスメントテストの受検率向上と個人面談、そのデータの活用は、早急に進める必要がある。

(2) 7カ年一貫教育の推進

小中一貫教育や中高一貫教育は、教育の連続性を確保し、学生の情緒の安定と知識の向上に欠くことができない状況である。このような中、高大7年間を通じた一貫教育も大変重要であり、2つの付属校との連携協定の早急な締結が望まれる。

(3) グローバルラウンジ（仮称）の設置

新型コロナの蔓延によって、国際間の交流が難しい状況にあったが、令和5年5月8日の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に変更されたことにより、状況が大きく変わってきた。留学生の受け入れ、本学学生の海外留学を通して、語学力の向上のみならず、異文化理解と共生社会の構築に大いに貢献するものと思われ、グローバルラウンジ（仮称）の

設置をお願いしたい。

②特に関心を寄せた項目等

・公務員講座の充実

法学部の設立趣旨からも、次代に求められる公務員の養成は、本学の大きな特徴である。また、現代教養学部でも同じことが言えるのではないか。このようなことから、公務員講座の充実を図られたい。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

・行政との連携

①大学生によるまちづくり提案制度の創設

前述の「公務員講座の充実」とも関連するが、地方自治体等と連携して「大学生によるまちづくり施策提案制度」を創設し、各自治体にまちづくり施策を提案する。自治体は、提案に必要な資料、データ類をすべて提供し、提案を採用（一部採用も含む）した場合には、賞金（報償金）を支給する。これにより、具体的なまちづくり施策の学習ができるとともに、公務員の養成にもつながる。

②条例・規則等の提案

時代に即応した条例や規則等を立案し、行政に提案する。行政は、提案に必要な資料、データ類をすべて提供し、提案を採用した場合は、賞金（報奨金）を支給する。これにより、立法技術を具体的に学ぶことができる。

【III】総括

全体としては、様々な改善が着実に進められていると認識しています。この姿勢を緩めることなく、一層の改善に取り組んで欲しいと思います。

<中央学院大学外部評価委員 寺田 幸司>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

①内部質保証推進のPDCAサイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について

PDCAのサイクル表に関しては、よく整理されていてこの形態で円滑に運営されることが必要かと思う。またCHECK機能を充実し検証結果を現場で実践されれば望ましいと思われる。

②特に関心を寄せた項目等

担任制度の実質化については、新型コロナ関連の規制が緩和された時点では具体的な実施内容を明確化する必要がある。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

- ・副学長の設置について前回の課題であったが、早急に対応されたことは良かったと思う。
- ・食環境では現在1階のみの営業ということだが、更に充実が望まれる。例えば大学にシダックスフードが入って評判が良くなったり、他の大学でも学食の充実に力を注いでいる。
- ・出前授業は付属高のみで検討されているが、一般高校へのアプローチを探ってみてはいかがか。

【III】総括

内部質保証活動は積極的に取り組む姿勢が見られるので、良い方向に進んでいると思われる。主旨とははずれますが、現在、色々な大学で運動部の問題が起きています。貴学では

大丈夫だといいますが、コンプライアンス教育と大学側のガバナンスにも気を配ることが必要かと考えます。

<中央学院大学外部評価委員 松本 康人>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

①内部質保証推進のPDCAサイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について

大学基準協会から指摘の項目については概ね完了または実施中と順調に進捗していることがうかがえる。まずは是正勧告を受けた項目を完了させたことで国の定める大学のスタートラインに立てたことは評価できる。また新たな課題を見つけ、それらの項目について検討・実施されており大学質向上に大きく進歩することと思う。一方で2021年度来からの懸念事項について、多数が検討中あるいは未対応の状況であることが大変気になるところである。特に学生の学内生活における課題の多くは進展していない。

②特に関心を寄せた項目等

(1) 学生食堂の改善（未対応）

昨年の報告書でも指摘しているが、学生食堂の改善がまったく未対応というところに大きな問題を感じる。コロナ禍で業者誘致が難しいのは理解できるものの、コロナ明けで学生たちが戻ってきているにもかかわらず検討する土俵にもあがっていないということか？

(2) 学生会館Viaの活用（実施中）

我孫子市情報発信コーナーの設置と既存の什器にパンフレットと動画配信がされているが、これだけで活用に結びついたとは言い難い。設置当初は興味本位で足を止める学生がいても近い将来ただ置いてあるだけのものになる可能性が高い。新しい情報を発信し続けることが重要である。またViaに飲食サービスがないことも活性化につながらない要因と考える。

(3) 7ヶ年一貫教育の推進

付属の中央学院高校へ8月に3日間出前授業との報告であるが、内容的には一貫教育というにはほど遠い。出前授業を否定するわけではないが、オープンキャンパスだけでなく中央学院高校と中央学院大学中央高校が大学で授業を受ける仕組みや学内で生活するシチュエーションが必要かと思われる。たとえば7年かけて高校から大学まで統一して学習するような教科やカリキュラムをつくるようなことができれば面白いと思う。

さらにスポーツ面での活躍も評価されるべきポイントである中、大学と高校での強化指定クラブの連携が全く取れていない。特に大学における駅伝と野球、高校における野球とサッカーは実力的には全国レベルにある。これら（駅伝・野球・サッカー）は認知度も高いスポーツであるので大学高校で一貫して強化することでさらなる知名度アップにつながることを期待する。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

大学基準協会でも評価されていたように中央学院大学における学生サポートは大変素晴らしい、さらに保証人（保護者）にも開かれ首都近郊の小規模大学ならではの特徴を活かした体制には感銘を受けている。コロナ明けでより対面行事が多くなった今、このイメージは崩れないことを大いに期待している。

一方で昨年も指摘しているが、自己点検・評価に基づく報告の進捗状況で完了していない

項目に対して「いつまでに/誰が/どのように進めていく」という手順が明記されていない。各課題に対する手順が明確でないため、できるところから手をつけるという状況に見える。各項目から優先順位を選定し、手順を決めて目標年月日までに完了させるというスタイルを確立してほしい。

【III】総括

昨年までのコロナ禍という特殊要因から一転、学生たちも大学に戻ってきた。まずは学内生活を充実させるためにも、学食の改善や学生会館の活性化を早急に進めていただくことを願う。今後少子化による学生数の減少が課題となっていく中で、各付属高校の生徒の多くが中央学院大学に上がりたいと思う魅力的な教育と生活の環境づくりが急務である。

また、コロナ明けにより全てを元に戻していくという世間の風潮はあるものの、コロナにより急速に進化したオンラインを今後も有効に取り入れることで、より幅広く、また深い教育活動ができると思う。実際にコロナ禍で多くのビジネス交流会が生まれ注目を浴びている。それらは対面とオンラインを組み合わせることにより、オンラインでは時間の有効活用や地域間の距離を明らかに縮めることができる。ぜひ中央学院から時代の変化にしっかり対応できる社会人を多く送り出していただきたいと思う。

<中央学院大学外部評価委員 村越 孝一>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

①内部質保証推進のPDCAサイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について

副学長を設置し、大学質保証会議議長に据えた事により、前回指摘したPDCAサイクルの中で不足していると感じた「確認」の部分が強化され、有効に機能していると思います。検討中である「グローバルラウンジの設置」は学生の異文化理解や共生意識を育む上で不可欠と考えます。現在もAIRAとの協力関係は良好ですが、ラウンジを早急に実現する事により、さらに留学生を含めた学生のグローバル意識は高まると考えます。

②特に関心を寄せた項目等

「食環境の改善」については未だ対応できていないようですが、学生生活の質を向上する為には「学食」を含め、食環境の改善は必須と考えます。地域の農家と食材提供などの連携を図ると同時に、食堂の運営に地元の飲食店を始めとする商業者の経験とノウハウを利用する事も必要かと考えます。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

先にも述べましたが、学食の運営を地元の商業者に依頼する事を提案いたします。1店舗だけでは難しくても、取扱い品目が異なる何店舗かでフードコート的な食堂が出来るかと思います。地元農家との連携で地産地消も進めて行けると考えます。

【III】総括

地域の経済人として外部評価委員をお引き受けさせて頂きましたので、大学と地域の連携、大学と企業との協同の視点は常に持っていたいと考えます。これからも学生の地域へのボランティアの推奨、「产学協同」の推進を図りながら、正しく大学運営がなされていく事を希望いたします。

<中央学院大学外部評価委員 望月 敏江>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

①内部質保証推進のPDCAサイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について

大学において内部質保証へのアプローチは特に重要な要件であり慎重にPDCA検証結果を踏まえた改善の向上のための行動計画の策定・運用がされている。

内部質保証推進のPDCA(Plan, Do, Check, Act)サイクルの有効性

Plan: 内部質保証のための各種方針に基づく目標・計画の策定

Do: 各種目標計画の実行

Check: 自己点検・評価委員会による検証の実施

Act: 検証結果を踏まえた改善・向上のための行動計画の策定・運用の取り組みがされている。

②特に関心を寄せた項目等

- ・「2022年度自己点検・評価を受けての改善」

自己点検・評価実施委員会の評価・点検をもとに、全学検証委員会における検証作業が行われ、大学が短期・長期的な取り組むべき課題・方針の提示がされた。その中、大学は自らの責任において、教育の理念の達成に向けて内部質保証を着実に推進していく必要がある。それは、大学が7年ごとに認証評価を受けるために義務的あるいは受動的に内部質保証を実施するのではなく、大学が主体的にあるいは能動的に改革しようとする体制のもと、内部質保証を推進することが求められる。そのためには、全学的に共有し大学のコンプライアンス実現に向けて達成する協力体制が必要である。ただし、着実に実施に向けた努力が認められる。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

- ・「あびこ祭」の活性化と「ゼミ対抗学生研究発表会（仮称）」

①2022年度「学生生活調査」の実施による学生の満足度が高まる教育活動の展開

例、「あびこ祭」において「各ゼミ対抗学生研究報告会」などの検討であるが、まず「学部ゼミ対抗学生研究報告会」などの学部から代表ゼミによる対抗研究報告会の展開を積極的に推進する。

効果：各学部ゼミ生（代表）または各ゼミによる報告会は、学生自らが研究課題に関して積極的な参加意欲を促す効果が考えられる。また、近隣の大学外部の人々も学生の「あびこ祭」におけるバザーや演武、コンサートも効果がみられるが、大学内部の学生研究を公表する機会として積極的な実施に向けた行動を期待される。また、学生自身やゼミのテーマに関して各自が努力・論文に記載できても公の場で発表する機会が得られることは学生の研究への活性化につながるものと思われる。

「あびこ祭」で学部対抗ないしはゼミ対抗発表会は、特に大学の費用などを多くかけずに普段の学生の研究を発展させる。結果的に就職活動（ディプロマ・ポリシー関連）における自己PRなど特別なものと考えず卒業論文や研究論文に反映させることもできるのではないか。

【III】総括

①全学的に内部質保証については、「自己点検・評価実施委員会」を主体としディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成や実施方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に基づく教育活動の定期的な点検・評価の改善に向

けた今後の取り組みに期待が持てる。

②学生の活躍への期待

駅伝部や野球部等の活躍が大学を後押ししてくれている効果が大きい。2024 年駅伝部の「第 100 回箱根駅伝大会」への出場は、PR 効果が大きいと思われる。近隣の方々の様子からも第 100 回大会への箱根駅伝出場は駅伝部を応援する勢いを感じられる。COVID-19 後の大学 PR 対策として強化クラブへのさらなる対策を期待する。

③「春の桜の季節」に地域の方々に大学を開放する（案）。

秋は「あびこ祭」による大学の開放、では春には大学の桜を見て回る大学開放を試みる提案である。地域とともに発展する大学像を再考する必要があるように思われる。

令和 6 (2024) 年度外部評価報告書

<中央学院大学外部評価委員長代行 青木 章>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

- ① 内部質保証推進の PDCA サイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について

1. 評価できる点

(1) 内部質保証システム

- ・「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の一部を改正し、「大学質保証会議」が中核を担って推進することを明確化した。

(2) 志願者・入学者増への取り組み

- ・オープンキャンパスの増回。特に放課後オープンキャンパスの開催や体験型授業（模擬裁判等）の実施、部活動体験、保護者向けプログラムの充実等
- ・進学や分野選択に向けた印刷物やブランド（STAND BY YOU）認知向上のための印刷物の作成等

- ・SNS（ホームページ、インスタグラム、ライン等）活用

(3) キャリア支援

- ・数字や経験談を踏まえた PR 強化やキャリア支援専用の SNS による定期的な応報発信、入学後の資格取得や就職先等をイメージできるような学部の広報強化、海外研修やフィールドワーク等の特徴的な取り組みの SNS での発信

(4) 学生の満足度向上

- ・学食では、メニューの見直しや内装の改善、テイクアウトによる混雑緩和。特に朝食メニューの提供は学生の健康管理に寄与すると思われる。
- ・スクールバスは、増便による混雑緩和、待機場所の改裝（日よけ、空調等）、自治体との連携によるシェアサイクルサービスの導入。
- ・部活動・サークル活動では、陸上競技部（駅伝）の寮の新築などの施設や練習環境の整備。

(5) 地域貢献

- ・地域連携カイギ部（部員 67 名）が、我孫子市から「我孫子市 PR サポーター」を委嘱され、今後、学生ならではのアイデアを生かし、我孫子市を PR する。

2. 課題事項

(1) 人事考課制度の導入

- ・人材の育成や適正な人材の配置を進めるための人事考課制度の導入は、意義のあることであるが、その運用にあたっては、適正かつ公平に行われなければならない。
- ・誰が評価者になっても公平・公正に実施されるためには、評価項目や評価基準を具体的かつ明確に示したマニュアルが必要となる。

- ・このマニュアル作成には、先進事例なども参考にし、最善の注意を払っていただきたい。
- ・また、上司から部下を評価するだけでなく、部下から上司を評価することも検討されたい。

(2) 生成 AI 利活用ガイドライン

- ・生成 AI の利活用にあたっては、ガイドラインが作成されており、「過度な依存」、「リスクの理解」、「そのまま成果物とすることの禁止」、「著作権侵害への配慮」、「個人情報保護やセキュリティに関する注意」、「情報の信頼性の確認」等の注意事項がまとめられているが、今後、国や他大学の動向も注視し、適切に見直しされたい。

② 特に関心を寄せた項目等

1. 第1回大学生による我孫子市への施策提案発表会

- ・我孫子市への施策を提案するこの発表会は、「学長杯ゼミ対抗研究発表会」という形で行われ、19の団体から応募があった。
- ・学生が地元自治体の行政に大きな関心があることがわかるとともに、若者が、今後行政の様々な施策に关心を持つ有意義なものであり、我孫子市と連携の下、今後も進められたい。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

1. 施設の整備

- ・「評価できる点」でも記述したとおり、本学の大きな特長でもある「駅伝」の寮が新築されたことは、大変良かったと思っている。
- ・野球部も神宮大会優勝をはじめ好成績を残している。
- ・野球部のグラウンドは人工芝であるが、内野から外野にかけて雨が降ると水溜りができる状態である。
- ・この状態では、練習の成果が発揮できないばかりでなく、部員に危険も伴うので、早急に改修されたい！

【III】総括

- ・全体として、様々な改善が着実に進められていると認識しています。
- ・この姿勢を緩めることなく、学生や保護者の声に真摯に耳を傾け、一層の改善に取り組んで下さい。

<中央学院大学外部評価委員 寺田 幸司>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

①内部質保証推進のPDCAサイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について

- ・PDCAの取り組みについては特にCHECKから綿密なフィードバックを経てのACTが求められると思われる。
- ・進捗状況の中で目を引いたものはオープンキャンパスの増である。その中で体験型授業を見ると3講座だけに見えるが、もっと高校生に興味のありそうな授業を増やした方が有効と思う。

② 特に関心を寄せた項目等

- ・HPの充実の中でインスタグラムの有効活用は今後の広報活動では積極的に取り組む件かと考える。
- ・生成AIの利活用は非常に大事であるが慎重に扱わなければならない。フェイクニュースなど悪用されたりなど使用目的を明確にすべきである。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

- ・「情報」という科目に検討中という部分があったが、今回から入学共通テストの科目に加わることで推進して行くべきと思う。
- ・今回の評価には出て来ていないが、各大学で部活動などのコンプライアンスなどのトラブルがあるが、その点のガバナンスについて信用を落とさないよう注意が必要かと思われる。

【III】総括

- ・総合的に教育の質の向上についてと学生数の確保についてよく検討されているよう思う。
- ・全体的に見てよく整理され細部まで行き届いていると好評価できる。

<中央学院大学外部評価委員 松本 康人>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

① 内部質保証推進の PDCA サイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について
内部質保証推進の取り組みについて、挙げられている検討課題（自己点検・評価実施委員会）
とその回答（大学質保証会議）の内容について、現況における中央学院大学での問題点や解
決すべき内容として適切であると評価する。特に少子化が進む中で都心部から少し離れる
立地の中央学院大学においては学生数確保、バリアフリー問題、学食を含む学生生活環境の
課題はすでに短期的に施策を講じなければならない大きな問題であり、大学・法人全学一致
になってその対策に向けて検討、スピード感をもって即実施されることを強く望む。

②特に关心を寄せた項目等

- ・学生数の安定的確保

2024 年 4 月の入学者数からも中央学院大学における学生募集はすでに縮小傾向にあり、
将来的に自然増のない中で対策は急務である。そのための施策案は今回の資料に掲載はないが、現時点でのための会議の場をつくるということでは 2025 年以降の学生募集に大き
く出遅れることが危惧される。安定的な学生数確保のためには、①効果的な広報活動②魅力
的な学内環境③学生たちが自身の未来（4 年後）を描ける環境が必要である。特に③におい
て、中央学院大学で 4 年間学ぶとどのような選択肢があるかを明確にわかりやすく提示す
ることも大切である。

大学 WEB サイト「就職・進路」ページの中で公務員については、大学の目標、その実績や
カリキュラム詳細が記載されている。高校生やその保護者にとって公務員を目指すなら中
央学院大学は一つの選択肢となるであろう。できれば他の多様な業種についても例を挙げ
てその道に進みたい学生をターゲットに募集することも一つの策として考えられる。

また逆に将来の展望がないまま大学選定をする子供たちに向けた早い段階での進路指導
を確立し、その方策をオープンに広報、さらにオープンキャンパス等で実際に体験できると
いいと思う。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

①中央学院大学における広報戦略の課題は以前より指摘されているところと思われるが、
一度宣伝広告も含めて現在の広報活動をすべて並べて前例や慣習にとらわれずに整理した
らどうかと考える。

②全学的マネジメント体制の強化

- ・全学的課題への対処方針を示す司令塔的な組織・機能の整備

PDCA サイクルにおいて A→P の橋渡し役が必要との要望があるが…その状況は（A）改善点
や次の課題が見つかっていないということになり、中央学院大学内部質保証推進の PDCA サ
イクルが回っているとは言い難い。この点については、外部評価委員就任時より毎年指摘し
ていることであるが、課題に対しての解決・改善の手順が明記されていないことがあげられ
ると思う。ひとつの課題に対して①いつまでに②誰（どのチーム）が③どのように進めてい

くか以上の進捗表を作成し、それに対して進捗状況をチェックする、そしてそこで生まれた新たな課題や改善点を次の課題として手順を作成していくという流れが必要である。

【III】総括

年々、中央学院大学内部質保証推進においては国の定める基準は当然のことながら、さらに在籍する学生に目を向けて進捗していると思う。今後学生募集が厳しくなる中で、広報活動がとても重要になると思われる。特に宣伝広告においては生きたお金の使い方で効率よく大学の名前を広く認知させていただきたい。その一つに挙げられるのは何といっても箱根駅伝での活躍である。1月2日・3日の全国放送で生中継されるだけでなく前後に特集が組まれ、大学自体を取材されることも多い。しかもこの取材は基本的に無料である。駅伝については中央学院大学も元々の基盤があり、2024年に新たな寮が完成したことで環境面も整いつつある。あとは毎年エース格のリクルーティングを全学あげて協力体制をつくれば、指導者の実績から見ても早い段階で同様に優勝争いができるチームになれる感じている。絶対的な知名度アップのためにはシード権争いではなく、優勝争いが必要である。そのための費用は看板やマスメディアを利用する広報に比べても明らかに効果的である。同時に学食等の学生生活環境を整えることも付け加えたい。

<中央学院大学外部評価委員 村越 孝一>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

①内部質保証推進のPDCAサイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について

事務組織を改編し教育研究活動を効率よく運営できる体制を整備するとの事、歓迎いたします。教員と職員の連携がスムーズに行われることが大学運営にとって、ひいては学生にとって良い効果が出ることを期待します。また今後は少子高齢化の時代を迎え、学生数の減少が見込まれる中、他大学との差別化と広報戦略は重要と考えます。放課後オープンキャンパス等さまざまな取り組みを試みているようですが、在学生によるSNSでの発信が高校生にとっての大学の選定に与える影響は大きいと思うので、現在の在学生の満足度をより高める必要があると考えます。

②特に関心を寄せた項目等

卒業時アンケートの実施は良い考えだと思います。学生の満足度を上げるためにできる改善はすぐにでも行うべきだと思いますし、欲を言えば在学中の学生の意見も吸い上げる仕組みがあると良いと考えます。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

地域連携カイギ部の活動や大学生による我孫子の施策提案など、「域学連携」の活動はたいへん評価致します。今後は地元企業との「産学協同」も視野に地域に必要とされる大学として繁栄していく事を願っております。

【III】総括

商工会長という職務柄、地域の様々なイベントに関わっておりますが、スタッフとしてボランティア活動をする貴大学の学生をよく見かけます。皆さんまじめで一生懸命働いている姿に貴大学の教育方針の誠実さを鑑みる思いがいたします。

また駅伝をはじめとするスポーツ面での学生の活躍に、地域が本当に元気を頂いている事をお伝えすると同時に心から感謝申し上げたいと思います。今後も大学の活躍と繁栄を祈念しております。

<中央学院大学外部評価委員 望月 敏江>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

- ① 内部質保証推進の PDCA サイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について
内部質保証の推進に関しては「大学質保証会議」を中心に責任の明確化をすでに承認(11.26)され推進の責任の明確化を示した。また、PDCA サイクルは大学の各部会で大学基準協会から指摘を受けた課題だけでなく、自律的に課題を洗い流し、解決に向かう PDCA サイクルが動き出している。これは、各学部間を超越した課題検討に進展していると考えられる。

- ② 特に関心を寄せた項目等

・「学びの成長度」

2024 年度入学生より各学部のコース再編・カリキュラム改編により具体的カリキュラムツリー（ナンバリングを含む）は、新入生にとって具体的カリキュラムツリーが短時間でカリキュラムの全体像を把握するのに有効である。学生にとり分かりやすい学びの成長度効果が期待できる。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

・「市との連携」

将来を見据えた少子化対策の一環に他大学との連携が試みられるであろう。本大学の特色として我孫子市との連携事業が実施され、「大学生による我孫子市施策提案」発表会が実施されたことは、一步前進した市との連携を評価できる。

【III】総括

・「社会的評価」

「何と言っても箱根駅伝効果（点数では現れない）」は、見える大学の社会的評価となり全国的な拡大を示している。さらなる期待度が大である。

例、学会においても「箱根駅伝出場校の大学ですね」から話題が展開し、研究内容に発展するなど見えない効果を感じてきている。大学は、スポーツによる効果「駅伝部や野球部」による活躍を前面に積極的な PR 活動を展開することは少子化対策にも生きてくることを考慮願いたい。

<中央学院大学外部評価委員 米田 正巳>

【I】本学の内部質保証活動の進捗状況についての評価

- ① 内部質保証推進の PDCA サイクルの有効性や、進行中の取り組み・課題等について
(1) PDCA サイクルの重要性は、Action（施策・事務事業の見直し）を積極的に実施することです。すなわち、次の計画に対して諸政策重視への転換、政策・事業の不断の見直しが重要です。例えば、当校への受験合格者の数と次回への目標等、国家試験等への合格者の人數等、卒業生の就職先等の表示等の表示・広報です。施策・事務事業の見直しの結果、次期以降の Plan(政策立案)を明示することが、重要と考えます。

- (2) 事務組織の見直しとして、副学長の増員が挙げられています。学校経営においても、企業経営と「費用対効果」の点では、差はないと思います。事業等の推進・拡張のためには、資金が必要です。副学長に企業経営経験者を採用(非常勤でも)されては如何ですか。

- (3) 当校はその段階には来ておりませんが、私学事業団の調査によると「経営困難な状況」の私大が 18%、「経営困難の予備段階」の私大が 24%となっております。また、2024 年度の 4 年制私大の 59%が定員割れとなっています。急速に進む少子化の現在、「私学助成金」

や卒業生等の「寄附金」に頼るだけでなく、学校法人収入等の増加のため、経営的センスのある指導者等による「大学の稼ぐ力」を伸ばすことが必要と考えます。

②特に関心を寄せた項目等

(1) 当校は、現代教養学部はありますが、商学部と法学部に特化した大学と考えています。私の長女は現在、税理士となり事務所を経営しています。税理士試験科目は5科目です。大学院商学研究科、法学研究科の修士を終了することにより、税理士試験科目の3科目が免除されます。長女は当校の修士課程の修了により、一部科目免除となり税理士となっております。「GUIDE BOOK」の大学概要に記載されていますが、税理士資格取得など国家試験等の受験の、ためのメリットを「院生要覧」に積極的にアピールすべきと考えます。

(2) 「学生要覧」には、「教職課程の履修のしかた」が中心的記載されていますが、「GUIDE BOOK」と同様に、「実践的なキャリアサポート」や「資格サポート」などの取得の方策や取得者の現状などについて、「学生要覧」や「院生要覧」においても、取得方法や現状等の情報を報告されては如何ですか。

【II】特記事項（特に評価できる点や改善に向けた提案など）

① 当校の特記できる事項として、毎年正月に実施される箱根駅伝があります。「GUIDE BOOK」に「7つの強化指定クラブ」の一つとして、報告されていますが、その点を広報等で積極的なアピールを行い、学生・父兄等が自慢することが出来るように、働きかけては如何ですか。2025年新年の箱根駅伝において、中央学院大学は、本番選出の予選会において当校の選手が日本人選手の1位となり、本番の箱根駅伝では総合14位となりました。来期のシード校には至りませんでしたが、ガンバッタと思います。アナウンサーが中央大学とは言っても、中央学院大学のアナウンスが少なく、参加大学で影の薄いことがテレビを見ながら悔しい気持ちでした。私は、テレビで黄色のユニホームの中央学院大学のロゴと選手が目にはいると、期待しながら応援していました。青山学院大学・原監督などのようなテレビ等での宣伝・広報とは言わないまでも、積極的広報等を行っては如何ですか。

② 世界的に日本の漫画が評価されている現在、漫画世代の若者にとって、文章による表示より、写真、図面、表、漫画等の見た目で容易に理解可能な可視化した情報の開示が必要と考えます。学生諸君のアイデアを参考とし、若者等が思わず手に取って見るような、可視化された広報誌等の作成による宣伝をされることを期待します。

【III】総括

- ① PDCAサイクルの重要性は、「Action(事務組織の見直し)」を積極的に実施することです。
- ② 副学長の増員として、企業経営経験者を採用(非常勤でも)されては如何ですか。
- ③ 税理士試験などの国家試験等の受験のための取得の方策、取得者の現状などを「学生要覧」や「院生要覧」などでアピールされるべきと考えます。
- ④ 少子化が進む現在、当校への入学、卒業等を他人に自慢することが出来る事が重要と考えます。当校としては、その自慢できる事項(例えば、箱根駅伝など)を積極的に宣伝・広報することが必要と考えます。
- ⑤ 漫画世代の若者等へのアピール対策として、写真、図・趨勢表示等を多く取り入れ、可視化した情報等の報告などの開示が必要と考えます。

大学質保証会議

中央学院大学

大学質保証会議

本学における教育の質保証の展開と今後の方向性

大学質保証会議議長・副学長

川久保文紀

本学は、2021 年度の認証評価の結果を踏まえ、その改善・向上に努める全学的な基盤整備を行い、自律的かつ恒常に PDCA サイクルを回すことのできる内部質保証システムの構築に努めている。さらに、2028 年度の認証評価の受審に向けて、本学の教育活動が学修者の視線にたって展開されているかどうかという能動的な観点から教学レベルの改革に着手している。2022 年に全学レベルでの内部質保証に責任を有する大学質保証会議を設置し、その役割は内部質保証システムの有効性に関する改善指示を行うことである。そのもとで、各部会が個々の組織に内在する課題を洗い出し、自己点検・評価実施委員会がそれらの課題が改善されているかどうかの点検・評価を行っている。

2028 年の第 4 期認証評価の受審を、本学における教育の質保証をさらに深化させるための絶好の機会と位置づけ、まずは、本学において学生が「何を身に付けることができたのか」という学びの成長度を実感できる仕組みづくりが急務である。教員一人ひとりが学生の成長プロセスに対してどのように向き合うのかという核心部分によってこそ教育の質保証が担保されることはいうまでもない。換言すれば、学修成果の可視化ばかりではなく、その実質化が問われているのである。冒頭で述べたように、常に学修者の視線に立ち、学生はよりよい教育の創出主体であるという視点から、学生と教職員が一体となった大学づくりを行っていきたいと考えている。そのためには、学長の指示のもとで、大学質保証会議を中心として 3 学部と大学院が密接に連携し、全学的な教学マネジメント体制の円滑な運用を図ることが重要である。

現在、3 学部におけるコース再編とカリキュラム改革が進められているが、学部の垣根を越えてアカデミックリテラシーの基礎を身につける CGU 全学基盤教育も 2026 年度よりスタートする。導入の目的は、アカデミックリテラシーの基礎となる語学関連科目（日本語及び英語）、情報教育関連科目、将来の進路や理想の働き方を考えるキャリアデザイン科目、初年次ゼミ（CGU ベーシックス）を基軸として、あらゆる学びの基礎を習得し、実社会においても役立つ知の基盤を身につけてもらうことがある。学生数約 3000 人規模である本学には、大規模大学にはない強みがあり、各学部の枠内で提供している専門教育のカリキュラムばかりではなく、基礎的な知識の習得や能力の養成という基盤部分は学部の垣根を越えた全学教育によって実践していく。

18 歳人口の急速な減少をはじめとして、日本の大学をめぐる状況は激変している。2025 年に学校創立 125 周年、2026 年には大学創立 60 周年という節目の年が続くが、「公正な社会観と倫理観の涵養」という建学の精神のもと、本学に求められる人材育成の在り方を不斷に問い合わせながら、教育の質保証を推進していきたい。

2022～2024 年度 大学質保証会議 開催日程・議題等一覧

<2022 年度>

回	日程	議題
第 1 回	5 月 31 日 (火)	1. 内部質保証の推進について (1) 今後の内部質保証活動をどう回していくかについて (2) 大学評価(認証評価)結果の「是正勧告・努力課題」への対応について 2. その他
第 2 回	10 月 19 日 (水)	1. 「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正について 2. 全学 3 ポリシー・全学アセスメント・ポリシー策定作業について 3. その他 (外部評価委員会規程改正等)
第 3 回	12 月 13 日 (火)	1. 全学 3 ポリシー・全学アセスメント・ポリシー策定について 2. その他 (全学 3 ポリシー関係の作業スケジュール等)
第 4 回	3 月 6 日 (月)	1. 自己点検・評価実施委員会からの報告・改善要望書への対応について 2. 令和 4 年度外部評価委員による評価報告書への対応について 3. 「『大学基準』及びその解説」等の改定に対するパブリック・コメントについて 4. 大学基準協会へ提出する改善報告書（案）について 5. 全学 3 ポリシー／全学アセスメント・ポリシー制定後の作業について 6. その他 (7 カ年一貫教育、学生研究発表会等進捗等)
第 5 回	3 月 16 日 (木)	1. 中央学院大学外部評価委員会委員の委嘱について

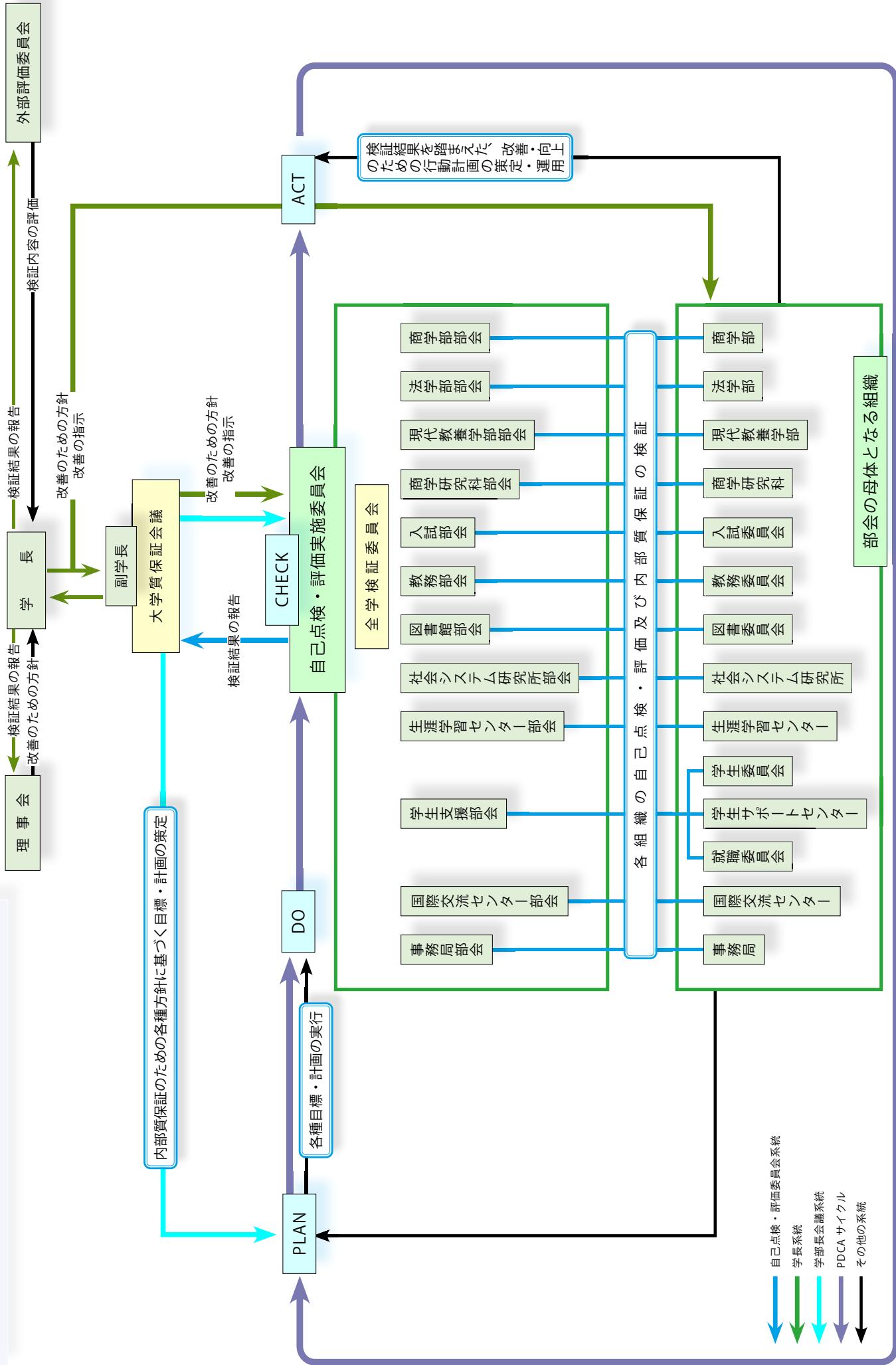
<2023年度>

回	日程	議題
第1回	4月19日（水）	1. 学長へ提出する報告・改善要望書（案）について 2. 令和5年度内部質保証推進関係スケジュールについて 3. 進捗報告 (1) 7ヵ年一貫教育（付属校での出前講座） (2) 学生発表会 (3) 担任制度の強化 (4) 我孫子市情報発信コーナー設置 4. その他（全学 SD/FD 開催等）
第2回	6月21日（水）	1. 各学部の3ポリシー検証作業について
第3回	7月25日（火）	1. 今年度前期の活動総括 2. 課題の進捗確認 3. 後期からの内部質保証に関する工程確認（カリキュラムマップ等） 4. その他（アセスメントテスト GPS-Academic 受検状況報告等）
第4回	9月26日（火）	1. カリキュラムマップ作成について 2. 各学部の内部質保証推進グループで検討して、学部で進めたいこと
第5回	11月28日（火）	1. 各学部における「退学高リスク学生」対応について（各学部からのご報告） 2. カリキュラムマップ・ツリーの作業進捗について 3. 11月20日開催大学基準協会第4期機関別認証評価説明会について 4. アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の可視化に関する全学体制構築に向けて
第6回	3月12日（火）	1. 自己点検・評価実施委員会からの報告・改善要望書について 2. 来年度に向けての課題確認 3. その他（アセスメントテスト GPS-Academic 受検率向上策等）

<2024年度>

回	日程	議題
第1回	6月11日（火）	1.自己点検・評価実施委員会の報告・改善要望書に対する回答（案）について 2.令和6年度内部質保証推進関係スケジュールについて 3.進捗報告 4.その他（researchmapへのリンク整備、大学設置基準改正対応等）
第2回	11月12日（火）	1.教育の質保証における学びの可視化について
第3回	11月26日（火）	1.内部質保証の推進に関する規程改正 2.各学部のカリキュラム改革のスケジュールと方向性 3.カリキュラム改革に関する全学の取り組み（全学基盤教育） 4.本学学生の学修時間・学修行動の把握について 5.その他
第4回	2月25日（火）	1.初年次教育実施に向けた勉強会（講師：（株）ベネッセ i-キャリア 岡安智美氏） 2.全学基盤教育について 3.アセスメント・ポリシー実行プラン（案）について 4.その他
第5回	3月11日（火）	1.自己点検・評価実施委員会からの報告・改善要望書について 2.中央学院大学外部評価委員会委員の委嘱について 3.学生の学修時間・学修行動に関する分析について 4.GPS-Academic4年生結果報告 5.来年度に向けての課題確認 6.その他

内部質保証推進のためのPDCAサイクル



中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程

(令和元年5月31日制定)

(目的)

第1条 この規程は、中央学院大学（以下、「本学」という。）の教育目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動及び管理運営等の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果をもとにした教育研究活動等の自律的・継続的な改善（以下、「内部質保証」という。）を推進させることを目的とする。

(恒常的質保証の推進)

第2条 学内のすべての組織と教職員は、内部質保証に係る方針及び手続きに基づいて、自律的・定期的・継続的に内部質保証の推進に取り組むものとする。

(内部質保証の実施事項)

第3条 第1条の目的を達成するために、学内のすべての組織と教職員は、次の各号に関する事項を遂行するものとする。

- (1) 教育研究及び業務の質保証に関する目標の設定及びその達成に向けた取り組み。
- (2) 前号に定める事項についての自己点検・評価及びそれに対する検証。
- (3) 検証結果に基づく改善の方針・方策の策定及びその実施。
- (4) 点検・評価結果の報告・公表。
- (5) 学校教育法に定める認証評価に関すること。
- (6) その他、点検・評価及び内部質保証のために必要とされること。

(内部質保証の推進体制)

第4条 本学における内部質保証の推進については、学長と大学質保証会議が連携し、責任を負うものとする。

- 2 本学における自己点検・評価を推進するため、自己点検・評価実施委員会を置く。
- 3 学部・研究科・センター等各組織の自己点検・評価を行うため、自己点検・評価実施委員会に部会を置く。
- 4 各部会の点検・評価結果を全学的観点から検証するため、自己点検・評価実施委員会内に全学検証委員会を置く。
- 5 学部・研究科・センター等各組織は、それぞれの内部質保証に関する規程を定め、自律的に内部質保証を推進する。
- 6 内部質保証の客觀性を担保するため、中央学院大学外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）を置く。外部評価委員会については別に定める。

(大学質保証会議の役割)

第5条 大学質保証会議は、全学の3つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を踏まえた教育の企画・運用及び検証・改善を中心として、本学における内部質保証システムを有効に機能させる責任を負う。

- 2 大学質保証会議は、学長及び自己点検・評価実施委員会に改善の内容・経過・結果を隨時報告するも

のとする。

(大学質保証会議の構成及び招集)

第6条 大学質保証会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 研究科長
- (4) 自己点検・評価実施委員会委員長
- (5) 大学事務局長
- (6) その他学長及び議長が必要と認めた者

2 大学質保証会議の議長は、副学長とする。

3 大学質保証会議は、議長が招集する。ただし、議長にやむを得ない事情があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(大学質保証会議の審議事項)

第7条 大学質保証会議は、次の事項について審議する。

- (1) 内部質保証システムの適切性
- (2) 自己点検・評価実施委員会及び外部評価委員会による点検・評価の結果等を踏まえた改善方策に関する事項
- (3) 認証評価の受審に関する事項
- (4) その他内部質保証に関して学長が必要と認めた事項

(自己点検・評価実施委員会の職務)

第8条 自己点検・評価実施委員会は、部会が作成した点検・評価報告書を基に、全学検証委員会を中心にして全学的観点から毎年検証を行い、報告書及び改善要望書を作成して大学質保証会議に提出する。

(自己点検・評価実施委員会の構成)

第9条 自己点検・評価実施委員会は、次の各号に掲げる者（以下、「自己点検委員」という。）をもつて構成する。

- (1) 学部長の指名する専任教員 各学部 3名
- (2) 研究科長の指名する大学院の担当教員 2名
- (3) 図書館長、社会システム研究所長、生涯学習センター長、学生サポートセンター長、国際交流委員会委員長、入試委員会委員長、教務委員会委員長、学生委員会委員長、就職委員会委員長
- (4) 大学事務局長
- (5) 企画政策部長、学事部長、情報システム部長、入試広報部長
- (6) 総務財務部長

(自己点検委員の任命及び任期)

第10条 自己点検委員は、学長が任命する。

2 自己点検委員の任期は、3年半とする。ただし、欠員が生じたときは、速やかに補充する。

3 補充の自己点検委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(自己点検・評価実施委員会委員長)

第11条 自己点検・評価実施委員会に委員長を置く。

2 委員長は、自己点検委員の中から学長が任命する。

(部会)

第12条 自己点検・評価実施委員会に、次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 商学部部会

(2) 法学部部会

(3) 現代教養学部部会

(4) 商学研究科部会

(5) 入試部会

(6) 教務部会

(7) 図書館部会

(8) 社会システム研究所部会

(9) 生涯学習センター部会

(10) 学生支援部会

(11) 国際交流部会

(12) 事務局部会

2 部会は、部会長及び部会委員により構成する。

3 部会長及び部会委員については、自己点検・評価実施委員会において委員の中から選任し、学長の承認を得るものとする。

4 部会は、自己点検・評価の経過及び結果について、毎年、自己点検・評価実施委員会へ報告書を提出する。

(自己点検・評価実施委員会及び部会の招集)

第13条 自己点検・評価実施委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長にやむを得ない事情があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

2 部会は部会長が招集し、その運営を行う。ただし、部会長にやむを得ない事情があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代行する。

(全学検証委員会の構成)

第14条 全学検証委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 自己点検・評価実施委員会委員長

(2) 商学部部会 1名

(3) 法学部部会 1名

(4) 現代教養学部部会 1名

(5) 商学研究科部会 1名

(6) 入試部会 1名

(7) 教務部会 1名

(8) 図書館部会 1名

(9) 学生支援部会 1名

(10) 社会システム研究所部会、生涯学習センター部会、国際交流部会の3部会から1名

(11) 事務局部会 1名

2 全学検証委員会の委員長は自己点検・評価実施委員会委員長が兼務する。

(自己点検・評価の実施期間及び項目)

第15条 自己点検・評価実施委員会は、3年半に一度、大学基準協会の点検・評価項目に則って自己点検・評価を行う。

2 その他の年度については、自己点検・評価実施委員会が定めた様式に従って自己点検・評価を行う。

(外部評価委員会)

第16条 学長は、自己点検・評価の結果について、第4条第6項に定める外部評価委員会を毎年開催し、意見を求めるものとする。

(改善措置)

第17条 大学質保証会議は、改善の必要な事項について、各組織に指示を行う。

2 各組織は、改善の結果を大学質保証会議に報告する。

(自己点検・評価結果の報告と公表)

第18条 学長は、自己点検・評価の結果を公表する。

2 学長は、学校教育法に定める認証評価の結果を理事会に報告する。

(事務)

第19条 内部質保証に関する事務は、企画政策部企画戦略グループにおいて行う。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、大学質保証会議で協議のうえ、教授会及び研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附則

1 この規程は、令和元年5月31日から施行する。

2 この規程制定後、「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」(平成8年7月10日制定)は廃止する。

附則 令和2年11月5日 一部改正

附則 令和4年3月15日 一部改正。改正後のこの規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 令和4年11月16日 一部改正。改正後のこの規程は、令和4年10月1日から適用する。

附則 令和7年2月13日 一部改正。改正後のこの規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則 令和7年7月17日 一部改正。改正後のこの規程は、令和7年4月1日から適用する。

中央学院大学副学長規程

(令和4年6月28日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、中央学院大学学則第11条に規定する副学長に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 副学長は、中央学院大学学長（以下「学長」という。）を助け、命を受けて校務をつかさどり全学の重要な事項の計画遂行に係る連絡調整と学長の委任する職務を行う。

(任命)

第3条 副学長は、中央学院大学の専任教員のうちから、学部長会の意見を聴いて学長が任命する。

2 副学長は1名とする。

3 学長は、副学長を任命したときは、理事長に報告する。

4 副学長は、学部、研究科、その他の教育研究上の重要な役職を兼ねることができない。

(資格)

第4条 副学長は、大学における教育研究活動等を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

(任期)

第5条 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期を超えることはできない。

2 学長が任期満了前に辞任した場合、又は欠員となった場合は、引き続き在任し、次期学長の発令日前日をもって任期を終えるものとする。

3 副学長が任期満了前に辞任した場合、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第6条 学長は、副学長が次の各号の一に該当するとき、その他副学長たるに適しないと認めるときは、その副学長を解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

（2）職務上の義務違反があるとき

2 学長は、副学長を解任しようとする場合には、当該副学長に対し弁明の機会を与えるものとする。

(秘密保持義務)

第7条 副学長は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

中央学院大学アセスメント・ポリシー

中央学院大学は、「建学の精神」及び「教育理念」に基づく教育の目標を実現するために、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）としてその方針を定め、教育活動を進めるとともに、恒常的な教育の質保証と改善に努めます。これらの方針の達成状況、教育効果並びに学生の学修成果の測定・評価指標は、機関（大学）、教育課程（学部・学科）、科目の3つのレベルについて、全学として以下のように定めます。この検証によって中央学院大学の学生の学修成果を把握し、全学的な教育改革、教育改善、学生支援および学修支援の改善等に役立てていきます。

区分	アドミッション・ポリシー (AP) 入学前・入学直後 (APを満たす人材か)	カリキュラム・ポリシー (CP) 在学中 (CPに則って学修が進められているか)	ディプロマ・ポリシー (DP) 卒業時・卒業後 (DPを満たす人材になったか)
	入学者選抜試験 志望理由書・調査書等の記載内容 アセスメントテスト (GPS-A) 大学全体レベル (機関レベル)	GPA分布状況 単位修得状況 休学率・退学率 授業評価アンケート アセスメントテスト (GPS-A) 学生生活満足度調査 図書館利用状況	卒業率 就職率 進学率 アセスメントテスト (GPS-A) 卒業時アンケート調査 卒業生アンケート調査 就職先アンケート調査 資格取得状況 公務員採用試験合格者数
学部レベル (教育課程レベル)	入学者選抜試験 志望理由書・調査書等の記載内容 アセスメントテスト (GPS-A) 学部科目レベル (科目レベル)	GPA分布状況 単位修得状況 休学率・退学率 授業評価アンケート アセスメントテスト (GPS-A) 資格取得状況 インターンシップ参加状況 留学状況（留学プログラム満足度）	卒業率 就職率 進学率 アセスメントテスト (GPS-A) 卒業論文・卒業研究 卒業時アンケート調査 卒業生アンケート調査 資格取得状況 公務員採用試験合格者数
学部科目レベル (科目レベル)	プレイスメントテスト	各科目の成績評価 授業評価アンケート	

2025年6月25日

自己点検・評価実施委員会委員長
齋藤大輔様

「自己点検・評価(2024年度実施)に基づく報告・改善要望書」に対する回答書

学長 大村 芳昭
副学長 川久保文紀

第9期自己点検・評価実施委員会から提出された「報告・改善要望書」に関して検討を行い、本回答書を作成した。要望書に真摯に向き合うことによって、大学が直面する課題を再認識し、改善がみられていない事項についてどのように取り組むべきかを改めて協議した。要望書の内容はかなり多岐にわたり、限られた人員と予算のなかで優先順位をつけて臨むことが必要である。

2027～2028年の第4期認証評価の受審を絶好の機会と位置づけ、本学における教育の質保証を推進していきたいと考えている。現在、各学部におけるコース再編とカリキュラム改革が進められているが、学部の垣根を越えてアカデミックリテラシーの基礎を身につけるCGU全学基盤教育の構築に向けた動きも進展している。組織全体が同じベクトルを向いて大学全体の改革を進めることは大学執行部の責任であることはいうまでもないが、役割や責任を分担・共有する教職員ひとりひとりの姿勢もますます求められている。

そして、改革を進めるにあたって、本学に伏在する縦割り型の組織や思考の見直しが急務であり、4つの連携を強化していきたい。第一に、3学部間の連携である。全学の3つのポリシーやカリキュラムマップの策定にみられるように、教育の質保証の推進にあたっては、情報共有を前提とした3学部間の連携が極めて重要であり、大学全体として一体性をもった全学教育を展開していく。第二に、教員と職員の連携である。教職協働なくして「学生に寄り添う大学」の実現は困難であり、両者が協力して同じ目線で学生に向き合う姿勢が求められている（令和4年大学設置基準等の改正により「教職協働」の実質化が盛り込まれた）。第三に、事務組織間の連携である。本年4月からスタートした事務組織の改編は、部署間の連携を強化することを目的として、「課」を「グループ」へと変更したものである。教育の質保証の推進という観点からも、入口である入試広報、教育の本体である教務・学生（国際交流含む）、出口である就職までの組織横断的な仕組みのなかであらゆる取り組みを行うことが重要であり、こうしたことが組織全体に浸透するように努めていきたい。第四に、法人と教学の連携である。本年4月に施行された私立学校法の改正によって、理事会や評議員会の在り方が大きく変わることになるが、情報共有体制の構築を含めた法人と教学の関係の在り方を検討していくことも必要であり、学長を中心として働きかけを行っていく。

冒頭、大学運営に関する基本的な考え方について申し上げたが、教職員各位の引き続きのご理解・ご協力を願い申し上げる。

① 学生の安定確保のための本学の方針

入試危機事態宣言を受けての大学入試戦略については、志願者の増加と定員の回復という基本的な目標を踏まえ、大学をバックアップする目的で法人に設置された大学入試戦略会議(略称「戦略会議 125」)との連携を密にしていきたい。入試コンサルタントをお願いしている白石洋司氏の提案をきっかけに構想され、4月 28 日の戦略会議 125 でご了承いただいた企画実行委員会(ただし戦略会議 125 との関係については、財政等の観点から法人側で検討するミッションを戦略会議 125 で、教学等の観点から大学側で検討するミッションを企画実行委員会でそれぞれ担当するという棲み分けを行う方向で調整中)の活動を通じて、具体的な対策を練り上げ、経営会議での意思決定(テーマにより副学長や学部長も参加)や学部長会議での情報共有を行いながら、全学的な体制を構築していきたい。また、6月 11 日の各学部教授会では、入学定員の削減について教員から意見を求める学長名での文書が配布された。今後、財政も含め定員削減に伴うシミュレーションなどのデータ・資料を法人から提出してもらい、議論を行っていきたい。

② 基盤教育の再編の方針とカリキュラム改編

CGU 全学基盤教育については、大学質保証会議において検討を重ね、本年 3 月に各科目担当者に検討指示を学長・副学長から依頼し、4 月に各科目担当者から報告文書が提出された。大学の方針と学部の方針が異なることがないように、各学部のカリキュラム再編の動きと足並みをそろえ、2026 年度実施に向けて作業を進めてきたところである。CGU 全学基盤教育は、各学部の専門教育の基礎となるアカデミックリテラシーを身につけるために必要な科目群についての名称や単位数、教育内容の一部共通化を目指すものである。各学部長が構成メンバーとなっている大学質保証会議や学部長会で各学部のカリキュラム再編についての進捗状況を常に共有し、副学長と各学部長補佐との間で密なコミュニケーションを図りながら、進めていることをご理解いただきたい。全学基盤教育についての基本方針は、本年 3 月の各学部教授会で示しており、6 月 11 日の各学部教授会でも再度示した。情報共有が重要であることはいうまでもなく、今後もそのように努めていく。

また、商学部や法学部において、2 年次以降のゼミの履修率がかなり低下しているという現状を踏まえれば、カリキュラム再編の動きのなかでゼミにおける履修率をアップさせるための方策を各学部において早急に検討し、実行に移すことが欠かせないと考えている。本年 6 月、CGU ポータルの改修によって、「学びの成長度グラフ」も導入される。「学生に寄り添う」大学であるならば、ゼミ教育の充実を図ることはいうまでもなく、初年次からゼミを継続して履修しようというマインドが学生のなかに自然に醸成されていくことが好ましい流れである。

③ カリキュラム再編における教員採用について

「現在は退職により退職者と同じ分野の教員を補充することが行われている」とのご指摘であるが、現状でもある程度柔軟な対応は可能であり、特に今後、「同じ分野」にこだわっていると採用人事が硬直化し、大学にとって必要な人材を確保できない恐れがあり、退職者数の範囲内での補充採

用であれば、専攻分野についてはより柔軟な対応を行うことも考えられる。そうすることが教員採用抑制という法人の方針とも一致するものと考えている。

④ 情報演習科目の SA 制度の導入について

情報演習科目支援のための SA 等の制度については、規程案の策定までは進んでいるが、対法人を含め調整が必要な事項が複数あり遅滞している状況である。今後導入に向け、調整を進められればと考えている。

⑤ 学部予算の導入について

学部長の自由裁量がきく予算をつけて欲しいという要望であるが、使途があいまいな予算をつけることは認め難いことをご理解願いたい。このような予算が認められると財源は無限ではなく限られているので、本来優先されるべき使途が明確な予算が制限されることになりかねないことになる。ただ、緊急性が高くどうしても必要なものへの要望については、年度途中であっても大学から法人へ要望し、認められるよう努めていく。

⑥ 母語が日本語以外の入学者(日本の高校に通っていた外国籍の学生等)への対応について

受験生が多様化してきていることは承知している。現時点で考えられることは、入試グループと学生・国際交流グループと教務グループとの情報共有をさらに密にすることによって、個別に対応していくべき問題であり、学長からもそのような指示を行ったところである。試験区分のデータは入試グループから学生・国際交流グループに送られてはいるが、本来、母語に関するデータは存在しておらず、本学のなかで、どの程度、そのような学生が存在するのかを事務組織間で共有・把握したうえで、教職協働でのぞむべき問題であると認識している

⑦ 教員の研究活動の活性化について

この要望に関して、明確に申し上げたいことは、教育の質保証と研究の質保証は車の両輪であり、本学は双方の充実を目指しているということである。「教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っている仕組み」こそが、知の基盤を生み出していると認識している(「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について(審議まとめ)」中央教育審議会大学分科会、令和 3 年 2 月)。教員の業務負担が増加しているために、研究所のプロジェクト研究への応募が困難であるという指摘であるが、研究活動を活発に行っている教員も多くおり、科研費などの外部研究資金の取得率も近年向上している。プロジェクト研究への応募状況を事例として、本学の研究活動が活性化していないということが果たしていえるのだろうか。2023 年度に開始されたプロジェクト研究については、現在までに 4 件が採択され、おかれた状況のなかで各教員が研究時間を確保し、申請調書に向き合った結果であると考えている。教員の研究支援に対する継続的な取り組みの重要性はいうまでもないが、教員の業務負担の公平性という観点からも、各学部における精査も必要であろう。

⑧ 教室の情報化と⑨教室環境の改善

本学の教室の情報化に関して、他の大学に比べて、遅れをとっていることは率直に認めざるをえない。ゼミ教室の情報環境についていえば、モニターやプロジェクターの設置もなく、CGU 全学基盤教育の核のひとつとして、情報関連教育が位置づけられるが、このような施設環境では問題があると認識している。法人に対して、まずはゼミ教室にプロジェクター等を設置してもらう要望を行いたいと考えている。キャンパスにおけるすべての情報環境を一度に改善することは財政的に難しいと考えているが、教室の教育用設備の充実については今後の整備計画の課題には挙げられているので、こうした要望があがったことについても法人に伝えたい。教室の空調については経費を含めた効率的運用を考えると集中管理が適当と考えており、その中で快適な室内環境が保てるよう担当部署と相談していきたい。

⑩ 大学全体のバリアフリー化および安全確保の推進

バリアフリー化については、担当部署に整備可能なところから着手するよう指示しており、現在(2025年5月)、担当部署では本館・5号館周辺の段差の改善について業者に相談しているところである。キャンパスの照明等についても、課題として認識し、一つずつでも解消されるよう、引き続き働きかけていく。

⑪ CGU ポータル改善の意見集約の仕組み構築

CGU ポータルの仕様についての改善要望は、教務グループで集約しているものと承知している。この要望に関して、現時点での CGU ポータルの改修は考えていないが、今回の要望があったことを教務グループに伝える。

⑫ 国際化への対応

グローバルラウンジに関して、入学者の確保においても留学生の役割は今後重要になってくるという認識である。外国人学生と日本人学生が交流する場が本学には存在しない。再度、法人側の留学生受け入れについての基本的な方針も確認したうえで、人員を配置するかどうかなどの設置形態にもよるが、本学にとって実現可能な方向性を考えたい。

⑬ 図書の除却

どのような方法が容易であるのかについて、共通理解が存在しないなかで、総務財務部と図書館の方で協議していただきたいと考えている。

⑭ オープンアクセスに関する取り組み

本要望を受けて、5月20日に学長から全学学術委員会に諮問を行ったところである(7月末に答申予定)。価値ある学問的成果を適切に管理しながら広く共有するという意味で、オープンアクセスの推進には賛同するというのが学長見解であり、(1)本学でオープンアクセス推進のために行う

べきことは何か、(2)その際に問題となる点は何か、(3)それを克服するために何をすればよいかという3点について諮詢した。

⑯ アセスメントテスト(GPS-Academic)の受検率向上の取組み

2年次以降の受検率の低さはご指摘の通りである。現代教養学部は4年間ゼミが必修であり、他の学部に比べて学生数が少ない特色を生かし、面談を通じて受検結果を活用している取り組みは功を奏している。CGU 全学基盤教育に学生の成長を測るアセスメントテストを取り込み、ゼミ教育のなかで有効活用していくことについては教員の理解と協力が欠かせない。また、2024年度の4年生150名の受検者のうち約80%が1年次からの連続受検者というデータからも、学生にメリットをよく理解させることが重要であり、このテストの結果がゆくゆくは就職活動の準備に役に立つということを理解させ、毎年受検が当たり前という認識を浸透させることができれば多くの学生が4年次まで継続して受検するようになると思われる。さらに、就職グループのキャリア支援や各学部のキャリア科目においても、全学的にアセスメントテストをうまく活用して行くことが今後望まれる。受検率が向上すれば、今回アセスメントテストのデータに基づき全学教務委員会で学修時間・学修行動に関する分析が行われたように、教育改善を行う上での一層信頼できるデータとなり、認証評価や補助金要件に対応することができる。プライバシーポリシーについては、アセスメント・ポリシーの実行を進めるうえで、全学で見直しが必要と認識している。

⑰ 学生データの活用について

学校創立125周年記念事業との関連において、法人にDXセンター統合戦略室準備室が設置されたようである。教学側からLMSの更新の要望を行った際に、法人側からさまざまなシステムが乱立することを避けたいという説明があったが、いつまでに学生のデータの一元化を含むDX構想が実現するのかのロードマップを示してもらいたいと考えている。そもそもLMSの機能には、学内の学生データを一元化するような機能を本来持ち合わせていないという前提が共有されていないうえに、建設設計画のロードマップが教学側に示されていない現状はあまり好ましいとはいえない。入口から出口までの学生のデータを一元化するというシステム構築にかかる時間と予算に関して、法人から今後の展望を示していただきたいと考えている。

⑱ アンケート結果の回答について

ご指摘のように、学生のアンケート結果について、しっかりと受け止めているという姿勢をみせることは重要である。スクールバスに関して、総務課(現在の庶務グループ)とは協議してきた。どのような告知の方法がよいのかについて結論が得られないままになっていたが、前期中には学長名でのメッセージをポータルから発信する予定である。日頃から学生からの要望に応えるために、「学長意見箱」を大学公式サイト上に設置し、学長が丁寧に回答している(ただし、投稿のルールを守ったものに限る)。また、学長と学生自治会との間での意見交換会を開始させており、学生自治会からの要望に関して、現在、回答案を作成中である。このような取り組みを行うことによって、

大学として学生の声を大切にしながら教育を行っているという基本的な姿勢が伝わるように努めしていく。

⑯ 職員の人員不足について

学生相談室のカウンセラーについては、2024 年度は例外的に年度途中での退職などにより1人体制になっていたが、2025 年度は非常勤カウンセラーにも週 3 日程度出勤していただく元の形となつたことをご報告する。精神科医については各方面に当たっているが、なかなか条件に合う方が見つからないのが現況である。各部門で人員不足が言われているのは承知しているが、人員は限られており、また財務上の問題で人件費の継続的増加につながる職員の採用増は難しい状況である。基本的には事務組織改編により縦割り構造から脱却することで不足を補う考えであるが、それでも必要なものについては法人に要望をしていきたい。

⑰ 食環境の改善

学食の改善については、前年度の回答書に記載したことが実現していないことを率直にお詫びする。過去には、新規の学食業者から本学への出店を断られた経緯もあり、継続して各方面に働きかけを行っているものの補助の関係もあり出店には至っていない。キッチンカーの増設による対応で昼食の選択肢を増やすことにした。学生会館 2 階の厨房施設を改修するには相当な予算措置を伴い、店舗数の増設も困難な現状である。セブンイレブンの営業時間に関して、周知のように、土曜日や長期休暇には運動部も含め学生がほとんどいないというキャンパスの現実を考えれば、授業期間外の営業日の拡大についても実現は困難である（以前、土曜日は営業していた）。安価な朝食を提供できないものかという案もあるが、大学側が財政補填を行うことも必要になる。他大学との立地の違いが大きいこともあるが、学食の魅力が効果的な学生募集策のひとつになるという認識も法人にも共有してもらいたいと考えている。

⑱ 入学式・卒業式の式典

入学式・卒業式については、学長指示のもとで、本要望を受ける前からさまざまな改善を行っている。学生主体の式であることを意味する名称への変更や在学生による送辞の実施などを行ったが、次回からは入学生による宣誓の復活や地元合唱団による校歌斉唱を行う予定である（調整事項もあるので、最終決定ではないことを申し添える）。本学にふさわしい式典の在り方について検討することは重要であるが、式典担当の事務組織ばかりではなく、教員側の協力も必要になると思われる。

⑲ 本学の在り方について

「本学の在り方について」というこの項目全体の趣旨があまりにも曖昧であり、回答が困難である（このような「本学の在り方」を問う大きな課題は、要望項目の内容や配置を全体的に考慮したうえで、要望の前半部分におくべきではないだろうか）。ただ、「地域に根差している」の部分との関

連で、地域連携については、我孫子市との連携を一層強化すべく、我孫子市・中央学院大学相互連携会議で鋭意検討している。それ以外の地域連携についても、学長と副学長が情報共有などをしながら適宜対応しているところであり、今後も地域連携を一層推進していく方向で対応していく。

㉗ 課題提出の仕組みについて

本要望に関して、要望書および回答書の在り方も含め、学長、副学長、大学事務局長、自己点検・評価実施委員長と協議したい。

第3期認証評価改善報告書

2025（令和7）年7月

改善報告書

大学名称 中央学院大学 (大学評価実施年度 2021 年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、2021 年度の認証評価の結果を踏まえ、その改善・向上に努める全学的な基盤整備を行い、2028 年度の認証評価の受審に向けて、自律的かつ恒常に PDCA サイクルを回すことのできる内部質保証システムの構築に努めている。貴協会から指摘を受けたために改善するという受動的な姿勢ではなく、本学の教育活動全体が学生本位の視線にたって展開されているかどうかという積極的な観点から改善に向けた取り組みを行っている。

2021 年度の認証評価において、「是正勧告」として示された「基準 10 大学運営・財務」においては、大学の中長期計画にかかる大学運営の基本的な方針が示されていないという指摘を真摯に受けとめ、法人と教學が協働しながらその改善に努めてきた。大きな進歩としては、学則に「置くことができる」と規定されながら置かれていた副学長を 2022 年に任命し、大学の中長期計画や内部質保証を担当させることによって、学長を中心とする教學マネジメント体制の強化を図ったことが挙げられる(資料 1-1)。

「改善課題」としての「基準 2 内部質保証」においては、責任主体としての自己点検・評価実施委員会による定期的な点検がなされておらず、改善・向上のためのプロセスが体制上明確ではないという指摘に対して、2022 年に全学レベルでの内部質保証に責任を有する大学質保証会議を設置した(資料 1-2、1-3)。副学長がこの会議の議長を務め、商学部長、法学部長、現代教養学部長、大学院商学研究科長、大学事務局長、自己点検・評価実施委員会委員長から構成され、内部質保証システムの有効性に関する改善指示を行う司令塔的な組織としての位置づけを有している。そのもとで、各部会が個々の組織に内在する課題を洗い出し、自己点検・評価実施委員会がそれらの課題が改善されているかどうかの点検・評価を行っている。さらに、2024 年に「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の一部を改正し、大学質保証会議の役割をさらに明確にすることによって、全学レベルでの内部質保証の推進や教學マネジメントに責任を有する主体として位置づけた。

第 3 期認証評価で指摘を受けた「基準 2 内部質保証」および「基準 4 教育課程・學習成果」に関する課題は、この改善報告書に記載の通りすでに解決・改善しており、現在は次の第 4 期認証評価を見据えた取り組みに着手し、商学部・法学部・現代教養学部および大学院商学研究科修士課程で連携を図り、全学的に内部質保証の推進に努めている。

資料 1-1 中央学院大学副学長規程

資料 1-2 中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程

資料 1-3 内部質保証推進のための PDCA サイクル

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準 提言（全文）	<p>基準10 大学運営・財務 (1) 大学運営</p> <p>大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針が定められていない。また、学則において、副学長を置くことが定められているが、これまで置かれたことがなく、規程と実態に齟齬があり、研究科長の権限についても包括的に定められていない。さらに、規程に基づかない組織運営や、改廃に関する規定の不備が見受けられるとともに、「経営会議」や「学部長会議」は組織における重要な会議体でありながら、その会議録が作成されていない等、適切な大学運営を行っているとはいがたいことから、組織の基盤を十分に整備し、適切に大学運営を行い、定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に取り組むよう、是正されたい。</p>
	大学評価時の状況	<p>中長期計画については、工程表を作成し、それにしたがって計画の実現を図っていくこととしていたために、大学運営に関する基本方針は定められていなかった。しかし、第2期（2014年度）の大学評価において内部質保証について様々な指摘を受けていたため、内部質保証の運営体制の整備を進めるなかで策定することとしていた。また、副学長を置くことについても、検討はしていたものの実現に至ってはいなかった。大学院商学研究科長権限の規定化をはじめとする規程の整備については、当該規程運用などの際にその都度整備を行ってきたが、規程が膨大な数であるため、未整備のものが残っているという状況であった。さらに、「学校法人中央学院経理規程」では「予算会議」が予算編成の手続に関与することが規定されているが、実際には「経営会議」で検討がなされ、規程に基づかない運営を行ってきていた。このように「経営会議」は法人運営業務の要としての機能を果たしてきているが、これまで議事録が作成されないままに運営</p>

	<p>が行われてきた。また、「学部長会議」については、「学部長会」と「拡大学部長会」の二つの組織で構成されており、従来定例で開催されてきた「拡大学部長会」については議事録が作成されていたものの、2021年4月1日付の規程改正により学長・学部長・大学院商学研究科長・大学事務局長で構成される「学部長会」が定例開催となってからは、録音と会議メモはとっていたものの、正式な議事録は作成されないままに会議運営が行われてきた。</p>
大学評価後の改善状況	<p>大学基準協会からの提言を受け、自己点検・評価実施委員会からの改善要望を待つまでもなく、学長を含む学部長会が中心となって改善に取り組み、大学運営に関する基本方針については、「中央学院大学大学運営に関する基本方針」を2022年6月に策定した（資料2-(1)-1-1）。また、副学長についても「中央学院大学副学長規程」を制定し、あらたに副学長を置くこととなった（資料1-1）。</p> <p>2022年10月に就任した副学長は、全学的な重要事項の計画遂行に係る連絡調整と学長の委任する職務を行い、副学長の設置は学長を補佐する体制の強化につながった。さらに、大学院商学研究科長の権限については2022年7月開催の大学院商学研究科委員会にて「中央学院大学大学院学則」の改正を行い、大学院商学研究科長の権限を包括的に定めた（資料2-(1)-1-2）。学部長会議においても正式な議事録を作成することとした（資料2-(1)-1-3）。</p> <p>法人においては、実地調査後の2021年12月20日付文書「大学評価（認証評価）結果（委員会案）に対する意見申し立てについて」の中で経営会議の議事録が無いことについての指摘があることを確認し、2022年1月開催の経営会議において当会議から議事録を作成し出席者に配布するとともに保管することについて審議・承認し、以後議事録を整備している（資料2-(1)-1-4）。</p> <p>さらに、予算編成手続きが「学校法人中央学院経理規程」に定められた通りに行なわれていないとの指摘については、実際に行なわれている手続きに沿うように条文を改めた内容を含めた同規程改正案が2022年10月開催の理事会で承認され同日付で施行すること</p>

	<p>となり、予算編成における規程と実際の手続きとの齟齬は解消された（資料 2-(1)-1-5）。</p> <p>改廃に関する規定の不備については、各種規程を改正する際に必ず確認し、備わっていない場合は追加するように徹底しており、少しづつ整備を進めている（資料 2-(1)-1-2、2-(1)-1-6、2-(1)-1-7）。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-(1)-1-1 中央学院大学大学運営に関する基本方針 (https://www.cgu.ac.jp/about/disclosure.html) 資料 2-(1)-1-2 中央学院大学大学院学則 資料 2-(1)-1-3 学部長会議事録（2022年4月26日開催） 資料 2-(1)-1-4 経営会議議事録抜粋（2022年1月12日開催） 資料 2-(1)-1-5 学校法人中央学院経理規程 資料 2-(1)-1-6 中央学院大学学則 資料 2-(1)-1-7 理事会議事録抜粋（2023年3月29日開催）</p>
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	<p>「自己点検・評価実施委員会」を責任主体とする内部質保証体制を構築しているものの、定期的な点検・評価を行っているとはいがたい。また、点検・評価の結果に基づく改善・向上のプロセスが体制上明確でなく、内部質保証推進組織が改善・向上に向けた運営・支援の役割を十分に果たしているとはいえないことから、「自己点検・評価実施委員会」のもと、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>第2期（2014年度）の認証評価において本学の内部質保証に大きな問題があるとの指摘を受け、3つのポリシーの実体化と、検証・改善・確認のための組織的な仕組み作りを構築するため、1. 改善のための根本的な方針・方向性の策定、2. 改善可能な指摘事項への早急な対応、3. 指摘事項以外の問題点の洗い出しと改善方針の策定、4. 新たに「本学の目指すべき理想像」の作成を行うこととし、まずは現行の「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」の見直しを行い、「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」を制定した。これによって「自己点検・評価実施委員会」を点検・評価・改善を推進するための全学内部質保証推進組織として明確に位置づけ、さらに各部会の内部質保証推進規程や条項の新設を行うことで教育研究活動等の自律的・継続的な改善を図ることとした。</p> <p>このような整備のもとに、各部会で大学基準協会の点検・評価項目に基づいた自己点検・評価を実施し、その結果を全学的視点から検証して、第3期（2021年度）の『自己点検・評価報告書』の作成および実地調査に臨んだ。</p> <p>実地調査後、再度「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」の改正を行い、学長、学部長および自己点検・評価実施委員会委員長で構成される内部質保証を推進する会議体を設置し、改善点をチエ</p>

	<p>ックする権限を持たせることとした。さらに、これまで自己点検・評価実施委員会に構成メンバーとして含まれていなかった就職部長、教務委員長等を加えることとした。このような体制のもとで（1）認証評価が7年に1回というサイクルであることから、大学基準協会の基準に基づいた点検を3年半に1回行う。（2）他年度は毎年、大学独自の点検用共通様式により3つのポリシーを踏まえて各部会で検証を行い、それをもとに全学的視点からの点検・検証を重ね、改善の進捗状況について可視化を図る。（3）部会による当年度の計画実施状況と改善状況またはその見通しを毎年12月までに自己点検・評価実施委員会に報告する。（4）部会による次年度の年度計画および改善課題を策定し、毎年3月までに自己点検・評価実施委員会に提出する、といった形で自己点検実施サイクルの確立（PDCAの活用）を図ることとした。</p>
大学評価後の改善状況	<p>本学では自己点検・評価実施委員会を中心に内部質保証上の問題点の改善に努めてきた。提言を受けた課題については学長から諮問が出され、それぞれ該当する部会で検討を進め、改善に繋げた（資料2-(2)-1-1）。また、副学長規程（資料1-1）の制定により、副学長を議長とする「大学質保証会議」を設置して内部質保証体制を強化した（資料1-2）。現在、この会議を中心として上記「大学評価時の状況」で述べた（1）～（4）までの計画が実施され、自律的な点検・評価が行われるようになっており、認証評価での課題解決のみならず、自律的に課題を洗い出し解決に向かうという内部質保証のPDCAサイクル（資料1-3）を推し進めている（資料2-(2)-1-2～2-(2)-1-14）。自己点検・評価実施委員会では「自己点検・評価に基づく報告・改善要望書」（資料2-(2)-1-15）を毎年大学質保証会議に提出し、大学質保証会議ではこの改善要望を検証して学長に報告し、学長は副学長連名の回答書（資料2-(2)-1-16）を自己点検・評価実施委員会に示し、必要な改善指示を適宜出すこととしている。</p> <p>さらに、「中央学院大学における内部質保証の推進に関する規程」（資料1-2）を2024年度に一部改正し、役割を定めた第5条を「大学質保証会議は、全学の3つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程</p>

	<p>編成・実施の方針、入学者受入れの方針)を踏まえた教育の企画・運用及び検証・改善を中心として、本学における内部質保証システムを有効に機能させる責任を負う。」とし、教学マネジメントの司令塔的な役割を大学質保証会議に担わせることにした(資料2-(2)-1-17)。</p> <p>以上のような体制を整えつつ、「学修者本位の教育体制の確立」に向けて学習管理システムの更新やポートフォリオ導入等についても検討を重ねており、現行の学事システムにおいてはカリキュラムマップと単位取得データから6つのディプロマ・ポリシーの達成度を「学びの成長度グラフ」で表示し、2025年6月にポータル上で学生と指導教員が確認できるように改修して「学びの可視化」を進めた(資料2-(2)-1-18)。また、アセスメントテストの分析データに基づく学修時間・学修行動の把握に関する全学教務委員会からの答申をもとに大学質保証会議において検証を行い、学生の学修時間を増やすため学長から関係部会に改善指示を出すことを手始めに、アセスメント・ポリシーを全学的に実行に移す運びとなっている(資料2-(2)-1-19)。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料2-(2)-1-1 学長諮問一覧 資料2-(2)-1-2 商学部部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-3 法学部部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-4 現代教養学部部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-5 商学研究科部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-6 入試部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-7 教務部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-8 図書館部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-9 学生支援部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-10 社会システム研究所部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-11 生涯学習センター部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-12 国際交流センター部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-13 事務局部会報告書(2024年度) 資料2-(2)-1-14 内部質保証に関する課題進捗表</p>

	<p>(2023) (2024年3月12日現在)</p> <p>資料2-(2)-1-15 自己点検・評価(2024年度実施)に基づく報告・改善要望書</p> <p>資料2-(2)-1-16「自己点検・評価(2024年度実施)に基づく報告・改善要望書」に対する回答書</p> <p>資料2-(2)-1-17 大学質保証会議議事録抜粋(2024年11月26日開催)</p> <p>資料2-(2)-1-18 学びの可視化に向けたCGUポータルの改修についてー「学びの成長度グラフ」の導入ー</p> <p>資料2-(2)-1-19 中央学院大学アセスメント・ポリシー</p>	
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1	
No.	種別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言(全文)	法学部、現代教養学部及び商学研究科修士課程の教育課程の編成・実施方針において、教育課程の実施に関する基本的な考え方が示されていないため、明文化するよう改善が求められる。
	大学評価時の状況	各学部はそれぞれ、学部の3つのポリシーを策定していたが、各学部のポリシーが大学全体として必ずしも整合性を持ったものとは言えない状況であった。また、商学研究科修士課程においても3つのポリシーを策定していたが、各学部と同様の状況であった。したがって指摘を受けた教育課程の実施に関する基本的な考え方の明示についても、統一されてはいなかった。このため、自己点検・評価実施委員会からも改善要望事項として、全学レベルでの3つのポリシーの策定が要請されていた。
	大学評価後の改善状況	教学マネジメント体制に責任を有する大学質保証会議が中心となり、新たに「中央学院大学の3つのポリシー」(資料2-(2)-2-1)を策定し、学部長会および教授会での協議を経て2023年3月に制定された(資料2-(2)-2-2~2-(2)-2-6)。大学質保証会議の下に設置されたワーキンググループ(副学長および各学部長

補佐から構成)が、各学部の内部質保証組織と密接な連携を取り合いながら新しく策定した全学3ポリシーと既存の学部3ポリシーの整合性を図る作業を行った。

全学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、「1. 幅広い知識と教養、2. 専門的学識、3. 問題発見力・解決力、4. 多様性の理解とコミュニケーション能力、5. 汎用的な能力、6. 地域連携・社会貢献」の6つから構成され、これに対応する形で各学部の教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を作成し、提言で指摘を受けた法学部および現代教養学部に関しても、学習方法や学修成果の多面的評価を含む体系的な教育課程の編成・実施の方針の明文化を行った(資料2-(2)-2-7、2-(2)-2-8)。これにより、全学および各学部の3つのポリシーが一貫性・整合性を有することになり、教育の質保証に係る検証基準が確立された(資料2-(2)-2-9～2-(2)-2-11)。

また、2024年度より各学部の「学生要覧」(資料2-(2)-2-12)にカリキュラムマップが掲載され、これに基づき学生に対する体系的な履修指導が可能になった(資料2-(2)-2-13～2-(2)-2-15)。2024年1月に学長・副学長連名の「初年次教育におけるカリキュラムマップの取り扱い」と題した文書により、各学部教授会において履修指導などを通じたカリキュラムマップの積極的な活用を指示した(資料2-(2)-2-16)。大学院商学研究科修士課程においては、研究科内自己点検・評価実施委員会委員を中心に、策定された「中央学院大学の3つのポリシー」と大学院の3つのポリシーについて検討した結果、「中央学院大学の3つのポリシー」に符合する内容に改正した大学院ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー(資料2-(2)-2-17)が2023年5月の研究科委員会で承認された(資料2-(2)-2-18)。これにより、商学研究科修士課程においても学習方法や学修成果の多面的評価を含む体系的な教育課程の編成・実施の方針の明文化が行われ、教育の質保証に係る検証基準が確立された。カリキュラムマップも2024年2月の研究科委員会で承認され(資料2-(2)-2-19)、2024年度より大学院商学研

	<p>究科「院生要覧」(資料 2-(2)-2-12)に掲載し、大学院生に対して大学院教育上の履修指導を行うことができるようになった。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-(2)-2-1 三つの方針 (https://www.cgu.ac.jp/about/spirit/educational_philos.html)</p> <p>資料 2-(2)-2-2 大学質保証会議議事録抜粋 (2022年12月13日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-3 学部長会議議事録抜粋 (2023年2月21日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-4 商学部教授会議議事録抜粋 (2023年3月6日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-5 法学部教授会議議事録抜粋 (2023年3月6日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-6 現代教養学部教授会議議事録抜粋 (2023年3月6日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-7 法学部 POLICY (https://www.cgu.ac.jp/faculty/law/#policy)</p> <p>資料 2-(2)-2-8 現代教養学部 POLICY (https://www.cgu.ac.jp/faculty/liberal_arts/#policy)</p> <p>資料 2-(2)-2-9 商学部教授会議議事録抜粋 (2023年7月19日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-10 法学部教授会議議事録抜粋 (2023年7月5日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-11 現代教養学部教授会議議事録抜粋 (2023年7月19日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-12 シラバス・学生要覧 (https://www.cgu.ac.jp/campuslife/course/syllabus.html)</p> <p>資料 2-(2)-2-13 商学部教授会議議事録抜粋 (2023年12月6日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-14 法学部教授会議議事録抜粋 (2024年1月17日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-15 現代教養学部教授会議議事録抜粋 (2023年12月6日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-16 初年次教育におけるカリキュラムマップの取り扱いについてのお願い</p>

	<p>資料 2-(2)-2-17 教育理念と 3 つのポリシー（大学院商学研究科） （https://www.cgu.ac.jp/faculty/graduate/commerce.html#policy）</p> <p>資料 2-(2)-2-18 大学院商学研究科委員会議事録抜粋 (2023 年 5 月 31 日開催)</p> <p>資料 2-(2)-2-19 大学院商学研究科委員会議事録抜粋 (2024 年 2 月 9 日開催)</p>	
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1	
No.	種 別	内 容
3	基準	基準 1 0 大学運営・財務 (2) 財務
	提言（全文）	「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準を推移しており、教育研究活動の安定的な遂行と必要な財政基盤の両立が十分に確立されているとはいえない。事業活動収支差額比率は改善傾向にあるが、教育研究経費比率の減少が要因となっていることから、教育研究環境の維持・向上の観点に留意しつつ、財政基盤の確立に向けた取り組みの具体化、実行が求められる。
	大学評価時の状況	提言を受けた 2021 年度は「要積立額に対する金融資産の充足率(積立率)」が 40.9% と低く、医歯系法人を除いた全国平均 78.4% の約 2 分の 1 の割合で、学校運営を教育面と財政面とで両立させるには改善を要す状況であった。 背景は在学生が 3,376 名と多く、事業活動収支差額比率は 8.9% と全国平均よりも高い比率であった（医歯系法人を除く全国平均 6.4%）。教育機関として必要となる教育研究経費比率は 34.0% で全国平均（34.3%）とほぼ同率の支出をもって教育活動を行った。
	大学評価後の改善状況	2023 年度における「要積立額に対する金融資産の充足率(積立率)」は 39.6% と大学評価時より 1.3 ポイント下回った。理由は法人事業の学校創立 125 周年記念におけるキャンパスリメイクや入学者数の変動（143 名減）等による。

	<p>積立率の著しい改善はなされていないが、本学は老朽化した教育施設の改善に巨額の資金支出をしており、学校創立 125 周年記念事業が一段落した時点で本格的な財務改善に取り組む予定である。</p> <p>なお、事業活動収支差額比率は 8.5% と全国平均よりも依然として高い(医歯系法人を除く全国平均 4.2%)。教育研究経費比率は 33.8% で医歯系法人を除いた全国平均 36.6% より下回っているが大学評価時の率と変わらず、教育活動の充実は継続している。</p> <p>〈改善に向けた今後の取組〉</p> <p>積立率の改善については、2024 年度より退職給与引当特定資産 1 千万円、減価償却引当特定資産 1 千万円、計 2 千万円の積立を始めた。2026 年度予算では退職給与引当特定資産 1,100 万円、減価償却引当特定資産 1,500 万円の増額を予定している。また、2026 年度から始まる第 3 期中期計画に向けては、財務構造の再構築を計るべく従来にない予算編成方針を打ち出し、事業活動収支差額の本格的改善に着手することになっている(資料 2-(2)-3-1)。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-3-1 令和 8 年度予算編成基本方針の策定にあたり
〈大学基準協会使用欄〉	
検討所見	
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1

令和3年度～6年度実施 自己点検・評価報告書

発行日 2025（令和7）年9月

発 行 中央学院大学

〒270-1196 千葉県我孫子市久寺家451

TEL 04（7183）6517

編 集 第九期自己点検・評価実施委員会

印 刷 株式会社いなもと印刷

〒300-0007 茨城県土浦市板谷6-28-8

TEL 029（826）1221

